ブラインド等のひもの安全対策

―東京都商品等安全対策協議会報告書―

平成２６年２月

東京都生活文化局

は じ め に

東京都商品等安全対策協議会（以下「協議会」という。）は、東京都の委嘱を受けた消費者団体、事業者団体、学識経験者等により構成され、商品等による危害や危険から都民を守るため検討・協議を行い、安全対策について提言している。

今回、公益社団法人日本小児科学会がホームページ上で公開しているInjury Alert（傷害速報）、東京消防庁の救急搬送事例、消費者庁の事故情報データバンクシステムから、輪になって垂れ下がったブラインド類・スクリーン類のひもやカーテンの留めひもが子供の首に引っかかり、窒息するなどの事故が7件確認された。そのうち1件は死亡事故であった。現在、ブラインド類・スクリーン類のひもについての安全対策として、業界団体内で統一的な警告表示による周知徹底を行っているが、安全器具の取付や配布などについては、各社判断で実施されており、コードクリップの装着など、使用が消費者に任されている部分もある。一方、海外では、米国で324件、欧州で10件など、多くの死亡事故が報告されており、これらの国では、ブラインド等のひもの安全性を確保するために任意規格や強制法規が導入されている。こうした状況を踏まえ、「ブラインド等のひもの安全対策」をテーマに協議を行うこととし、協議会は、平成25年10月から3回にわたり精力的に議論を行った。

協議会では、国内のブラインド等の市場と安全対策、国内外の事故事例、海外の規制状況等について現状を分析したほか、消費者アンケート調査や事故再現実験を実施し、事故実態や事故防止用の安全器具の有効性等を検証し、安全対策を実施するための課題を整理した。こうした議論を経て、協議会は、商品の改善、安全基準づくり、消費者に対する注意喚起等の観点から、国、製造・販売事業者団体、関連する団体や東京都が取り組むべき具体的事項を提言として取りまとめた。

協議会は、この報告に基づき、東京都が国や関係する団体等に対し提案・要望等を行い、ブラインド等のひもによる事故防止に向けて適切な対策が図られること、また、消費者に対し積極的な注意喚起・情報提供を行うことを求めるものである。

平成26年2月

東京都商品等安全対策協議会
会 長　丸 山 正 博

目次

本報告書における用語の定義

用　語	定　　　義
ブラインド等のひも	ブラインド類やスクリーン類のひも部分の他、カーテンのタッセル等のひも状部分
ブラインド類	ヨコ型ブラインド、タテ型ブラインド等
スクリーン類	ロールスクリーン、ローマンシェード、プリーツスクリーン等
「危害」経験	ひもに引っかかる・絡まる等して、ケガをした・窒息した等の経験
「危険」経験	ひもに引っかかる・絡まる等したが、ケガ・窒息等はしなかった経験
「ヒヤリ・ハット」経験	ひもに引っかかりそうになる・絡まりそうになる等して、ヒヤリとしたりハッとした経験

1.　ブラインド等のひもの安全対策に関する協議の背景

近年、家庭におけるブラインド類やスクリーン類のひも部分、カーテンのタッセル等のひも状部分が乳幼児の首に絡まる事故が発生している。2007 年以降、国内での事故事例は 7 件。うち、1 件が死亡事故であり、重篤な被害となる危険性があることがわかっている。

これに対し、日本ブラインド工業会（会員企業 4 社）では、2005 年よりブラインド類・スクリーン類の操作コード（チェーン）事故防止に関する警告表示を周知徹底している。安全器具は、荷重がかかると外れるセーフティジョイントや、子供の手の届かない位置にひもを束ねて上げておくコードクリップ等があり、各社の判断により装備している。しかしながら、安全器具の使用や取付けは、消費者の判断に委ねられているものもあり、安全器具の使用実態・有効性は不明というのが現状である。

一方、海外では、ブラインド等のひもの安全確保のために任意規格や強制法規が導入され、積極的に対策が実施されている国もある。国内においても事故を未然に防ぐための安全対策の強化が望まれるところである。

こうした現状を踏まえ、本協議会では、ブラインド等のひもに関する事故等の事例・実態の把握と検証を行い、事故を未然に防ぐための安全対策の強化について協議することとした。

本章の概要

【国内の事故事例】
- 2007 年以降、国内では、7 件の事故事例。うち死亡事故は 1 件。
- 東京都のヒヤリ・ハットに関するアンケートによると、子供のいる家庭の約 3%が、ブラインドのひもやカーテンの留めひも（タッセル）で、何らかの危害、危険、ヒヤリ・ハットを経験している。経験時の年齢は 3 歳以下が多い。
- 東京都のヒヤリ・ハットに関するアンケートでは、「子供がひもを引っかけて遊んでいた」という事例が多く見られた。

【ブラインド等の種類】
- ブラインド類には、ヨコ型ブラインド、タテ型ブラインド、ロールスクリーン、ローマンシェード、プリーツスクリーンなどがある。
- カーテンの留めひも（タッセル）は、大きく共布、ロープ状、細いひも状のものに分類される。

（1） 国内の事故事例

ア　主要データベース等から得られた事故（危害）事例

国内では、7 件の事故事例があり、うち死亡事故は 1 件である。

表 1-1 主要データベース等から得られた事故（危害）事例

年月	子供の年齢･性別	事故（危害）の内容		出典
2007.10（発生年月）	4 歳男児	危害（救急搬送、軽症）	飲食店待合室のブラインドのひもで遊んでいるうち、誤って首にひもが引っかかり頚部を受傷。	TF
2012.7（発生年月）	1 歳 1 ヶ月男児	危害（救急搬送、1 ヶ月入院）	母親が居間に不在であった数分の間に、カーテンのタッセルが前頸部にかかり、縊頚（いっけい）の状態となった。母親が発見した時、前のめりになるような姿勢で、前頸部に留めひもがかかっていた。足は床についていた。タッセル下端は床から 50cm ほどの高さ。子供は数歩程度の独歩が可能な発達段階。低酸素性脳症、全身性強直間代性痙攣（けいれん）と診断された。	IA
2012.11（発生年月）	6 ヶ月男児	死亡	ベッドに寝かせていたが、ブラインドのひもが子供の首に巻いていて反応がないのを、床の上で発見された。病院到着後 35 分後に死亡が確認された。ベッドの高さは 40cm。ベッド脇の窓のブラインドのひもが 2 本あり、一つは床に着き、もう一つは床から 22cm 離れたところまで垂れ下がっていた。22cm の方のひもに子供の首が引っかかり、心肺停止の状態で発見された。寝返りをしてベッドから落ちた際にたまたまひもが首に食い込んだと推測されている。	IA
2013.4（発生年月）	1 歳男児	危害（救急搬送、軽症）	カーテンレールのひもに誤って首が引っかかったもの。	TF
2013.5（発生年月）	1 歳 6 ヶ月男児	危害（救急搬送、1 日の経過観察入院）	自宅居間にいたが、祖母が洗濯物を干すために目を離した 10 分以内にブラインドのひもに首を引っかけて意識のない状態になっていた。ひもは首に巻きついておらず、足は床についていた。意識はなかったが呼吸はしていた。3 分ほど意識がない状態だった。一過性意識障害と診断された。頚部前方に約 3/4 周にひもによる圧迫痕を認めた。	IA
2013.7（受付年月）	1 歳 6 ヶ月男児	危害（受診せず）	ブラインドの高さを調節するひもに子供の首が引っかかった。擦過傷。	DB
2013.8（受付年月）	6 歳女児	危害	ブラインドのロープが切れる音がして振り向くと、女児が首を押さえており、首にロープの跡が赤く残っていた（治るのに一週間以上）。首にブラインドのロープが引っかかったまま、出窓の部分からソファに飛んだと思われる。	DB

出典） IA：日本小児科学会　Injury Alert（傷害速報）[1]
TF：東京消防庁救急搬送事例
DB：事故情報データバンクシステム[2]

1 http://www.jpeds.or.jp/alert/index.html　（検索日：2013 年 10 月 2 日）
2 http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/　（検索日：2014 年 1 月 8 日）相談者等への聞取り情報を含む。

表 1-2 主要データベース等から得られた事故（危険）事例

年月	子供の年齢・性別	事故（危険）の内容	出典
2011.4（投稿年月）	不明	ブラインドのひもに、自分で首を引っかけて吊って、取れない状態になっていた。いつもと違う声がして気づいたが、顔を赤くして首にひもが食い込んでいた。	CA
2011.9（受付年月）	1 歳	ブラインドのひもに子供の首が引っかかり、危うく首を吊るところだった。	DB
2013.5（投稿年月）	1 歳女児	ベッドで遊んでいて、ベッド横のブラインドのひもに首が引っかかり、大声で泣いていた。	CA

出典） DB：事故情報データバンクシステム
CA：消費者庁ホームページ「子どもを事故から守る！プロジェクト　皆様からお寄せいただいた体験談や工夫の紹介」[3]

3 http://www.caa.go.jp/kodomo/　（検索日：2013 年 10 月 2 日）

イ　東京都ヒヤリ・ハットに関するアンケート

東京都が、消費者に対して行ったアンケートの中で、協議会テーマ「ブラインド等のひもの安全対策」に関連する部分について報告する。

アンケート 1「乳幼児のやけどの危険（ヒヤリ・ハット）に関するアンケート」

・調査対象者：都内、神奈川県、千葉県、埼玉県に居住する 0 歳から 6 歳（未就学児）の子供を持つ 20 歳以上の男女（※この設問についてのみ、0～6 歳の子供の他に、小学生の子供がいる場合、その子供についても対象としている。）

・調査方法：WEBを利用したインターネットアンケート

・有効回答数：3,000 件

・アンケート実施期間：平成 25 年 8 月 23 日から 9 月 4 日まで

《設問》ブラインドのひもやカーテンの留め具（タッセル）に、あなたのお子さんの首がかかった、かかりそうになった、体が巻きついたといった経験はありますか。
（※回答は「ある」「ない」の二択。詳細について自由記述。）

表 1-3 経験が「ある」と回答のあった事例（100 件）

ブラインド類・スクリーン類	ループ状部分への引っかけ	首	【危害】　ひもに引っかかり（絡まり）ケガや窒息をしたが、病院を受診しなかった	1 件
			【危険】　ひもに引っかかり（絡まり）ケガや窒息をしそうになった	24 件
			【ヒヤリ・ハット】　ひもが首に引っかかり（絡まり）そうになった、ひもを首に引っかけて遊んでいた	32 件
		手足等	ひもが手足に引っかかった。(転倒、ブラインド落下なども含む)、ひもを手足に巻き付けて遊んでいた	34 件
	小　　計			91 件
カーテン	ループ状部分への引っかけ	首	【危害】　ひもに引っかかり（絡まり）ケガや窒息をしたが、病院を受診しなかった	0 件
			【危険】　ひもに引っかかり（絡まり）ケガや窒息をしそうになった	3 件
			【ヒヤリ・ハット】　ひもが首に引っかかり（絡まり）そうになった、ひもを首に引っかけて遊んでいた	4 件
		手足等	カーテンのひもに手足が引っかかった	1 件
	小　　計			8 件
覚えていない				1 件
合　　計				100 件

図 1-1 経験の有無

図 1-2 経験内容の内訳

■「ブラインド類・スクリーン類のひも」に首が引っかかった事例 25 件（【危害】1 件と【危険】24 件）について、記述内容を抜粋　※ひもで遊んでいた事例について下線を付記

【危害】ケガや窒息をしたが病院を受診しなかった

・床すれすれに垂れていたひものそばでふざけて遊んでいて、急に走り出した時にひもが首に引っかかり、一瞬首吊り状態で足が浮いてひっくり返りました。ひもには、垂れさがらないように上部で止めるためのクリップが付いていましたが、その時は使っていませんでした。息子は首に赤い跡が付き、泣きましたが、大事には至りませんでしたが、怖かったです。

【危険】ケガや窒息をしそうになった

・はいはいをしていてひもに首が引っかかって泣いた。泣き声で気付いた。
・ボールチェーンに首が引っかかってしまった。
・ひもに首が巻きつき転んだ。すぐに気がつき大丈夫だったが、親が気を付けないといけない。
・ホームセンターでブラインドのひもをいたずらして首に巻きついた。びっくりして泣いていた。
・子供がブラインドのひもで遊んでいたら首に絡まってしまった。
・一人でブラインドのひもで遊ぶようになり、泣くので見ると首にひもがかかっていた。
・ロールカーテンのひもで遊んでいたら首が引っかかってしまった。
・遊んでいるときに、操作用コードに首を引っかけたことが何度もある。友達の首にコードを引っかけたこともある。
・ブラインドのひもで遊んでいた際、首が絡まっていた。
・引っ張ったり振り回して遊んでたら首にかかったことがありひやっとした。
・動こうとしたら首にひもが引っかかり、ママーと呼んできた。
・つまずいて転んだ時にブラインドのヒモに首がかかって首吊り状態に。
・ひもで遊んでいて首に絡まった。同じ部屋にいてすぐに気が付いたので事なきをえた。
・宿泊先で、窓の外を見に行こうとした際に、ロープが首に引っかかった。
・夜寝ているときにブラインドのひもが首や体にまきついて苦しくて目が覚めた。ケガはなし。
・ブラインドのひもがたれていて遊び半分で首に巻きついてしまった。

・遊んでいるときに首に引っかかっているのに気が付かずジャンプしてしまい、引っかかった。
・悪ふざけで遊んでいるときに、ひもが首に巻きついた。
・そばを走っていた 1 歳過ぎの娘の首に引っかかった。また、たまたま転んだときに手や顔がブラインドのひもに入ってしまってそのまま絡まった。
・ひもで子供たちが遊んでいて、体や首に巻きついてしまった。
・ロールカーテンのひもの事故がありましたが、うちも同じ経験があったのでひもを結んでいました。
・すだれのひもを引っ張って遊んでおり、首に絡みついていた。声をあげたので何も無く済んだ。
・わざと自分から、ひもに体をぐるぐるに巻こうとして、首にひもが引っかかってる状態でバランスを崩して転倒。ひもに外れやすい部品が付いていたため、特にけがなし。
・足に引っかかって転んだり、首に巻きついたりしました。

■「カーテンの留めひも」に首が引っかかった事例 3 件（【危険】3 件）について、抜粋

【危険】ケガや窒息をしそうになった
・カーテンのひもにつかまってよろけてひもに首が引っかかって重力ですぐ取れたが危険だった。
・ひもに絡まり自分で取ろうともがいて逆に首に引っかかった。ケガはなかったが苦しかったようで泣いた。
・カーテンのとめ具に首を引っかけたが、重さでとめ具が外れて負傷しなかった。

■「ブラインドのひも」の首が引っかかった事例（【危害】・【危険】）についての年齢構成は下記のとおり

表 1-4 「ブラインドのひも」の首が引っかかった事例（【危害】・【危険】）についての年齢構成

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	不明	合計
3 件	2 件	2 件	3 件	0 件	2 件	0 件	13 件	25 件

アンケート 2「小学生の身の回りの危険（ヒヤリ・ハット）に関するアンケート」

・調査対象者：都内、神奈川県、千葉県、埼玉県に居住する小学生（1 年生から 6 年生まで）の子供を持つ 20 歳以上の男女（※本設問には、乳幼児の時の経験についてもお聞きする旨を記載している。）
・調査方法：WEBを利用したインターネットアンケート
・有効回答数：3,000 件
・アンケート実施期間：平成 25 年 8 月 9 日から 8 月 23 日まで

《設問》ブラインドのひもやカーテンの留め具（タッセル）に、あなたのお子さんの首がかかった、かかりそうになった、体が巻きついたといった経験はありますか。
（※回答は「ある」「ない」の二択。詳細について自由記述。）

表 1-5 経験が「ある」と回答のあった事例(91 件)

ブラインド類・スクリーン類	ループ状部分への引っかけ	首	【危害】 ひもに引っかかり(絡まり)ケガや窒息をしたが、病院を受診しなかった	2 件
			【危険】 ひもに引っかかり(絡まり)ケガや窒息をしそうになった	16 件
			【ヒヤリ・ハット】 ひもが首に引っかかり(絡まり)そうになった、ひもを首に引っかけて遊んでいた	12 件
		手足等	ひもが手足に引っかかった。(転倒、ブラインド落下なども含む)、ひもを手足に巻き付けて遊んでいた	19 件
	小 計			49 件
カーテン	ループ状部分への引っかけ	首	【危害】 ひもに引っかかり(絡まり)ケガや窒息をしたが、病院を受診しなかった	1 件
			【危険】 ひもに引っかかり(絡まり)ケガや窒息をしそうになった	2 件
			【ヒヤリ・ハット】 ひもが首に引っかかり(絡まり)そうになった、ひもを首に引っかけて遊んでいた	2 件
		手足等	カーテンのひもに手足が引っかかった	1 件
	小 計			6 件
覚えていない				36 件
合 計				91 件

図 1-3 経験の有無

図 1-4 経験内容の内訳

■「ブラインド類・スクリーン類のひも」に首が引っかかった事例 **18** 件（【危害】**2** 件と【危険】**16** 件）について、記述内容を抜粋

【危害】ケガや窒息をしたが病院を受診しなかった。
・病院には行かなかったが、首にくっきり痣ができた。
・すぐに抱きかかえて下ろしたが、首に擦り傷ができた。

【危険】ケガや窒息をしそうになった。
・子供の首にひもがかかってしまい、あわてて外した。
・ブラインドの下で遊んでいたとき首に引っかかって、自分で抜け出せなかった。
・ひもが首にかかった状態で動き回っていた。首が絞まる可能性があり怖かった。
・ベッドのわきにあるブラインドのひもが首にかかって危なかった。
・運悪く輪に首が入り、首がしまる出来事があった。
・ブラインドのひもが首に引っかかったことがある。幸いすぐに外れるような安全装置がついているがそうでない商品だったら怖い。
・長いひもに引っかかって、首が吊った、転んだ。
・そばにいたのですぐに外せたが、いない時に起きたら大変だと思った。
・動いたら首が締まりそうだった。実際はすぐに気が付いたので、回避はできた。
・移動しようとしたときに首にひもが引っかかり首が絞まりそうになった。
・たまたま近くにいたのですぐに助けられて大した事故にならなかったが、本当に怖かった。
・首が引っかかって絡まっていた。すぐに気付いて外したので大事には至らなかった。
・病院内や店舗のブラインドで子供が遊んでいて首や足が絡まったことがある。
・首が引っかかって転んだが頭を軽く打っただけで済んだ。
・自分で開けた時首に引っかかり、一緒にいたのですぐに取り除いた。
・すだれのひもが首に引っかかり、取ろうとしてあせり、余計首を絞めた。

■「カーテンの留めひも」に首が引っかかった事例 **3** 件（【危害】**1** 件と【危険】**2** 件）について、記述内容を抜粋

【危害】ケガや窒息をしたが病院を受診しなかった
・ソファーによじ登って、窓際のカーテンのひもに首をかけてしまった。子供のうめき声ですぐに気付いたので、何事もなく済んだ。

【危険】ケガや窒息をしそうになった
・カーテン巻のひもが子供の首にかかった。
・カーテンタッセルで首が引っかかってしまったが、ひもが切れてはずれたので大事に至らなかった。

■「ブラインドのひも」に首が引っかかった事例（【危害】・【危険】）についての年齢構成は下記のとおり

表 1-6 「ブラインドのひも」に首が引っかかった事例（【危害】・【危険】）についての年齢構成

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	不明	合計
0 件	0 件	7 件	5 件	0 件	1 件	1 件	4 件	18 件

（2） ブラインド等の種類

ア　主なブラインド類・スクリーン類の種類
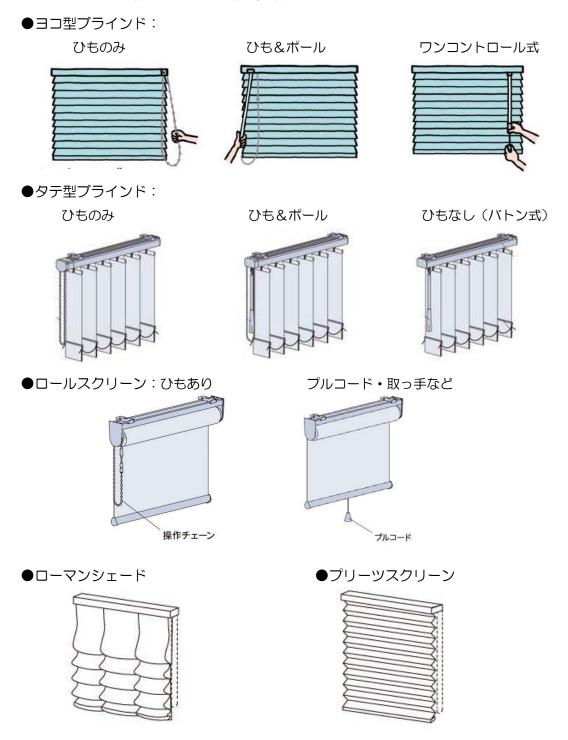
図 1-5　主なブラインド類・スクリーン類の種類

イ　カーテンの留めひもの種類

●カーテンの留めひも（タッセル）:

共布

ロープ状

細いひも状

図 1-6 主な留めひも(タッセル)の種類

2.　ブラインド等のひもの安全対策に関する現況調査

本章の概要

【国内のブラインド等の市場の動向】

- ブラインド類・スクリーン類は、カーテンに比較し市場規模は小さいものの、一定のシェアを確保している。
- ブラインドについては、ほとんどが国内生産で、主要 4 社で市場の約 8 割を占めている。オーダーを受けてから 1-2 週間で生産・納品する。
- 新築時やリフォームの一環での購入が多く、単体での買い替え需要の周期は 10 年弱とみられている。

【(国内の)ひもの安全対策】

- ブラインド類・スクリーン類のひもについては、日本ブラインド工業会にて警告マークの添付を徹底。安全対策は各社判断で実施されているが、コードクリップの装着などユーザーに任されている部分もある。
- カーテンの留めひも(タッセル)で危険性の高い細いひも状のものについては、インターネットや量販店で売られているケースが多く、対策が遅れている。

【海外の事故事例】

- 海外では、多数の事故事例があり、ローマンシェードの裏側のひもや、何らかの形で束ねられたループによる事故も報告されている。
- 米国では、リコールの事例も多いが、改善されているものも多い。

【海外の法規制・規格】

- ブラインド等のひもの安全性確保のために、海外では、任意規格、強制法規が導入されている。欧州(英国を含む)、米国は任意規格、カナダ、オーストラリア、韓国は強制法規となっている(カナダは強制法規により任意規格を義務化)。
- 安全基準等に関する定量的な(数値による)規定を設けているのは米国、カナダ、オーストラリア、韓国の 4 ヶ国。
- 各国、地域で規制・規格の導入や見直しが進行中。複数国の政府機関が連携するなど、行政側の後押しが見られる。

【海外の法規制・規格の効果】

- いずれの国においても、法規制や規格の導入前後で事故件数に大きな変化はみられない。
- 任意規格導入や商品のリコールが行われても依然として事故が発生していることから、米国では市民団体等による強制法規化を望む嘆願書が提出されている。
- 法規制・規格導入と事故件数の相関について、オーストラリア政府の報告書は確定的なことはいえないと明示している。

【海外の法規制・規格以外の対策(政府及び団体)】

- 各国政府や各団体等によって、法規制や規格の導入以外の対策(啓発活動や情報提供等)も講じられている。

（1） 国内のブラインド等の市場動向・安全対策

ア　国内のブラインド等の市場の動向

ブラインド類・スクリーン類・カーテンの市場規模は、住宅着工戸数に連動する傾向にあり、ここ 3 年はやや好調である。市場規模の半分強はカーテンであり、次いでスクリーン類、ブラインド類となっている。その中で、スクリーン類のシェアがやや高まっている。

本調査でのアンケートによれば、小さい子供のいる住宅の約 3 割でブラインド類またはスクリーン類が設置されている。

表 2-1 ブラインド類・スクリーン類・カーテンの市場規模（卸売ベース）（単位：億円）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
ブラインド類	317	264	255	279	278
ヨコ型ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ	*245*	*205*	*197*	*220*	*214*
タテ型ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ	*72*	*60*	*58*	*59*	*64*
スクリーン類	352	311	315	316	341
ロールスクリーン	*233*	*201*	*196*	*193*	*219*
ローマンシェード	*67*	*61*	*68*	*68*	*65*
ﾌﾟﾘｰﾂｽｸﾘｰﾝ	*52*	*50*	*52*	*55*	*58*
カーテン	1,202	1,092	1,106	1,094	1,108
カーテンレール類	256	231	227	235	239
合　計	2,127	1,898	1,904	1,923	1,966

出典）一般社団法人日本インテリアファブリックス協会（NIF）「平成 23 年度のインテリアファブリックス事業の概況＜市場規模の算定＞」「平成 24 年度のインテリアファブリックス事業の概況＜市場規模の算定＞」

注）「ヨコ型ブラインド」「タテ型ブラインド」：原本ではそれぞれ「ベネシャンブラインド」「バーチカルブラインド」

カーテンについては、近年の量販店・ホームセンターでの販売増を背景に、オーダー製品から既成品へシフトする流れもあり、輸入品は約 2 割を占めている。一方、ブラインドについては、ほとんどが国内生産であり、主要 4 社で市場の約 8 割（金額ベース）を占めている。オーダーを受けてから 1-2 週間で生産・納品する。

消費者は、コスト、機能、装飾性といった観点で商品を選択している。ブラインドはカーテンに比べて機能を重視しての選択が多い。

新築時やリフォームの一環での購入が多く、単体での買い替え需要の周期は 10 年弱と考えられている。

カーテンの留めひも（タッセル）のうち、細いひも状やロープ状のものは、装飾性の観点から選ばれる。ほとんどが輸入品であり、ネットや量販店で売られることが多く対策が遅れている。

イ　ひもの安全対策について

（ア）ブラインド類・スクリーン類のひも

日本ブラインド工業会において、平成 17 年（2005 年）に警告マークを作り周知を徹底している。同年以降、各社の判断で安全器具が装備されている。安全器具は、基本的に、セーフティジョイント（荷重によって外れるジョイント）、コードクリップ、壁やポール等へ固定するコードフックの 3 種類。

輸入製品の中には、チェーン固定具を付属しているものもある。
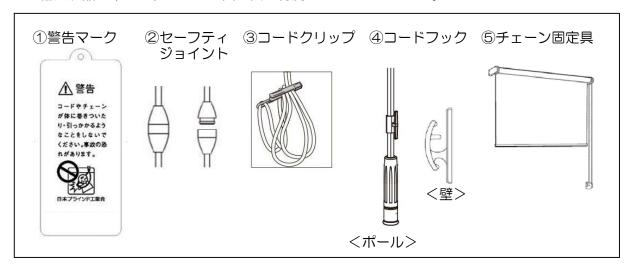
①警告マーク：日本ブラインド工業会の警告マーク
②セーフティジョイント：ひもの途中に設置され、一定の荷重で外れるジョイント
③コードクリップ：ひもを高い位置でまとめておくためのクリップ
④コードフック：＜ポール＞ワンコントロール式のポールに、ひもを固定するフック
＜壁＞ひもを高い位置にまとめておくための、壁固定型フック
⑤チェーン固定具：壁に設置し、ボールチェーンを引っかけることで、ループ状になるのを防ぐ器具（引っかけた状態で操作を行う）

図 2-1　安全器具等の種類

セーフティジョイント等については、会員各社それぞれが自社基準を設定している。例えば、ある社の自社基準は、幼児の頭の入る大きさ（300mm 以上、直径 100mm 以上）のループがある商品について、ヨチヨチ歩きの幼児の体重（8.0kg から 12.9kg）に対応する 80N で外れるジョイントを付けている。また、検査・計測は自社で行っている。

安全確保の方法は複数あり、また、ひも（またはチェーン）の伸縮性等の条件が多様であることから、安全基準を統一することは難しいと想定されている。

タグまたはシール、及び取扱説明書によって危険性の周知が行われているが、コードクリップの利用実態等は把握できていない。

事故情報については、日本ブラインド工業会としての窓口はない。最終消費者からの声は、各社で各営業店を通じて本社に届いている。状況に応じ日本ブラインド工業会にて検討される。

（イ）カーテン留めひも（タッセル）

留めひも（タッセル）は、共布（ともぬの）、ロープ状、細いひも状の、おおまかに 3 種類ある。

共布（ともぬの）・ロープ状のものは、ループ状の状態で子供の頭より小さいため、リスクは小さいと考えられる。

事故リスクが高いのは、細いひも状のタッセルであり、輸入品、量販店やネット販売が多いため、業界としての把握は難しい。タッセルについての安全表示はなく、自主基準も現在のところない。

安全対策として、壁の房掛けにかけるひも部分を 1 つとして面ファスナーで留めるもの、マグネットで留めるものなども商品化されている。

業界（一般社団法人日本インテリアファブリックス協会（NIF））として、ひもの長さ等の具体的な基準はあったほうがよいと考えている。ただ、家具との位置や好み等によって、房掛けの設置高さが変わり、タッセルの位置も異なるので、設定は難しいだろうとの意見であった。

事故情報について、NIF の直接窓口はない。最終消費者からの声は、各社で各営業店を通じて本社に届き、状況に応じ NIF 幹事会にて検討される。

（調査協力：日本ブラインド工業会、一般社団法人日本インテリアファブリックス協会
調査時期：平成 25 年 9～10 月）

（2） 海外の事故事例

ア　主要な事故統計データ

（ア）米国

- 米国消費者製品安全委員会（CPSC）の統計によれば、1985 年から 2012 年までに窓カバーのひもでの死亡事故が 324 件、負傷事故が 122 件起きている。死亡者数の推移は次のとおり。

表 2-2 米国消費者製品安全委員会が把握する各年死亡者数

年	死亡者数
1981-1994 年	約 140 人（年平均約 10 人）
1996-2002 年	79 人（年平均約 11 人）
1996 年	16 人
1997 年	12 人
1998 年	12 人
1999 年	7 人
2000 年	10 人
2001 年	11 人
2002 年	11 人
2003 年	17 人
2004 年	6 人
2005 年	9 人
2006 年	7 人
2007 年	9 人
2008 年	17 人
2009 年	14 人
2010 年	11 人
2011 年	6 人
2012 年	5 人

出典）1981-2002 年：米国消費者製品安全委員会「窓カバーひもに伴う死亡事故の分析（1996-2002 年）」（2004 年 11 月）、
2003-2012 年：米国 9 団体（ブラインド安全のための親の会[4] 、米国消費者連合等）による「米国消費者製品安全委員会に対する窓カバーの安全性に関する立法を求める嘆願書」（2013 年 5 月）より東京都作成

- 米国消費者製品安全委員会は、2006 年から 2009 年までにローマンシェードでの 5 件の死亡事故と 16 件の縊頚（いっけい）に近い重大事故、2001 年から 2009 年までロールアップ式ブラインドでの 3 件の死亡事故の報告を受けている（米国消費者製品安全委員会 2009 年 12 月 15 日プレスリリース）

（イ）欧州

- 欧州連合の 15 ヶ国において、1998 年の 1 年間にブラインドまたはカーテンのひもの事故で 129 名の子供が入院した（2011 年欧州委員会決定で引用された統計／2004 年欧州消

[4] Parents for Window Blind Safety

費者安全協会報告書）

- 2008 年から 2010 年までの間、英国、アイルランド、フィンランド、オランダ及びトルコにおいて 15 ヶ月から 36 ヶ月までの子供の死亡事故が 10 件認識されている（2011 年欧州委員会決定で引用された統計）

（ウ）英国

- 英国では、2010 年から 2013 年 2 月までに 13 件のブラインドひもによる死亡事故が発生した（BBC ニュース）

（エ）カナダ

- カナダ保健省によれば、カナダでは 1986 年から 2010 年までに 28 件のブラインドひもによる事故が発生した（CBC ニュース）

（オ）オーストラリア

- オーストラリア公正取引・消費者委員会（ACCC）によれば、オーストラリアにおいて毎年 1～2 名の子供がブラインドまたはカーテンのひもによる縊頚（いっけい）事故で死亡している
- 2001 から 2008 年、オーストラリアでは 11 件の死亡事故があった。うち 9 件は 3 歳以下であった。
- 1990 年代から少なくとも 15 件のブラインドまたはカーテンひもによる死亡事故が発生した（シドニーモーニングヘラルド）
- 2000 年から国内で 12 件以上のブラインドひもによる死亡事故が発生した。年々、縊頚（いっけい）に近い状態で助かる例も増えている（ナチュラル・ペアレンティング 2013 年 3 月記事）

イ　米国においてリコール対象となった製品による重大事例

米国消費者製品安全委員会はリコール関連製品の事故情報を提供している。最近の事故情報は表 2-3 のとおりである。なお、リコールされた製品を再販売すること、または再販売を企図することは法令違反である。

表 2-3 以外に、死傷者がなかったものの、製品が縊頚（いっけい）をもたらす危険性を理由にリコールされた製品は、最近の例でも以下などがある 。

- 2012.11　H 社製プリーツスクリーン（コードを止める安全器具の不具合が原因）
- 2011.10　I 社のローマンシェードとロールアップブラインド（ひもに縊頚（いっけい）の危険があり、2010 年 3 月に実施したリコールを再告知）
- 2011.06　J 社製ローマンシェード（内部ひもによる縊頚（いっけい）の危険が原因）

表 2-3 米国においてリコール対象となった製品による重大事例

発生年月	子供の年齢・性別	事故の内容	
2006.5	4 歳女児	死亡	タテ型ブラインドのコードのひものループによる縊頚（いっけい）。ひもは壁や床に固定されていなかった。（2009 年 8 月 A 社たて型ブラインドのリコールの一因）
2007.11	1 歳男児	死亡	持ち運び式ベビーベッドのなかに落ちたロールアップブラインドのひものループに引っかかった。（2009 年 8 月 B 社リコールの一因）
2008.3	2 歳男児	擦過傷・後遺症なし	おもちゃのいすに登って窓の外を見ようとしてローマンシェード（中国製）の内部のひもに首が引っかかった。両親が外した。（2009 年 10 月 C 社リコールの一因）
2008.4	1 歳女児	死亡	ローマンシェードの内部のひもによる縊頚（いっけい）。（D 社のリコールの促進要因）
2008.4	2 歳男児	負傷	ローマンシェードの内部のひもによる縊頚（いっけい）。（D 社のリコールの促進要因）
2008.10	13 ヶ月男児	死亡	ローマンシェードの裏側の内部ひもと布の間に頭が引っかかった状態。耳の間の圧迫による死亡。（2009 年 8 月 B 社のリコールの一因）
2009.	2 歳女児	死亡	タテ型ブラインドのひものループ（壁や床への固定なし）に首が引っかかった。（2012 年 9 月 E 社のリコールの一因）
2009.05	5 歳男児	治療不要	ローマンシェードのひものループに絡まった。（2009 年 12 月 F 社リコールの一因）
2009.11	2 歳男児	不明	ローマンシェードの内部のひもに首と腕が絡まった。（2009 年 12 月 G 社のリコールの一因）
2010.2	18 ヶ月男児	負傷	ローマンシェードのひもによる縊頚（いっけい）。（2009 年 12 月 D 社リコールのリコール対象製品）
2010.5	22 ヶ月男児	死亡	ローマンシェードの外部の引きひもに首がかかった状態で発見された。引きひもはボタンの部分で結ばれていた。（2009 年 10 月 C 社のリコール対象製品）
2010.7	4 歳男児	擦過傷	ローマンシェードのひもに首が絡まった。（2009 年 12 月 G 社のリコール対象製品）

出典）米国消費者製品安全委員会のリコール情報より検索・整理

ウ 米国消費者製品安全委員会の報告書（2004 年）による事故統計

米国消費者製品安全委員会は報告書「窓カバーひもに伴う死亡事故の分析（1996-2002 年）」（2004 年 11 月）のなかで、1996 年から 2002 年に発生した 79 件のうち十分な情報を得た 66 件の死亡事故に関して包括的に分析している。その概要は以下のとおり。

- 犠牲となった子供の月齢は 8 ヶ月から 78 ヶ月（6 歳半）と幅広いが、12 ヶ月から 15 ヶ月に集中している。
- 縊頚（いっけい）の原因として、製品の一部であるループが約 4 割、何らかのかたちで束ねられたループが約 3 割、ブラインドやローマンシェードの内側のひもが約 2 割、子供が自ら巻きつけたケースが約 1 割であった。
- 任意規格に整合しているケースが 5 割強、不整合のケースが 4 割弱であった。

エ　報道等から得られた最近の各国の重大事例

表 2-4 報道等から得られた最近の各国の重大事例

発生年月	発生国	子供の年齢・性別	事故の内容	
2000.2	米国	1 歳 1 ヶ月	死亡	寝室にあったブラインドのひもに首が引っかかった。
2008.4	カナダ	2 歳女児	死亡	ブラインドのひもに首が引っかかった。ひもは緩んでおり、首に巻きつく可能性が高い状態だった。
2010.2	英国	1 歳 4 ヶ月	死亡	ブラインドのひもに首が絡まった。
2010.2	英国	3 ヶ月男児	死亡	アニメ番組を見ているとき、誤ってブラインドのひもに首が絡まった。
2010.	米国	1 歳 6 ヶ月	救急搬送	自宅リビングでブラインドのひもに首が引っかかった。
2011.5	英国	1 歳 6 ヶ月男児	死亡	ローマ式ブラインドのひもに、首が引っかかった。
2011.	オーストラリア	3 歳女児	死亡	キッチンでブラインドのひもに、首が引っかかった。
2012.8	英国	3 歳女児	死亡	寝室のベッドで昼寝をしていたところ、ブラインドのひもに首が絡まった。
2012.10	英国	2 歳女児	死亡	ブラインドのひもに引っかかった。
2012.11	カナダ	2 歳男児	死亡	ブラインドのひもに引っかかった。
2013.2	英国	1 歳 6 ヶ月男児	死亡	ブラインドのひもに首が引っかかった。
2013.4	米国	2 歳男児	死亡	寝室にある窓によじ上ろうとした際に、ブラインドのひも（ナイロン製）に首が引っかかった。
2013.5	オーストラリア	2 歳	死亡	ブラインドのひもが首に巻きついた。
2013.6	英国	1 歳 5 ヶ月女児	死亡	居間で遊んでいてブラインドのひもに首が引っかかった。
2013.7	米国	3 歳男児	意識不明回復	ブラインドのひもに首が引っかかった。発見時は意識不明なるも、駆けつけた警官による応急処置で回復。
2013.8	オーストラリア	1 歳 6 ヶ月男児	死亡	寝室でベッド横にあったブラインドのひもに誤って首が引っかかったもの。

出典）以下の各国インターネットニュース、情報交換サイト等
（検索日：2013 年 10 月および 2014 年 1 月）
米国： CBS ニュース（インターネット）、NBC ニュース（インターネット）、Philly .com（インターネットニュース）
英国：BBC ニュース（インターネット）、Mail オンライン（インターネットニュース）、Parent dish（情報交換サイトのニュース）、Independent .ie（アイルランドのインターネットニュース）FOX、ニュース（インターネット）
オーストラリア：シドニーモーニングヘラルド（インターネット）、ナチュラル・ペアレンティング（インターネットニュース）、Go Articles.com（ウェブダイレクトリー）、The Telegraph（インターネットニュース）
カナダ：CBC ニュース（インターネット）

(3) 海外の法規制・規格

ブラインド等のひもの安全性確保のために、海外では、任意規格、強制法規が導入されている。欧州（英国を含む)、米国は任意規格、カナダ、オーストラリア、韓国は強制法規となっている（カナダは強制法規により任意規格を義務化)。

安全基準等に関する定量的な（数値による）規定を設けているのは米国、カナダ、オーストラリア、韓国の 4 ヶ国である。

各国、地域で規制・規格の導入や見直しが進行中である。また、複数国の政府機関が連携するなど、行政側の後押しが見られる。

表 2-5 各国連携による行政機関の動き（例）

2010 年 7 月 欧州・米国・カナダ	欧州委員会保健・消費者総局、米国消費者製品安全委員会（CPSC）及びカナダ保健省が初の共同発表で産業界に対してリスクの削減を要請
2012 年 2 月 欧州・米国・カナダ・オーストラリア	欧州委員会保健・消費者総局、米国消費者製品安全委員会（CPSC)、カナダ保健省及びオーストラリア公正取引・消費者委員会（ACCC）は合同で、業界団体や規格策定団体に対し規制・規格等の策定や見直し時の指針とすべき安全要件等を発表

出典）欧州委員会保健・消費者総局、米国消費者製品安全委員会及びカナダ保健省合同書簡規制策定指針に関する書簡（2010 年 7 月)、欧州委員会保健・消費者総局、米国消費者製品安全委員会、カナダ保健省及びオーストラリア公正取引・消費者委員会合同書簡「ひも付窓カバー安全性に関する合意」(2012 年 2 月）

表 2-6 欧州委員会及び主要国のブラインド等のひもの安全性に関する規制・規格等

	欧州委員会	英国　（注 4）	米国
概況と最近の動き	2009 年欧州規格が欧州各国を含む 39 ヶ国で採用されてきたが、その製品対象範囲が不十分であるとし、2011 年の欧州委員会決定に基づき、規格の見直しを実施中。新規格は 2014 年 2 月公表の見通し。加えて、縊頚（いっけい）からの危険防止に関する試験方法及び同安全装置に関する 2 つの新規格（注 1）が 2014 年 2 月公表の見通し。	2009 年欧州規格を英国規格として採用	1996 年の任意規格導入以来、任意規格を改訂 強制法規化を求める市民団体が活発化。2013 年 5 月に嘆願書を提出
規制・規格等の名称	①欧州規格 EN13120:2009 屋内ブラインドー安全性を含む性能要件 ②屋内ブラインド、ひも付窓カバー（注 2)、安全器具による子供に対する特定の危険性に対応する欧州規格による安全要求に関する 2011 年 7 月 27 日欧州委員会決定（注 3）	英国規格 BS EN13120:2009 屋内ブラインドー安全性を含む性能要件	米国規格 ANSI/WCMA A100.1 – 2012 ひも付窓カバー製品（注 2）の安全性に関する米国国家規格
法的拘束力	①任意規格 ②委員会決定（法的拘束力あり）	任意規格	任意規格（但し国内製造・流通業者に整合性確保を求める）
導入・改定・発効時期	①2009 年 ②2011 年 8 月	2009 年 8 月	1996 年 ANSI 規格導入、現行規格は 2007 年発効、2012 年 11 月改正
所管する政府機関・団体	①欧州標準化委員会（CEN） ②の所轄は欧州委員会保健・消費者総局	英国規格協会（BSI） ほかに団体（RoSPA）等が啓発活動を実施	米国国家規格協会（ANSI） 米国窓カバー製造協会（WCMA）
主要な内容	欧州委員会決定（上記②）は、対象となる窓カバーの種類等の定義 安全確保の対象月齢を 0～42 ヶ月と定義 危険なループの形式をとらないこと、安全器具を製品の統合された一部とすること、安全器具が危険な形状ではないことに加えて、耐久性を備え、数度の試験をパスし、気候の変化などに影響されにくいものであることなどを要求。また、乳幼児が誤飲しないような大きさの部品を用いるなどの規定を定める。 表示を義務付け（表示イラストや安全対策の図表等はなし）。	欧州規格（左欄①）及び英国規格は、いずれもブラインドの製造、移送、据付、操作、保守に関連する危険性について規定 ・ローマンシェード、オーストリアンシェード等は対象外 ・縊頚（いっけい）についての規定は次のとおり 「縊頚（いっけい）の危険性」として、表示義務、安全器具または安全デザインの確保を規定（10 数行） 「ひも、チェーン及びテープに関する追加警告」として、記載内容を文字で規定（表示例の図表はなし） 「附属書 C（参考）安全機器と措置」に 7 種の安全確保の方法を列挙（縊頚（いっけい）については表示イラストや安全対策の図表等なし）	68 ページに渡る図表入りの詳細な規格 対象となる窓カバーの定義 ひもの形状や長さの要件 タグなどの安全表示の具体的な方法（各種ブラインドによって異なるタグを掲載） 設置に際しての具体的な要件 安全装置に関する要件とその試験方法 【詳細後述】

表 2-6 欧州委員会及び主要国のブラインド等のひもの安全性に関する規制･規格等（続き）

	カナダ	オーストラリア	韓国
概況と最近の動き	2009 年以来、強制法規において任意規格中の製品要件及び表示要件の遵守を規定 任意規格は米国規格を若干変更 保健省主導で安全啓発活動	2006 年頃より強化された連邦政府レベルでの製品基準の統一化のなかで立法。これに伴い 2002 年から 2009 年までに導入された州の規制は廃止	2011 年 7 月、知識経済部（日本の省に相当、現・産業通商資源部）が安全基準の施行を予告、業界等の意見収斂の期間を経て施行
規制･規格等の名称	①ひも付窓カバー（注 2）規制（消費者製品安全法に基づく） ②ひも付窓カバー製品（注 2）の安全性（CAN/CSA-Z600）	2010 年ひも付窓カバー(注 2）規制-消費者製品安全基準に係る商取引規則	安全・品質表示基準「窓ブラインド」(品質管理及び工業製品安全法　付属書 35）
法的拘束力	①強制法規 ②任意規格	強制法規	強制法規（行政規則、違反の場合の罰則あり）
導入・改定･発効時期	①2009 年 4 月発効、2012 年 3 月改正 ②1999 年発効、2007 年改訂	2010 年 7 月	2013 年 7 月
所管する政府機関･団体	①カナダ保健省 ②カナダ規格協会（CSA）	オーストラリア公正取引･消費者委員会（ACCC）	産業通商資源部（旧知識経済部）
主要な内容	①対象となる窓カバーの定義 具体的な内容は以下②（カナダ規格）に準じることを規定 責任者には製品の整合性を示す書類を 3 年に渡り保存する義務 （事故報告制度やリコール制度、規制機関による査察など規定している。） ②米国 ANSI/WCMA にカナダの実情を反映し修正。輸入品を含む、国内で使用されるすべてのブラインド製品に適用。 ラベリングや製品性能について記載 【詳細後述】	対象となる窓カバーの定義 設置及び管理の際の安全確保の方法を規定 ひもの形状や長さに関する具体的要件 安全装置に関する要件 安全表示義務（製品パッケージ及びひもへの注意の添付） 【詳細後述】 （表示イラストや安全対策の図表等はなし）	対象となる窓カバーの定義（ブラインドの構造を図解） 安全要件の形状別規定 ひもの形状や長さの要件 安全器具の規定 【詳細後述】 使用上の注意事項に関する表示の義務（表示内容のひながたあり）

出典）欧州委員会、欧州標準化委員会、米国窓カバー製造協会、カナダ保健省、オーストラリア公正取引・消費者委員会ウェブサイト及び財団法人自治体国際化協会（CLAIR）調査

注 1）CEN で公表準備中の規格は、屋内ブラインドー縊頚（いっけい）からの危険防止-試験方法（FprEN 16433　Internal blinds - Protection from strangulation hazards - Test methods）及び縊頚（いっけい）からの危険防止-安全装置の要件及び試験方法（FprEN 16434　Internal blinds - Protection from strangulation hazards - Requirements and Test methods for safety devices）

注 2）各国の規制・規格では、ひも付きのカーテンやブラインドなどを「ひも付窓カバー（corded window covering products)」と総称する場合が多い。

注 3）正式名称は「欧州議会及び理事会指令 2001/95/EC に基づく屋内ブラインド、ひも付窓カバー及び安全器具によるひもに対する特定の危険性に対応する欧州規格による安全要求に関する 2011 年 7 月 27 日欧州委員会決定」

注 4）英国に限らず欧州を中心とする 39 ヶ国は同様に自国規格として欧州規格を用いている。但し、アイルランドは 2012 年に独自の国家規格を採用

ア　定量的な規定

縊頚（いっけい）防止策に関する定量的な規定を有する国と内容は次のとおり（耐久性についての規定は割愛する）。

（ア）米国・カナダ（ANSI/WCMA A100.1 – 2012 ひも付き窓カバー製品の安全性に関する米国国家規格、ひも付ブラインド製品の安全性（CAN/CSA-Z600））

- 触れることができる独立のループ（外部・内部ひもとも）は、153mm 以下または直径102mm 以下（第 3.19 条、付属書 D 等）。
- ループコード開放器具（Loop Cord Release Device）は、所定の条件で実験した際、最低22.2N で開放されるものとする。同器具はひもを接合するものであり、一定の荷重がかかると左右に分かれる（縦に分離される）。なお、22.2N は器具単体での試験の際に基準とする数値であり、実際に設置した場合にはより大きな力によらなければ外れることはない。
- ループコード開放器具以外の安全器具（例えば壁に設置し、一定の張力でひものループ形成を防ぐ器具（tension devices）等）についても規定がある。
- また、イコライザーについての規定がある（イコライザー上部の複数ひも部分を 76mm以下にすべきとするとともに、イコライザーの破壊試験方法等を規定している）。

（参考）イコライザーとは、ブラインド類・スクリーン類の機構部の細いひもを数本束ねている部品。

（イ）オーストラリア（2010 年ひも付屋内窓カバー規制−消費者製品安全基準に係る商取引規則）

- 安全器具として、止め具（cleat）とコードガイド（cord guide、米国・カナダにおける tension器具と同様、ひもを通し壁に設置する器具）の 2 点について規定している。
- コードガイドを用いる場合、「床から 1600mm 以内の高さに 220mm 以上のコードの輪ができないようにしなければならない」と規定している（6 条(2)(b)）。
- 設置の手引書には、「床から 1600mm 以内の高さに 220mm 以上のコードの輪ができないようにしなければならない」という記述を含まなければならないと規定している（9 条(a)）。また、これを遵守するための実用的な記載方法を 3 例示している（同条(b)）。

（ウ） 韓国（安全・品質表示基準「窓ブラインド」（品質管理及び工業製品安全法　付属書 35））[5]

用語の定義をした後、以下 4 つの安全確保の方法について定めている。なお、部品名が指す部分等は次のとおり。
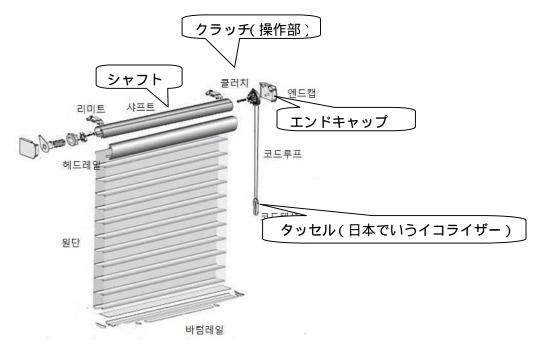
図 2-2 各部品名

a.ループの分離

「窓ブラインドにU型ループを形成するひもがある製品の場合、図 2-3 のように荷重を垂直方向に 250mm/min の引張速度で載荷した時、表 2-7 の(あ)、(い)、(う)の基準のうち、一つ以上を満足させなければならない。この場合、分離されたタッセル・クラッチ・シャフトなどは、再び組み立てた時に元の機能どおりに作動するべきである」
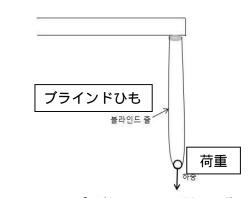
図 2-3 ループ分離についての説明画像

[5] 韓国の情報は財団法人自治体国際協会（CLAIR）ソウル事務所の情報等による。

表 2-7 韓国安全・品質表示基準における安全要件

載荷荷重	安全要件	備考
98 N 以上	(あ) シャフト、エンドキャップまたはクラッチが分離し、ブラインドのひもが離脱	
	(い) クラッチからブラインドのひもの分離	
	(う) タッセル部品の分離（タッセルがある場合）	

b.ループをカバーする保護装置

「U型のひもがある製品の場合、ブラインドのひもとひもの間が広がらないようにブラインドのひもの全体を覆う一体型の保護装置または部分的に覆う分離型の保護装置がなければならない。この保護装置は、（中略）乳児・児童がひもを引くなどの操作をした時にも、ひも自体、ひもと保護装置の間、保護装置と保護装置の間等に頭が入ってはいけない。」

c.ループの不形成

「ブラインドのひもが、ループを形成しないように1つか2つのひもに分離されるべきであり、60cm 以上の棒やひもを覆う装置を使って互いにもつれないようにしなければならない。（図 2-4）」
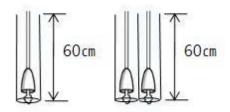
図 2-4 ループの不形成についての説明画像

d.クラッチ（米国・カナダにおける tension 器具と同義）

「ブラインドのひもが、下の部分（クラッチから一番遠く離れている部分）を壁に密着して、乳児・児童が引いた時に落ちないように固定させたり張りつけることができ、設置された時にひもと壁の間は 10cm 以内でなければならない。（図 2-5）」
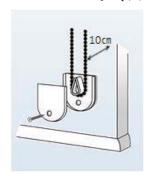
図 2-5 クラッチについての説明画像

イ　定性的な規定

（ア）欧州委員会・英国及び欧州各国（欧州規格 EN13120:2009 屋内ブラインドー安全性を含む性能要件及び英国規格 BS EN13120:2009 屋内ブラインドー安全性を含む性能要件）

任意規格の付属書（参考）「共通の安全器具及び措置」として、安全器具及び安全のための措置を列挙し、設置可能なブラインドのタイプや機能と問題点を説明している。列挙されている安全器具及び安全のための措置は以下のとおり。

・ ひもまたはボールチェーンを壁に固定する装置（図 2-6 の「図 1」参照）
・ ひもまたはボールチェーン止め（壁に固定）（図 2-6 の「図 2」参照）
・ セーフティジョイント（荷重がかかるとひものループが開放される）
・ ボールチェーン・セーフティコネクター（荷重がかかるとボールチェーンのひものループが開放される）（図 2-6 の「図 3」参照）
・ プルコード止め（ひもまたはブラインドに設置するストッパー）
・ クリート（図 2-6 の「図 4」参照）
・ ひもまたはボールチェーンをループ状にせず 1 本のひも状にしておく
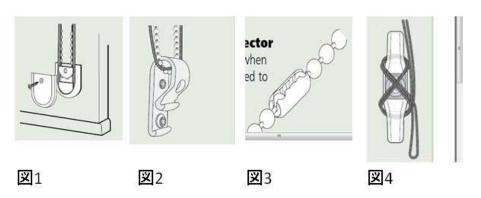
図 2-6 安全器具の種類（英国ブラインド・シャッター協会パンフレットより）[6]

（イ）オーストラリア公正取引・消費者委員会（ACCC）、カナダ保健省、米国消費者製品安全委員会（CPSC）及び欧州委員会保健・消費者総局が合同で業界団体・規格策定団体等に宛てて発出した書簡（2012 年 2 月）

縊頚（いっけい）防止策のための対策を以下のとおり示している。

・ 安全対策（safe solution）の階層の最上部にあるのは以下の 2 点。
  - 誤用が予見される、触れることができるいかなるコードもない製品
  - 警告の不備や不適切な設置を含むいかなる状況においても触れることができる危険なループが形成されない
・ 次のレベルは以下の点。
  - 触れることができる危険なループが形成されないことを確保する安全装置が設置されている製品。正しい設置のために取扱説明書と警告が提供される

[6] 図の出所は英国ブラインド・シャッター協会パンフレットであり、規格に図表が掲載されているわけではない。

(4) 海外の法規制・規格の効果

強制法規を導入しているのは、カナダ、オーストラリア及び韓国、任意規格を採用しているのは、欧州（英国を含む）及び米国である。

下記では、米国及びオーストラリアの法規制・規格による効果について報告する[7]。

（ア）米国

a. 米国においては、1996 年に任意規格導入、2000 年には業界団体によるヨコ型ブラインドのリコール等が行われたものの、この間、死亡者数に大きな変化は見られない。米国消費者製品安全委員会（CPSC）の統計によれば、死亡者数の推移は次のとおり。

表 2-8 米国消費者製品安全委員会が把握する各年死亡者数（表 2-2 再掲）

年	死亡者数
1981-1994 年	約 140 人（年平均約 10 人）
1996-2002 年	79 人（年平均約 11 人）
1996 年	16 人
1997 年	12 人
1998 年	12 人
1999 年	7 人
2000 年	10 人
2001 年	11 人
2002 年	11 人
2003 年	17 人
2004 年	6 人
2005 年	9 人
2006 年	7 人
2007 年	9 人
2008 年	17 人
2009 年	14 人
2010 年	11 人
2011 年	5 人
2012 年	6 人

出典）1981-2002 年：米国消費者製品安全委員会「窓カバーひもに伴う死亡事故の分析（1996-2002 年）」（2004 年 11 月）、
2003-2012 年：米国 9 団体（ブラインド安全のための親の会、米国消費者連合等）による「米国消費者製品安全委員会に対する窓カバーの安全性に関する立法を求める嘆願書」（2013 年 5 月）より東京都作成

[7] 韓国は強制法規施行後数ヶ月しか経過していないこと、カナダは事故件数に関する情報が入手困難であること、欧州についても網羅的な情報が入手困難であることから割愛している。

b. 米国 9 団体（ブラインド安全のための親の会、米国消費者連合等）は「米国消費者製品安全委員会に対する窓カバーの安全性に関する立法を求める嘆願書」（2013 年 5 月）を提出した。同嘆願書は、現在の業界の任意規格に基づく安全性確保のみでは不十分だとして、立法化を求めるものである。

同嘆願書は、立法化必要性の根拠として、次の事故データを示している。

- 米国消費者製品安全委員会の統計（表 2-8）によれば、1985 年から 2012 年までに窓カバーのひもでの死亡事故が 324 件、負傷事故が 122 件起きている。
- うち、事故状況に関する情報が十分に得られた 250 件の死亡事故については、その 102 件（4 割程度）は 2012 年の任意規格導入前の製品によるものであるが、同任意規格に不整合ではないにも関わらず発生したと分析している。
- 2011 年には 6 件の死亡事故、2 件の負傷事故、2012 年には 5 件の死亡事故、1 件の負傷事故が発生している。

さらに嘆願書は、任意規格に整合的な製品であるにも関わらず発生した事故データ及びリコールデータを掲げている。

そのうえで、①任意規格を無視している製造業者が多い、②任意規格に適合している製品でも事故がある、との理由から、現在の任意規格のみでは不十分であるとの主張を展開している。

以上のとおり、2000 年のヨコ型ブライドに続き、2000 年代後半にタテ型ブラインド、ローマンシェード及びロールアップブラインドのリコールが行われても死亡事故の件数が減少していないことが嘆願書の背景にある。したがって、任意規格の導入が事故件数の減少に寄与していると断定することは難しい。

（イ）オーストラリア

a. オーストラリア公正取引・消費者委員会（ACCC）は製品安全に係るウェブサイトを設け、以下のとおり公表している。

・オーストラリアでは、毎年 1～2 名の子供がブラインドまたはカーテンの操作用ひも[8]による縊頸（いっけい）事故で死亡している。

・2001 年から 2008 年において、オーストラリアでは 11 件の死亡事故があった。うち 9 件は 3 歳以下であった。

b. 2010 年 7 月の規制導入に際し、同委員会は「ひもまたはチェーンの操作による屋内カバーに関する規制影響分析書」を作成した[9]。

同報告書では、連邦規制の導入前からあった州・準州の同趣旨の規制の効果について、分析が試みられているものの、以下の 3 つの理由から「これらの規制の効果があったかどうか判

---

[8] カーテンのタッセルは含まない。Product Safety Australia. Retrieved December 8, 2013, from http://www.productsafety.gov.au/content/index.phtml/itemId/985756

[9] オーストラリアでは、全ての規制の導入に際し、規制影響評価が行われ、報告書が議会に提出される。また、規制導入の数年後に、事後の規制影響分析も行うこととなっているが、2010 年ひも付き窓カバー規制の事後分析は未だ行われていない模様。

断できない」としている。

① 現在の規制は発効後に売られた製品のみを規制対象としており、20 年以上も用いられる同製品の性質から、存在している製品の中における規制後の製品の割合が少ないため。

② 検査医は死亡事故に際し、当該製品がいつ購入されたか／据え付けられたかについて報告書に記録しないため。

③ 同委員会が得る情報は国家検査医情報サービス（National Coroners' Information Service）に基づくものであるが、死亡事故の発生から数年たった後に検査医の分析が公開されるため。

（参考）

オーストラリアでは、ひも付き屋内窓カバーの「据付け（設置）」を対象とする新強制規格[10]が導入される予定であり、案文についてパブリックコメントが 2013 年 10 月 14 日を期限として募集された[11]。2014 年 1 月の発効を目指す同強制規格は、据付けを行う「サービス業者」を対象とする。内容は、製造業者に対する 2010 年規制と同様の基準（220mm 以上のループが 160cm 以下に配置されない）を、据付サービス業者に求めるものであり、罰金規定もある厳しい内容である。

[10] SERVICES STANDARD: Corded Internal Window Coverings

[11] オーストラリア公正取引・消費者委員会パブリックコメント募集サイト. Retrieved November 22, 2013, from http://www.productsafety.gov.au/content/index.phtml/itemId/1002755

(5)海外の法規制・規格以外の対策（政府及び団体）

法規制や規格の導入以外の政府や団体等による主な対策について、報告する。

ア　米国

米国国内の窓カバー製造・販売・輸出入業者から構成される窓カバー製造協会[12]は、規格の開発に加え、ひもの適正使用による安全確保のための教育・啓発活動、安全器具の無料配布、安全性の高いデザインやコードレス製品の販売の促進等に取り組んでいる。

イ　欧州

欧州標準化消費者団体[13]及びヨーロピアン・チャイルド・セーフティ・アライアンス（ECSA）[14]は、2004 年 9 月に「子供安全製品のための消費者の権利報告書」を発表し、この中で、ひも付きブラインドの危険性や安全対策を説明した。

さらに 2010 年、プレスリリース「ブラインドひも：行動の時（Window Blind Cords: Time for Action)」を公開し、欧州委員会及び各国の取組の強化を求めた。

ウ　英国

（ア）英国保健省

英国保健省は、2010 年 7 月、「ループ状のコード及びチェーンが付帯した全てのブラインド」を対象とした不動産及び設備に関する注意喚起文書を発出した。同文書は、死亡・負傷事故の発生を防ぐために、ブラインド購入者等に対し、特に子供がいる環境において安全性の確認を行うよう呼びかけるものである。

（イ）英国ブラインド・シャッター協会[15]

英国ブラインド・シャッター協会は、ホームページ[16]に映像やリーフレットを掲載し、ブラインドひもによる事故の危険性や安全対策の周知を行っている。同リーフレットは、共同で「ブラインドひも安全キャンペーン」を実施する、王立事故防止協会及び児童事故防止トラスト[17]も紹介している。

（ウ）王立事故防止協会[18]

王立事故防止協会は、事故防止に広く取り組む団体であり、ブラインドひもについては 2010 年の「ブラインドひも安全キャンペーン」に参加し、啓発ビデオの作成、上記英国ブラ

---

12 Window Covering Safety Council (WCSC), http://www.windowcoverings.org/, 1994 年発足。

13 ANEC- the European Consumer Voice in Standarisation, http://www.anec.eu, は、標準化に関する消費者団体。

14 European Child Safety Alliance, http://www.childsafetyeurope.org/, 2000 年発足。ヨーロッパの子供たちの安全確保を目的とする団体。

15 ブラインド・シャッターの製造業者及び販売業者からなる業界団体。

16 http://www.bbsa.org.uk/domestic/child-safety/26

17 Child Accident Prevention Trust (CAPT). Retrieved November 22, 2013, from, www.capt.org.uk

18 Royal Society for the Prevention of Accidents; RoSPA

インド・シャッター協会からの供与を受けた安全器具6万個の無料配布などを実施した[19]。また、現在もホームページ[20]上に注意喚起動画を掲載するなどの取り組みを行っている。また、犠牲となった子供の両親を起用しての啓発キャンペーンを現在も実施中[21]。

エ　オーストラリア

(ア) オーストラリア連邦政府公正取引・消費者委員会(ACCC)

オーストラリア連邦政府公正取引・消費者委員会は、ウェブサイト上の製品危険性の品目別の説明において「ブラインドとカーテン」を取り上げ、消費者に対する安全性に関する着眼点、裁判例、安全性に関する消費者啓発パンフレット、製造業者・設置業者に対する注意、簡単な死亡者数データなどを掲載している[22]。

(イ) オーストラリアの各州政府

オーストラリアの各州政府は、これまでパンフレットのホームページ掲載等による安全啓発活動を実施してきた[23]。

(ウ) オーストラリア窓カバー協会[24]

オーストラリア窓カバー協会は、子供の安全性に関するパンフレットをホームページ[25]に掲載している。

(エ) オーストラリア児童事故防止基金(Kidsafe)[26]

オーストラリア児童事故防止基金（Kidsafe）は子供の事故防止に取り組む団体であり、多様な製品に係る注意喚起、安全器具販売等を行っている。この中で、縊頸（いっけい）事故防止のためのパンフレットの公開[27]やブラインドやカーテンの操作用ひもに関する安全器具の販売[28]等をホームページで実施している。

---

19 CAPT ウェブサイト. Retrieved November 22, 2013, from http://www.capt.org.uk/who-we-are/news/rospa-extends-its-blind-cord-campaign-60000-free-safety-packs

20 http://www.rospa.com/homesafety/resources/videos/blind-cords.aspx

21 BBC ニュース. Retrieved November 22, 2013, from http://www.bbc.co.uk/news/uk-24321541

22 Product Safety Australia: blinds & curtains. Retrieved November 22, 2013, from http://www.productsafety.gov.au/content/index.phtml/itemId/974977

23 一例として、ビクトリア州政府消費者省の安全性パンフレット「製品安全ファクトシート　カーテンおよびブラインドのひも（2009年5月）」. Retrieved November 22, 2013, from http://www.wcaa.com.au/site/DefaultSite/filesystem/documents/consumer-affairs-vic-prod-safety-fact-sheet-ctns-and-cords.pdf

24 Australia Window Covering Association

25 Retrieved November 22, 2013, from http://www.wcaa.com.au/National/Child-Safety.aspx

26 Child Accident Prevention Foundation of Australia (Kidsafe), http://www.kidsafe.com.au/

27 http://www.gtp.com.au/kidsafesa/inewsfiles/4986%20prevention%20of%20choking%20FS%20V2proof.pdf

28 http://www.kidsafewa.com.au/other-misc/blind-cord-wind-ups-2-pack

3. ブラインド等のひもの安全対策に関するウェブアンケート調査・事故再現実験

本章の概要

【ウェブアンケート調査：事前調査】

- 子供のいる家庭の約 3 割が「ブラインド類・スクリーン類」を所有している。

【ウェブアンケート調査：本調査】

- ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類を所有する、小さい子供のいる家庭では、半数以上が 4 年以上使用している。
- 購入先は、「ハウスメーカー・内装業者等」、「実店舗」がそれぞれ 4 割を占め、「インターネット・通信販売」が約 1 割となっている。また、4 割の消費者が自分自身で取り付けている。
- 購入の際に重視されているのは「デザイン」「価格」「使いやすさ」の順。「安全性」についてはあまり重視されていない
- **警告マークによる周知については、「覚えていない」または「表示はなかった」が全体の約 8 割、安全器具については「付属していなかった」または「覚えていない」が全体の 6 割弱を占め、**コードクリップ等の安全器具については、その約 4 割が毎回は使用していない。
- 約 15%で「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験があった。
- 「3 歳以下の事故が多い」「ひもで遊んでいて首を引っかける事故が多い」などの傾向がある。
- 「ソファやいすの上に登っていた状態で事故にあった」「安全器具が機能して助かった」「事故の際は安全器具を使用してなかった」などの事例が多くある。
- 「事故が起きるまで危険を感じていなかった」という回答が多く、また、「（原因は）保護者や子供の不注意だった」と考える人や、苦情を申し出ない人が多い。

【事故再現実験】

- ブラインド等のひも等が子供の首にかかって宙づり状態になった場合、最大で子供の全体重がかかり、最小で複数のひも等の本数で等分された体重がかかることがわかった。
- **国内メーカー各社が付属するセーフティジョイントは、6 ヶ月以上の子供が宙づり状態になるような事故については有効であることが確認できた。（ただし、セーフティジョイントを付属できないタイプのブラインドについては、他の対策が必要である）**
- ボールチェーン固定具については、ループ部に頭が入らない有効な対策であるものの、取付方法が適切でない場合、効果が減少してしまうことが確認できた。
- ブラインド等のひもによる事故防止のための、ひもの高さやループの大きさについての条件を整理した。（ただし、高さについては、近くに家具を置かないといった対策も合わせて講じていく必要がある）

（1） ウェブアンケート調査　事前調査

「ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類」の所有者を調査対象とするために、ブラインド類・スクリーン類の所有状況を調査する「事前アンケート」を行った。

ア　事前アンケート調査の概要

（ア）調査地域と調査対象者

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県に在住の、子供のいる 20-40 代の世帯[29]　36,569 件

（イ）調査方法

WEB を利用したインターネットアンケート

（ウ）調査実施期間

平成 25 年 10 月 24 日（木）から 10 月 30 日（水）まで

イ　調査結果

（ア）ブラインド等の所有状況

タイプ別所有率は下記のとおりである。ブラインド類・スクリーン類のいずれかを所有するのは、回答者全体の 33.0%、「ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類[30]」いずれかを所有するのは回答者全体の 29.2%[31]であった。「その他」については「すだれ」との記述があった。
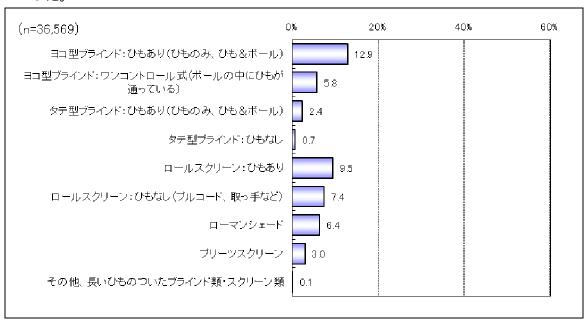
図 3-1 ブラインド類・スクリーン類の所有状況（複数回答）

---

29 モニター登録情報による。

30「タテ型ブラインド：ひもなし」「ロールスクリーン：ひもなし」を除く 6 タイプのブラインド類・スクリーン類をさす。

31 複数の異なるブラインド等を所有するケースがあることから、合計より小さい数値となっている。

また、カーテンの所有状況は以下のとおりで、回答者全体の 76.2%[32]がカーテンを所有している。
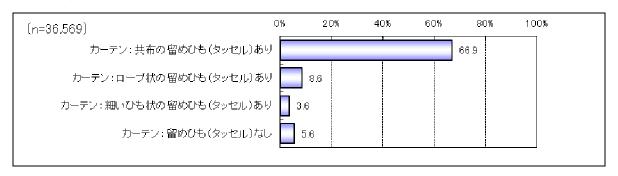
図 3-2 カーテンの所有状況（複数回答）

ブラインド類・スクリーン類・カーテンのいずれも所有していないのは、回答者全体の 15.9%であった。

[32]複数の異なる留めひもタイプのカーテンを所有するケースがあることから、合計より小さい数値となっている。

（2） ウェブアンケート調査　本調査

「事前アンケート」で、「ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類」を所有していると回答した方を対象に調査を行った。

ア　調査の概要

（ア）調査地域と調査対象者

ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類を所有している、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県に在住で、生後 3 ヶ月から 6 歳までの子供のいる 20～40 代の世帯　1,030 件

（イ）調査方法

WEB を利用したインターネットアンケート

（ウ）調査実施期間

平成 25 年 10 月 31 日（木）から 11 月 1 日（金）まで

イ　調査結果

（ア）使用しているブラインド類・スクリーン類について

a. 使用期間

使用しているブラインド類・スクリーン類のうち、最も長期間使用しているものの使用期間は、「2 年～3 年未満」12.1%が最も多く、「3 年～4 年未満」12.0%が続く。「8 年以上」[33]の回答も約 2 割あり、半数以上が 4 年以上使用していることがわかる[34]。

図 3-3 ブラインド類・スクリーン類の使用期間

33 日本ブラインド工業会各社が安全器具を標準装備したのは、約 8 年前の平成 17 年（2005 年）である。
34 日本ブラインド工業会のヒアリングによれば、買い替え需要の周期は 10 年弱とみられている。

b. **主な購入先**

使用しているブラインド類・スクリーン類の主な購入先は、「ハウスメーカー、リフォーム業者、内装業者」と「実店舗」がいずれも約4割であり、「インターネット・通信販売」は約1割であった。また、「実店舗」については、ホームセンターや家具量販店の記述が多かった。
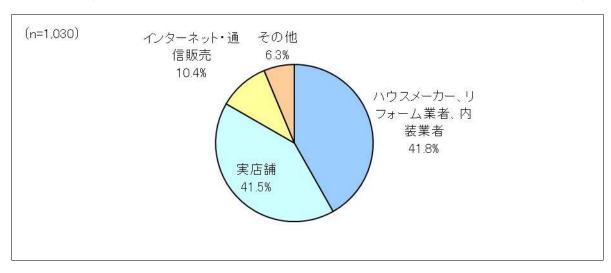
図 3-4 ブラインド類・スクリーン類の主な購入先

c. **主な取付業者**

使用しているブラインド類・スクリーン類の主な取付業者は、「ハウスメーカー、リフォーム業者、内装業者」が41.7%と最も多いが、「自分または家族」との回答も40.6%にのぼる。
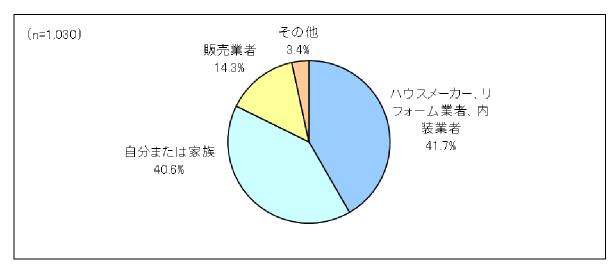
図 3-5 ブラインド類・スクリーン類の主な取付業者

d. **購入時に重視した項目（複数回答）**

ブラインド類・スクリーン類を購入した際に重視した項目については、「デザイン」が 77.3%と最も多く、次いで「価格」が 58.3%であった。「安全性」については 7.7%とあまり重視されていないことがわかる。「その他」については、「色」「サイズ」「機能（遮光性や洗えるなど）」「素材」などの記述があった。
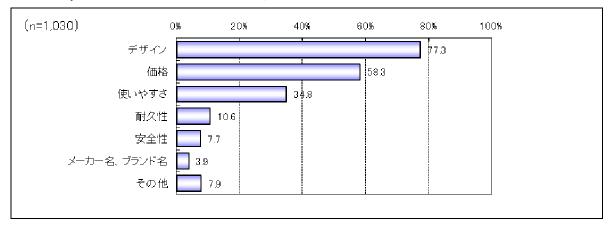
図 3-6 ブラインド類・スクリーン類を購入した際に重視した項目（複数回答）

（イ）ブラインド類・スクリーン類の安全対策について

a. **警告マーク等（複数回答）**

使用しているブラインド類・スクリーン類に、ひもが子供に巻きついたり引っかからないように注意する旨の表示（警告マーク等）があったかについては、「覚えていない」が 45.4%、「表示は無かった」が 35.1%であり、両者の合計は約 8 割を占める。「本体に表示、または表示タグがついている」12.1%と「本体に表示、または表示タグがついていたが剥がしてしまった・はずしてしまった」7.4%であった。
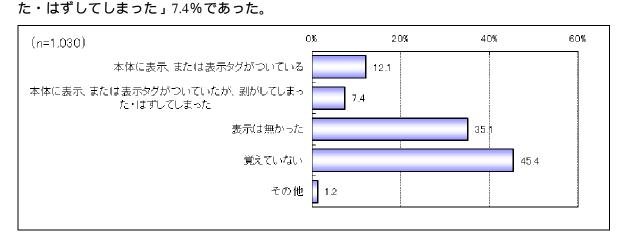
図 3-7 ブラインド類・スクリーン類の警告マーク等の状況（複数回答）

b. **購入時に付属していた安全器具（複数回答）**

購入時に付属していた安全器具について尋ねたところ、「荷重がかかると外れるセーフティジョイントが最初からひもに付属していた」との回答が 17.8%であった。また、いずれかの安全器具が付属していたとの回答は全体の約 4 割であった[35]。一方、全体の 6 割弱が「付属していなかった」または「覚えていない」と回答している。
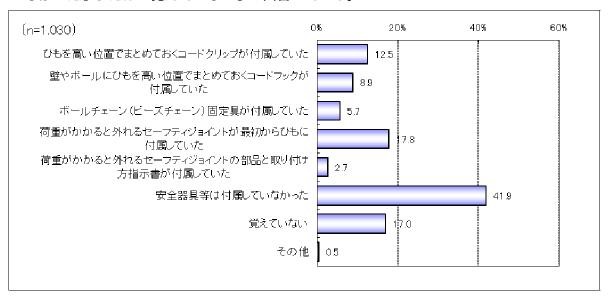
図 3-8 購入時に付属していた安全器具（複数回答）

35 複数のブラインド類・スクリーン類を所有し、異なる種類の安全器具が付属しているケースがあることから、各安全器具の合計より小さい数値となっている。

購入時に「コードクリップ」「コードフック」「ボールチェーン（ビーズチェーン）固定具」「荷重がかかると外れるセーフティジョイントの部品と取り付け方指示書」が付属していたと回答した方に、それぞれその使用状況について尋ねたところ、下記の結果が得られた。

チェーン固定具やセーフティジョイントは、付属しているものを購入した家庭の 7 割以上で使用されている。コードクリップやコードフックは、それぞれ約 6 割で毎回使用されている。

また、安全器具の付属品がある（あった）が使っていない理由として「面倒だから」「子供が小さく、ひもに届かないから」「子供が大きくなったので」などが挙げられている。

なお、購入時に安全器具がついていたにも関わらず、それを認識していない・覚えていない家庭もあると考えられることから、実際の使用率の判断については考慮が必要である。

表 3-1 付属していた安全器具の使用率

安全器具	付属していた（%）	（毎回）使用している（%）
ひもを高い位置でまとめておくコードクリップ	129（100.0%）	78（60.5%）
壁やポールにひもを高い位置でまとめておくコードフック	92（100.0%）	52（56.5%）
ボールチェーン（ビーズチェーン）固定具	59（100.0%）	46（78.0%）
荷重がかかると外れるセーフティジョイントの部品と取り付け方指示書	28（100.0%）	25（89.3%）

（ウ）ブラインド類・スクリーン類における「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験について

用語の定義

・「危害」経験とは

ひもに引っかかる・絡まる等して、ケガをした・窒息した等の経験を指します。

・「危険」経験とは

ひもに引っかかる・絡まる等したが、ケガ・窒息等はしなかった経験を指します。

・「ヒヤリ・ハット」経験とは

ひもに引っかかりそうになる・絡まりそうになる等して、ヒヤリとしたりハッとした経験を指します。

a. ブラインド類・スクリーン類における危害の程度

ブラインド類・スクリーン類についての「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験の有無と、その危害の程度について尋ねた結果、1,030 人中 157 人（15.3%）が「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」のいずれかを経験したと回答している。

表 3−2 ブラインド類・スクリーン類における「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験

危害、危険、ヒヤリ・ハットの経験あり	首・頭部	【①危害】ケガや窒息をし、入院した	0 件
		【②危害】ケガや窒息をし、病院を受診したが、入院はしなかった	0 件
		【③危害】ケガや窒息をしたが、病院を受診しなかった	5 件
		【④危険】ひもに引っかかる・絡まる等して、ケガや窒息をしそうになった	24 件
		【⑤ヒヤリ・ハット】ひもに引っかかりそうになった、絡まりそうになった	32 件
		小　　計	61 件
	手足体等	【①危害】ケガや窒息をし、入院した	0 件
		【②危害】ケガや窒息をし、病院を受診したが、入院はしなかった	0 件
		【③危害】ケガや窒息をしたが、病院を受診しなかった	3 件
		【④危険】ひもに引っかかる・絡まる等して、ケガや窒息をしそうになった	49 件
		【⑤ヒヤリ・ハット】（ひもに引っかかりそうになった、絡まりそうになった）	41 件
		小　　計	93 件
	小　　計		154 件
	その他・不明（覚えていないなど）		3 件
合　　計			157 件

■首・頭部に関する【③危害】事例 5 件、【④危険】の事例 24 件について、記述内容を抜粋

【③危害】

・ブラインドの上げ下げを楽しんでいて首が引っかかったまま勢いよく上げて首をわずかに持っていかれた。回避しようと勢いよく下ろしたらブラインド本体で頭部を強打した。（1 歳 10 ヶ月）

・窓から外を眺めていて離れようとしたときにシェードのひもに絡まった。すぐに気付いたが、数日間首にねじれたようなひもの跡が残った。ひもは床から 10 センチ。（2 歳女児）

・ブラインド付近を走った際に、ブラインドのひもに首が絡まった。5 日ほど赤黒い痣が残っ

た。首つり状態で引っかかり宙に浮いてから後ろに倒れて後頭部を強打した。（2 歳半男児）

・リビングで遊んでいて、ひもに首が引っかかり少し赤く痕が残った。ひもは床から 60 センチ。安全器具なし。（3 歳女児）

・窓枠から床に飛び降りて遊んでいた時、ロールスクリーンの金属製チェーンのループに首が入り首吊り状態になった。下に足がついたので大事には至らなかったが、首に赤い跡がついた。ひもは床から 100 センチ。（5 歳男児）

【④危険】

・ハイハイをしていて間仕切り用のブラインドのひもに首が絡まった。（7 ヶ月女児）

・目を離した隙にひもで遊んでいて、身体に巻きつき取れなくなり、もがいたら首に巻きついた。（9 ヶ月男児）

・ソファの上でチェーンで遊んでいて、よろけてチェーンの輪が首にかかった。（10 ヶ月男児）

・ひもで遊んでいて首に絡まっていた。（11 ヶ月）

・ヨチヨチ歩きでひもを引っぱり首に絡まった。（1 歳）

・窓の近くで遊んでいて首にひもが絡まり転倒した。近くで見ていたので助かった。（1 歳半女児）

・リビングのカーテンで遊んでいて足を踏み外し、ひもで首をつりそうになった。（1 歳 8 ヶ月女児）

・窓の近くを走っていてひもが首に絡まり、そのまま走り出そうとして首が絞まりそうになった。（2 歳女児）

・ブラインドのひもで遊んでいて足を滑らせひもが首にかかった。ひもは床から 30 センチ以下だったので大事には至らなかった。（2 歳男児）

・ソファの上でボールチェーンをいじっていて首に絡まった。（2 歳）

・ひもを触っていて首に引っかかった状態でひもを引いてしまい、首が絞まりそうになった。（2～3 歳男児）

・出窓のブラインドのひもが首に絡まった。近くにいたので大事には至らなかった。（3 歳男児）

・腰高窓のブラインドのひもがちょうど首の高さにあり、ふざけていたら首に絡まり慌てた。（3 歳）

・ブラインド近くで遊んでいて転倒しひもが首に絡まった。ひもの一番下の部分だったので窒息するようなことはなかった。（3 歳）

・チェーンで遊んでいて首や肩に絡まった。（3 歳男児）

・寝室で、首に絡めたまま寝返りをした。（3 歳女児）

・近くで遊んでいて立ち上がり動いたときにひもに引っかかって転び、ひもが首にかかったままになった。（4 歳男児）

・窓の外に勢い良く飛び出した拍子にすだれのひもが巻きついて取れなくなった。（4 歳女児）

・寝ている最中に寝相が悪く、掃き出し窓のロールスクリーンのひもが首や手に絡みついて苦しそうだった。（5 歳女児）

・ブラインドのひもが引っ張った反動で首に巻きついてパニックになり足を滑らせ、首をつったようになった。安全装置が機能した。（年齢不明）

・首に絡まった。（年齢不明）

・上から垂れ下がったひもに首が絡まった。（年齢不明）

・ブラインドのひもで遊んでいてバランスを崩したところに首が引っかかった。（男児、年齢不明）

なお、「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験のある 154 件（経験のある 157 件のうち、

「その他・不明（覚えていないなど）」3 件を除いたもの）について、当事者（子供）の年齢は以下のとおりであり、3 歳以下の事故が多いことがわかる。さらに、0 歳児では、首・頭部の事故が多く、4 歳以上になると少なくなっている。

表 3-3 ブラインド類・スクリーン類における
「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」が起きたときの当事者（子供）の年齢

	件数	首・頭部	手足体等
0 歳	9 件	6 件 （66.7%）	3 件 （33.3%）
1 歳	33 件	15 件 （45.5%）	18 件 （54.5%）
2 歳	35 件	16 件 （45.7%）	19 件 （54.3%）
3 歳	23 件	11 件 （47.8%）	12 件 （52.2%）
4 歳	10 件	2 件 （20.0%）	8 件 （80.0%）
5 歳	4 件	3 件 （75.0%）	1 件 （25.0%）
6 歳	2 件	0 件 （0.0%）	2 件 （100.0%）
年齢不明	38 件	8 件 （21.1%）	30 件 （78.9%）
合　計	154 件	61 件 （39.6%）	93 件 （60.4%）

また、ブラインド類・スクリーン類のひもの床からの高さに関し、記載のあった 47 件についてまとめたのが表 3-4 である。「0cm」と「100cm 以上」のものが多く、「100cm 以上」の事例では、12 件中 8 件が、ソファやベッド等にいた状態で事故が起きている。

表 3-4 ブラインド類・スクリーン類のひもの床からの高さ

	件数	首・頭部	手足体等
0cm	11 件	2 件 （10.0%）	9 件 （90.0%）
～20cm 未満	7 件	3 件 （42.9%）	4 件 （57.1%）
～40cm 未満	3 件	2 件 （66.7%）	1 件 （33.3%）
～60cm 未満	6 件	4 件 （66.7%）	2 件 （33.3%）
～80cm 未満	4 件	2 件 （50.0%）	2 件 （50.0%）
～100cm 未満	4 件	3 件 （75.0%）	1 件 （25.0%）
100cm 以上	12 件	6 件 （50.0%）	6 件 （50.0%）
不　明	107 件	39 件 （36.4%）	68 件 （63.6%）
合　計	154 件	61 件 （39.6%）	93 件 （60.4%）

また、「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」が起きたきっかけについてみると、「首・頭部」の事例では、「ひもで遊んでいた（いじっていた）」ケースが多く、「手足体等」の事例では、「近くで遊んでいた（近くを通った）」というケースが多い傾向にあった。

表 3-5 ブラインド類・スクリーン類における「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」が起きたきっかけ

危害等の部位	ひもで遊んでいた	近くで遊んでいた	その他	計
首・頭部	36 件 （59.0%）	22 件 （36.1%）	3 件 （4.9%）	61 件 （100.0%）
手足体等	38 件 （39.6%）	46 件 （49.5%）	9 件 （9.7%）	93 件 （100.0%）

安全器具については、セーフティジョイントが機能して助かった事例が 4 件あった。一方、コードクリップやフックが付属しているが、事故の際には使用していなかったと記述している事例が 10 件あり、そのうち「いつも使用していなかった」ものが 3 件あった。

b.「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験のあったブラインド類・スクリーン類のタイプ（引っかかった場所）

「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験があったブラインド類・スクリーン類のタイプ及び引っかかった場所については、「ヨコ型ブラインドのひも・チェーン」が 36.9%と最も多く、次いで「ロールスクリーンのひも・チェーン」22.9%、「ローマンシェード」14.0%となっている。なお、複数の経験がある場合は、危害程度が最も高い事例について聞いている。
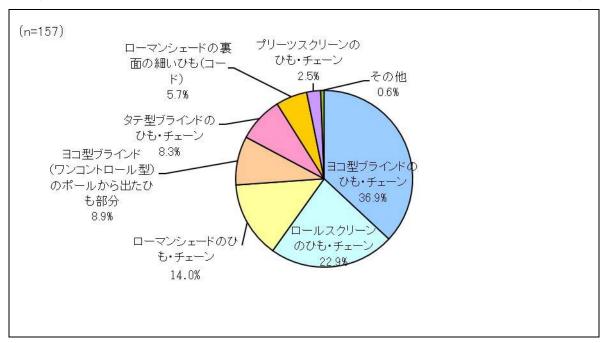
図 3-9 「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験のあったブラインド類・スクリーン類のタイプ

「ブラインド類・スクリーン類のひも・チェーン」とする回答者は 133 件（84.7%）。うち、60.9%が「ひも」、39.1%が「ボールチェーン（ビーズチェーン）」であった。

危険性が懸念されている箇所として、ひも・チェーンのループ部分のほか、「ヨコ型ブラインドのポールから出たひも部分」「ローマンシェードの裏面の細いひも」「イコライザーの上部」があげられる。イコライザーとは、細いひもを数本束ねている部品を指す（図 3-10）が、図の①の部分に引っかかる可能性が指摘されている。

これらについての事例は下記のとおりであった。

「ヨコ型ブラインドのポールから出たひも」の回答 14 件のうち、参考となる事例は下記のとおりである。

- 息子がブラインドのひもで遊んでいて、バランスを崩したところに首が引っかかった。
- 3 歳の子供がお風呂の浴槽の腰掛に立って遊んでいたときにひもが首に引っかかっていたり、自分で引っかけて遊んでしまう。

「ローマンシェードの裏面の細いひも」の回答 9 件のうち、参考となる事例は下記のとおりである。

- 息子が 3 歳のとき、カーテンの近くで遊んでおり、ローマンシェードの部分で隠れていて、そのままひもが引っかかり、転んでしまった。
- 子供がスクリーンのそばを通った時に衣類や手にひもが引っかかっていたことがあったが、すぐに気付いたので被害はなく、取り外してあげた。
- 子供が 2 歳頃、リビングのソファにのぼってちょうど手の届く高さにあるシェードのカーテンをめくって外を見ようとしたところ、ひもに腕が絡まった。 このまま転倒したりして首に巻きついたらとても危険だと感じた。 そのときは絡まっただけでケガはしていない。
- 子供が 1 歳のとき、ヨチヨチ歩きでひもを引っぱり首に絡まった。

「イコライザーの上部」の事例は次の 1 件であった。

- 息子が 2 歳なったばかりの時に走っていて転んだ時にブランインドのひもに首が引っかかりそうになった。ブラインドはを通常タイプのものでひもはナイロン製です。価格は 2 万円でした。
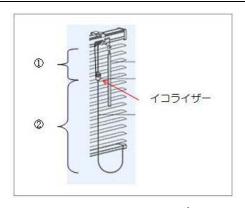
図 3-10 イコライザー

c. **「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」が発生した原因（複数回答）**

「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験について、その原因を何と考えているかを尋ねたところ、「保護者（親等）の不注意だった」が 65.6%と多く、次いで「使用者（子供等）の不注意だった」35.7%、「商品の使い方・設置場所や管理に問題があった」17.8%となっている。「商品に何らかの問題（構造・デザイン・安全器具等）があった」とする回答は 11.5%であった。
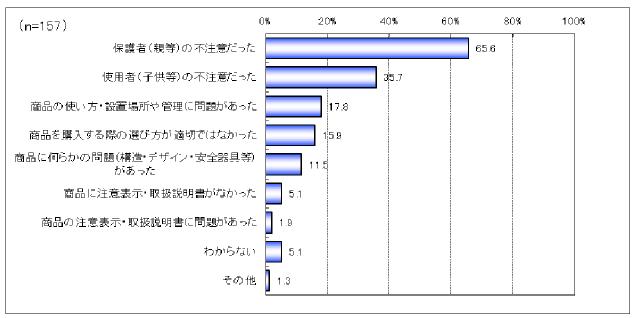
図 3-11 ブラインド類・スクリーン類における「危害」「危険」「ヒヤリ・ハットが」発生した原因（複数回答）

d. **「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」発生時の苦情の申し出について（複数回答）**

「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験をしたときに、どこへ苦情を申し出たかを尋ねたところ、94.9%が「申し出なかった」と回答している。申し出たという回答者の中では、「メーカー」の 2.5%が最も多い。
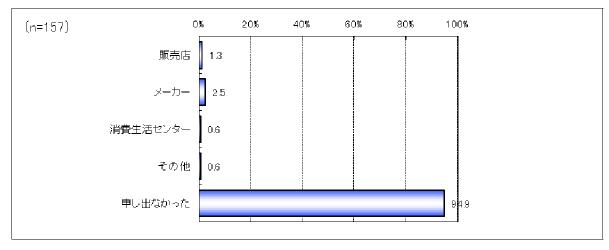
図 3-12 ブラインド類・スクリーン類における
「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」発生時の苦情の申し出について（複数回答）

e. **「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験以前に危険を感じたことがあったか**

「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」を実際に経験する以前に、ブラインド類・スクリーン類のひも部分について危険を感じたことがあったか尋ねた結果、半数以上が「危険を感じていなかった」と回答している。
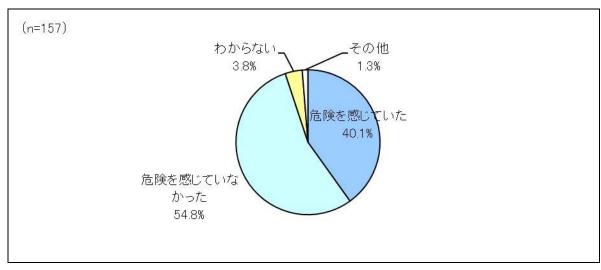
図 3-13 ブラインド類・スクリーン類において
「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験以前に危険を感じたことがあったか

(エ) カーテンの留めひも(タッセル)について

a. **カーテンの留めひも(タッセル)の使用の有無と種類(複数回答)**

カーテンの留めひも(タッセル)については、「共布の留めひも(タッセル)」の使用が77.9%と圧倒的に多く、「細いひも状の留めひも(タッセル)」は4.0%と少ない。
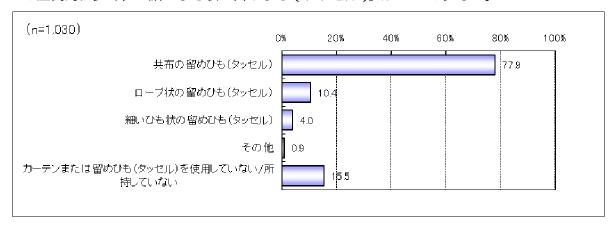
図 3-14 カーテンの留めひも(タッセル)の所有の有無と種類(複数回答)

b. カーテンを閉じているときの留めひも（タッセル）の状態

カーテンを閉じているとき、留めひも（タッセル）をどのようにしているかについては、「両端を留め具にかけている」が 53.7%、「片方を留め具にかけず、垂らした状態にしている」が 42.0%であった。
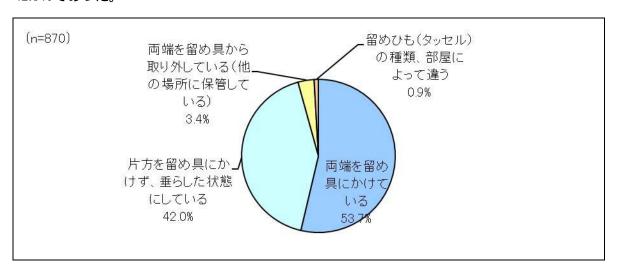
図 3-15 カーテンを閉じているときの留めひも（タッセル）の状態

（オ）カーテンの留めひも（タッセル）における「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験について

a. カーテンの留めひも（タッセル）における危害の程度

カーテンの留めひも（タッセル）についての「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験の有無と、その危害の程度について尋ねた結果、カーテンの留めひも（タッセル）を所有する 870 人中 21 人（2.4%）が「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」のいずれかを経験したと回答している。

表 3-6 カーテンの留めひも（タッセル）における「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験

<table>
<tr><td rowspan="14">危害、危険、ヒヤリ・ハットの経験あり</td><td rowspan="6">首・頭部</td><td>【①危害】ケガや窒息をし、入院した</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>【②危害】ケガや窒息をし、病院を受診したが、入院はしなかった</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>【③危害】ケガや窒息をしたが、病院を受診しなかった</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>【④危険】ひもに引っかかる・絡まる等して、ケガや窒息をしそうになった</td><td>2 件</td></tr>
<tr><td>【⑤ヒヤリ・ハット】ひもに引っかかりそうになった、絡まりそうになった</td><td>4 件</td></tr>
<tr><td>小　　計</td><td>6 件</td></tr>
<tr><td rowspan="6">手足体等</td><td>【①危害】ケガや窒息をし、入院した</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>【②危害】ケガや窒息をし、病院を受診したが、入院はしなかった</td><td>1 件</td></tr>
<tr><td>【③危害】ケガや窒息をしたが、病院を受診しなかった</td><td>2 件</td></tr>
<tr><td>【④危険】ひもに引っかかる・絡まる等して、ケガや窒息をしそうになった</td><td>5 件</td></tr>
<tr><td>【⑤ヒヤリ・ハット】ひもに引っかかりそうになった、絡まりそうになった</td><td>5 件</td></tr>
<tr><td>小　　計</td><td>13 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>19 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他・不明（覚えていないなど）</td><td>2 件</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　　計</td><td>21 件</td></tr>
</table>

■首・頭部の【④危険】の事例 2 件について、記述内容を抜粋

【④危険】

・カーテンにくるまって遊んでいるときに首に引っかかった。共布の留めひも。（1 歳女児）

・タッセルに首が引っかかった。共布の留めひも。（年齢不明）

■手足体等の②危害の事例 1 件は下記のとおり

【②危害】

・窓際でハシャいでいて左手の小指をタッセルに引っかけ爪を剥がし病院で治療した。共布の留めひも。（2 歳 3 ヶ月）

なお、今回の検討対象の危険には該当しないが、タッセルが留め具から外れたことによる危険経験も 2 件あった。（「タッセルを引っ張りそれが外れて体重のまま床に頭から落ちた。」「現在息子が 2 歳でカーテンのひもで遊んでいたところ、ひもがとれて、窓にぶつかった。」）

「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験のある 19 件（経験のある 21 件のうち、「その他・不明（覚えていないなど）」2 件を除いたもの）について、当事者（子供）の年齢は以下のとおりである。

表 3-7 カーテンの留めひも(タッセル)における
「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」が起きたときの当事者(子供)の年齢

年齢	件数	首・頭部	手足体等
0 歳	0 件	0 件 （0.0%）	0 件 （0.0%）
1 歳	1 件	1 件 （100.0%）	0 件 （0.0%）
2 歳	3 件	0 件 （0.0%）	3 件 （100.0%）
3 歳	2 件	1 件 （50.0%）	1 件 （50.0%）
4 歳	0 件	0 件 （0.0%）	0 件 （0.0%）
5 歳	1 件	1 件 （100.0%）	0 件 （0.0%）
6 歳	0 件	0 件 （0.0%）	0 件 （0.0%）
年齢不明	12 件	3 件 （25.0%）	9 件 （75.0%）
合　計	19 件	6 件 （31.6%）	13 件 （68.4%）

b.「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の原因となったカーテンの留めひも(タッセル)のタイプ

「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験があったタッセルのタイプについては、「共布の留めひも」が 57.1%、「ロープ状の留めひも」が 23.8%、「細いひも状の留めひも」が 19.0%となっている（ただし、前述（図 3-14）のとおり、共布のタッセルの使用者が多いことを鑑みると、共布のタッセルによる危害の発生頻度が高いということではない）。

なお、複数の経験がある場合は、危害程度が最も高い事例について聞いている。
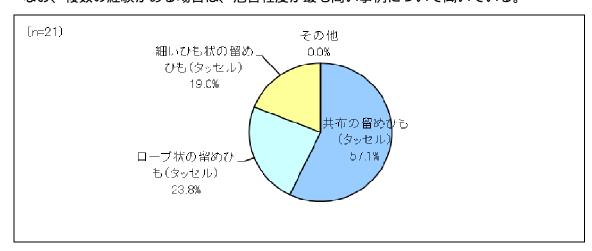
図 3-16 「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の原因となったカーテンの留めひも(タッセル)のタイプ

c.「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」が発生した原因（複数回答）

「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験について、その原因が何であるか尋ねたところ、「保護者（親等）の不注意だった」が 47.6%と多く、次いで「使用者（子供等）の不注意だった」の 33.3%であった。「商品に何らかの問題（構造・デザイン・安全器具等）があった」との回答は 14.3%であった。
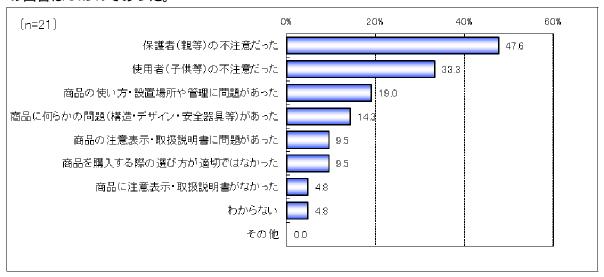
図 3-17 カーテンの留めひも(タッセル)における「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」発生の原因(複数回答)

d. 「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」発生時の苦情の申し出について（複数回答）

「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験をしたときに、どこへ苦情を申し出たかを尋ねたところ、66.7%が「申し出なかった」と回答している。申し出たという回答者の中では、「メーカー」の 19.0%が最も多い。
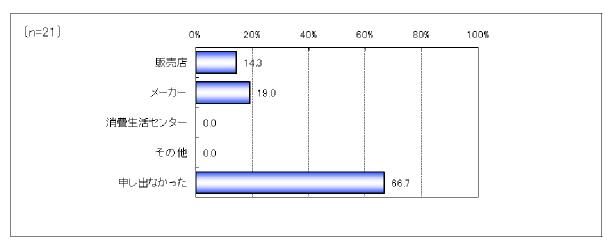
図 3-18 カーテンの留めひも(タッセル)における
「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」発生時の苦情の申し出について(複数回答)

e. 「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験以前に危険を感じたことがあったか

「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」を実際に経験する以前に、カーテンの留めひも（タッセル）について危険を感じたことがあったかを尋ねた結果、81.0%が「危険を感じていなかった」と回答している。
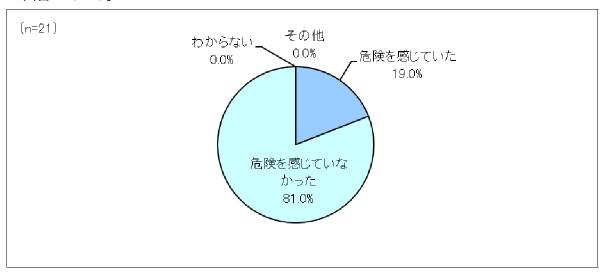
図 3-19 カーテンの留めひも（タッセル）において
「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験以前に危険を感じたことがあったか

(カ) ブラインド類・スクリーン類のひも、カーテンの留めひも（タッセル）の安全性について

a. 子供への安全性について、感じていることや考えていること（不安や疑問）

●安全の確保について

ブラインド類・スクリーン類は「手の届く場所に設置していない」「安全装置を使用しているなど既に配慮をしている」という回答が多かった。

- セーフティジョイントがあるが、危ないのでピンを壁に差し、そこにひもを引っかけて子供の手が届かないようにしている。(30 代女性)
- 子供は何でも興味を持ち、触りたがるので、危ないものは事前に手の届かないようにしておくことが必要であると考えています。(30 代女性)

●危険性の認知について

一方、最近の報道や今回のアンケートで初めて危険性を認知した人も多い。

- 今までブラインドのひもが子供にとって危険だという認識がなかったのですが、最近ニュースで窒息の危険があることを知りました。子供の手が届かない所にひもをかけておかなければいけないと思いました。(30 代女性)
- ブラインドのひもは短く束ねるなどして危険の回避はしていたが、カーテンのタッセルが危ないなど想像もしていなかった。(30 代女性)

●安全器具・安全対策について

クリップなどの安全器具は、安全のために仕方ないが面倒で使いにくいとの意見もあり、使いにくくならない安全器具が望まれている。

- 首に引っかかるような経験は今のところないが、引っ張って遊んでしまうのでどうにかならないかとは思っている。ただ、毎回留め具で留めるのは面倒なのでどうしたらいいのかわからない (30 代女性)
- 子供の手の届かないところまで纏めて束ねているが、いざ使うときに自分が使いづらい。

（30 代女性）
・背が届かないうちは良いが、いつの間にか届くようになって遊んでいたりすることがあるので気をつけなければと思う。安全器具などを装備するのは良いことだが、同時に使いやすさが失われないようにするべきだ（面倒くさくて使わなければ意味がない）。（40 代女性）

●不安や心配について

また、ブラインド類・スクリーン類の使用について、「不安を感じている」「安全対策について心配している」という回答もある。

・購入した時には子供がいなかったから意識していなかった。子供が予想外の行動をとるので不安（20 代女性）
・まだ子供が小さいのでひもに届くことはないが、今後行動範囲や興味が広がったときの安全対策を心配している。いま使っているものは古いタイプのものなので、後付けの安全対策装置があれば購入したい。（30 代女性）
・ブラインドとひもを最近引っ張ったりするようになり、ニュースで子供の窒息死があったのを知って、どのように対応したらいいのか教えて欲しい。（20 代女性）

●使用者側の注意意識について

一方、製品側の安全対策に頼らず、「親が注意するべき」「触らないように言って聞かせている」という意見もみられた。

・最近、ニュースで事故の例が報道されて初めてその危険性について認識した。確かに言われてみればそうかもしれないが、果たして法律などで基準を設定すべき話なのかどうかは疑問に思う。日常で、親が気を付けていればよいだけの話なのではないか。（30 代男性）
・危険性や実際の事故事例について保護者や使用者が認識しており、日々注意しているべき。子供に対する危機管理ができている家庭ならめったに事故にはならないと思う。（30 代女性）
・うちでは触らないように言っているので、特に何の不安もありません。（40 代女性）
・子供には、ロールスクリーンには触らないように、近寄らないように言い聞かせている。（30 代女性）

●その他

その他、ブラインド本体の落下やブラインドの羽根でのケガを心配する意見もみられた。

・引っかかるだけでなく、いたずらで力任せに上げ下ろしすることで本体が外れて落下するなどの不具合が生じてしまうことに懸念を感じている（40 代男性）
・触って、手が切れないか心配でした。（30 代女性）

b. 子供への安全性について、事業者や行政への要望

●安全性の高い商品について

安全のための商品の改善を望む人は回答者の中で、約 4 分の 1 程度であった。特に、その中では、何らかの安全器具を設置してもらいたいという人、ひもなどの設置の高さを考慮してもらいたい人が 2 割程度であった。その他にも、ひもを短くしてもらいたい、または、輪になっているひもの形状を改善してもらいたいといったコメント、さらに、やわらかいまたは伸縮性のある素材への改善、太さの改善を望むコメントもみられた。

・ブラインドは子供の手が届く位置にある場合、危険だと思うので、全ての商品に、安全器具をつけるべきだと思う。（30 代女性）
・一定の荷重がかかれば安全装置が働くようにしてほしい（40 代男性）
・子供は大人のやっている所をコッソリみていますので、子供の手が届きそうな場所のひもをかえてほしい。（40 代女性）

・子供の怪我防止の為に子供がいじっても簡単に操作が出来ないつくりだと助かります。ひもを常に子供の背丈より上になる所で調整、常時保管できると尚有難いです。向きを変える棒も危ない時があります。お手頃価格でひもがいらない電動タイプがあることが一番良いのですが・・・。(40 代女性)
・必要以上に長いものを作らなければ、事故は起きにくいと思う。(30 代女性)
・首がかからないように長さ調節できたらいいと思います。(30 代女性)
・ゴムのような伸びるものが安全だと思う(40 代男性)
・ロールスクリーンのひもは、輪になっている点で、子供の首に引っかかる恐れが出てくると思います。シャッターのように、スクリーンの中央からひも状にたらすタイプにしていくほうがより安全であると感じます。(40 代女性)

●注意喚起・説明について

また、注意喚起・説明を望む回答については、全体の 1 割強みられた。そもそもこういう事故があることを認識していなかったということで、まずは、ニュースやチラシ等での啓発、注意喚起が必要という声が多い。また、そのほかには、製品への目立つ注意表示を望むコメント、購入時・入居時に説明がほしいといったコメントがあった。

・実際に起こった事象を広報してくれるだけでも注意喚起になるので、引き続き情報発信をしていってほしい。(30 代女性)
・メーカーのサイトなどを閲覧した際はわかりやすく表記してほしい。(30 代女性)
・購入者が危険性を感じやすい表記を目立つようにつけておいてほしい。(30 代男性)
・目立つ箇所に注意書きを記載して欲しい。説明書等の中ではなく、商品に大き目のタグのようなもので、記載して欲しい。使用時に取り外したくなるような大きさなら、目に留まりやすいため。(30 代女性)
・購入時にはその様な事故が起きるとは考えていなかった。販売の段階で一言説明してくれると、購入や取り付けも慎重に行ったと思う。(30 代女性)
・ブラインドのひも類が危険を及ぼす可能性があることを入居の際に説明してほしい(30 代女性)

●安全対策の義務化や規格化について

さらに、安全管理ということで、行政に安全対策の義務化、安全装置などをつけた製品の規格の統一といったことを望む意見も散見された。

・ブラインドのひもが切れる安全装置は良いと思った。全てのブラインドのひもに採用するよう、行政からも働きかけてほしい(40 代男性)
・新たに販売されるものには安全対策を義務づけてほしい。(40 代女性)
・安全基準を設けて製品を統一してもらいたい(40 代男性)

●その他

一方で、消費者自らも注意すべきといった意見もみられた。また、ブラインド、カーテンといったものは、安全を意識するあまり、デザイン的なものが損なわれることを気にするコメントもあった。

・特にないです。各自注意するしかないと思います。いくら業者さんが対策を行ったとしても子供は何をするかわからないので。(30 代女性)
・特になし。あったらいいなはあるけど、義務化したりするとデザイン性が崩れるし、必要ない人も多いので。(30 代男性)

(3) 事故再現実験

国内外の事故、ヒヤリ・ハット事例を踏まえ、ブラインド等のひもによる子供の縊頸(いっけい)事故事例について、再現実験等を行い、問題点と課題を分析した。あわせて、安全器具の有効性についても検証を行った。

ア 調査日時及び調査場所

日　時：平成 25 年 11 月 21 日 13 時 00 分から 17 時 30 分まで

場　所：独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター

イ 調査内容

(ア) 再現実験①

安全器具が装着されていないブラインド類・スクリーン類のひもが、各年齢の子供の首にかかり、宙づり状態になった場合の、ひも等にかかる荷重やひも等の損傷状況を調査した。

a. 試験対象

a-1) 子供の年齢と体重

試験対象年齢と用いた重りは、表 3-8 のとおりである。

表 3-8 試験対象年齢と平均体重、実験で用いた荷重

年齢	6 ヶ月	1 歳	1歳6 ヶ月	2 歳	2歳6 ヶ月	3 歳
平均体重	7.8kg	9.3kg	10.4kg	11.6kg	12.5kg	13.6kg
実験で用いた荷重	8.0kg	9.5kg	10.5kg	11.5kg	12.5kg	13.5kg

注）年齢ごとの平均体重を参考に、最小単位 0.5kg の重りで再現。

平均体重の出典）ワークスコーポレーション, “子どものからだ図鑑　キッズデザイン実践のためのデータブック”, 2013

上記、重りによる再現に加え、6 ヶ月児に相当するダミー人形を用いた実験も行った。用いたダミー人形は、自動車の衝突実験などに使用される Humanetics Innovative Solutions 社のダミー人形 CRAMBI 6 Month Old Infant Dummy（図 3-20）（重量 17.2 lb[36]（約 7.8kg)）を使用した[37]。

36 ヤード・ポンド法における質量の単位。1lb=453.592g

37 その他、1 歳児、1 歳 6 ヶ月児、3 歳児などのダミー人形も存在するが、米国のデータを元に重量を設定して開発されており、日本の子供の体重とはズレが大きくなるため、使用しない。

図 3-20 6ヶ月児のダミー人形

a-2) ブラインド類・スクリーン類

縊頚（いっけい）の原因となる、ループができるブラインド類・スクリーン類のひもについて検証する場合、ブラインド類・スクリーン類の種類よりも昇降機構（ドラム式、コード式等）による影響が大きいことを踏まえ、下記のブラインド類・スクリーン類を選択し試験対象とした（表 3-9 試験対象１、３）。

あわせて、ひもとチェーンタイプの違いを確認する検証（試験対象１、２）や、ループ部分以外で危険性が指摘されている「ワンコントロール式のポールからでた複数の細いひも部分」「ローマンシェードの裏側のひも部分」「イコライザー上部の複数のひも部分」についての検証（表 3-9 試験対象４、５、６）も行った。

表 3-9 実験に用いたブラインド類・スクリーン類

試験対象	種類	様式（昇降機構）	ひも部分の種類	荷重をかける場所	参考画像
1	ヨコ型ブラインド	ドラム式	ひも	ループ部分	図 3-21
2	ヨコ型ブラインド	ドラム式	ボールチェーン	ループ部分	図 3-22
3	ヨコ型ブラインド	コード式	ひも	ループ部分	図 3-23
4	ヨコ型ブラインド	ワンコントロール式	ひも	ポールからでた複数の細いひも部分	図 3-24
5	ローマンシェード	―	ひも	裏側のひも部分	図 3-25
6	ヨコ型ブラインド	コード式	ひも	イコライザー上部	図 3-23

※ドラム式…ループ状のひも・ボールチェーン、滑車状の部品とその部品に固定された軸があり、ひも・ボールチェーンを引くことにより、滑車状の部品が回転し、ブラインドの間を通っている細いひもが軸に巻き取られて、ブラインドが上がる仕組み。

※コード式…1 対 1 で巻き上がるもの。ブラインドの間を通っている複数の細いひもが、1ヶ所から引き出されており、イコライザーと呼ばれるプラスチック製の部品でそれらをまとめている。イコライザーの下には 1 本のひもがつながっており、ブランインドの下端部につながっている。ひもを引くことで、ブラインドの間を通っている複数の細いひもが引っ張られることによって、ブラインドが上がる仕組み。

※ワンコントロール式…ブラインドの間を通っている複数の細いひもが、1ヶ所から引き出されており、それらがポールと呼ばれる中空の棒状のプラスチック製部品の中を通り、下端部をプラスチック製の部品でまとめている。ひもを引くことで、ブラインドの間を通っている複数の細いひもが引っ張られることによって、ブラインドが上がる仕組み。
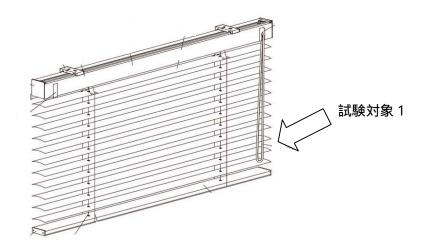
図 3-21 **ドラム式でひものヨコ型ブラインド**
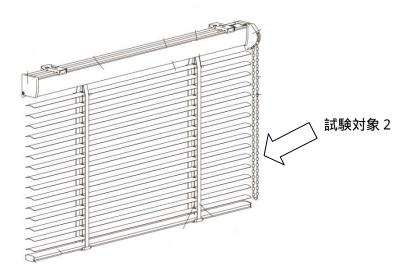
図 3-22 ドラム式でボールチェーンのヨコ型ブラインド
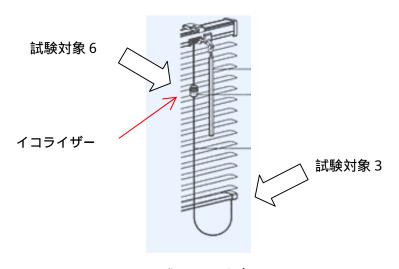
図 3-23 **コード式のヨコ型ブラインド**
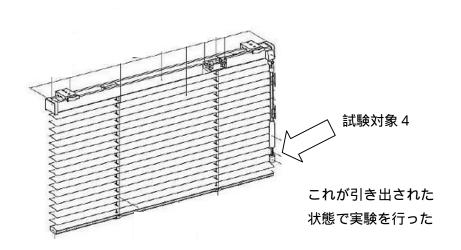
図 3-24 ワンコントロール式のヨコ型ブラインド
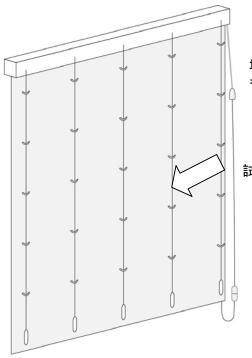
一般的なブラインドと異なり、本体が生地で出来ており、引き上げるための細いひもが生地の背面を通っている。

試験対象５

※巻き上げのためのひも部は、コード式の横型ブラインドと同じ構造のため、ローマンシェードでは調査対象としない。

図 3-25 ローマンシェード

b. **試験方法**

ひも等に子供の体重相当の重りやダミー人形をつるすことで事故状況の再現を行った（図 3-26）。

図 3-26 重り、ダミー人形を用いた再現実験状況

（イ）再現実験②

セーフティジョイントに静荷重をかけ、ジョイントが外れるまでの荷重を計測した。

a. **試験対象**

国内メーカー3 社から提供された 4 種類のセーフティジョイントを対象とした。各社で最も一般的なジョイントを提供いただき、試料とした（表 3-10）。

表 3-10 実験に使用した 4 種類のセーフティジョイント

試験対象	セーフティジョイント	写真
①	A 社	
②	B 社（細ひも）	
③	B 社（太ひも）	
④	C 社	

b. **試験方法**

計測は、セーフティジョイントを取り付けたひもの両端を引張試験機に取り付け、セーフティジョイント部分が外れるのに必要な荷重を計測した。
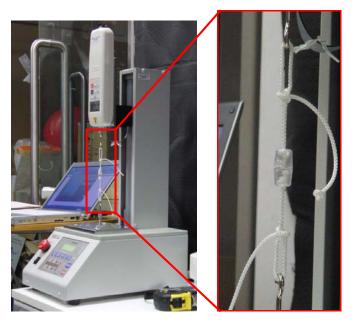
図 3-27 実験器具及び実験状況

（ウ）理論検証①

各年齢（6 ヶ月、1 歳、1 歳 6 ヶ月、2 歳、2 歳 6 ヶ月、3 歳）の平均身体寸法データ[38]をもとにして、安全を確保するためのひもの高さとひもの長さ（ループの大きさ）の条件を検討した。

[38] 表 3-8 出典文献と同じ。以下、身体寸法データについても同文献を参照している。

（エ）理論検証②

ドラム式でボールチェーンを使用しているブラインドに対応する安全器具の１つに固定具と呼ばれる部品がある。これは、ボールチェーンのループ部を壁に沿うように固定することで、頭部がボールチェーンのループ部に入りにくいようにする安全対策である（図 3-28）。この対策をとった場合、ボールチェーンのループ部に頭部が入ることはなくなるものの、ボールチェーンと壁との隙間に頭部が入った場合、ボールチェーン、固定具、壁によって窒息に至る可能性が考えられる。

そこで、ボールチェーンと壁との隙間に子供の頭が入り得るかを調査した。6 ヶ月児、1 歳 6 ヶ月児、3 歳児に相当する頭部の大きさについて調査を行った。
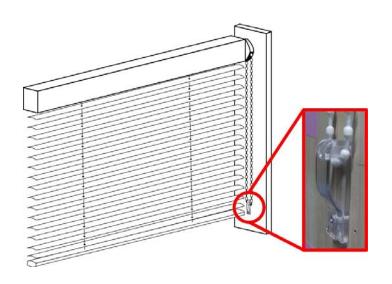
図 3-28 ドラム式ブラインドのボールチェーンの固定具

ウ　調査結果・考察

（ア）再現実験①

ひも等にかかる荷重の計測結果を表 3-11 に、ひも等の損傷状況を表 3-12 に示す。

表 3-11 ひも等にかかる荷重（実験結果）

試験対象	機構	ひものタイプ／荷重をかける場所	ひもにかかった荷重（kg 重)						
			ダミー人形 7.8 kg (17.2 lb)	8.0 kg	9.0 kg	10.0 kg	11.5 kg	12.5 kg	13.5 kg
			6 ヶ月相当		1 歳	1 歳 6 ヶ月	2 歳	2 歳 6 ヶ月	3 歳
1	ドラム式	ひも／ループ部	5.33	4.05	4.59	4.90	5.69	6.19	6.68
2	ドラム式	ボールチェーン／ループ部	3.72	3.90	4.42	4.70	5.55	6.01	6.53
3	コード式	ひも／ループ部	4.49	3.85	4.34	4.62	5.36	5.92	6.29
4	ワンコントロール式	ひも／ループ部	7.72	7.80	8.85	9.42	10.99	11.88	12.94
5	ローマンシェード	ひも／裏のひも部	4.43	3.76	4.25	4.52	5.34	5.68	6.24
6	コード式	ひも／イコライザー上部	7.74	7.80	8.86	9.42	11.00	11.88	12.94

表 3-12 ひも等の損傷状況

試験対象	機構	ひものタイプ／荷重をかける場所	ひも等の損傷状況						
			ダミー人形 7.8 kg (17.2 lb)	8.0 kg	9.0 kg	10.0 kg	11.5 kg	12.5 kg	13.5 kg
			6 ヶ月相当		1 歳	1 歳 6 ヶ月	2 歳	2 歳 6 ヶ月	3 歳
1	ドラム式	ひも／ループ部	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2	ドラム式	ボールチェーン／ループ部	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
3	コード式	ひも／ループ部	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
4	ワンコントロール式	ひも／ループ部	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
5	ローマンシェード	ひも／裏のひも部	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
6	コード式	ひも／イコライザー上部	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

結果から、ややばらつきはあるものの、試験対象１（ドラム式ひも）、試験対象２（ドラム式ボールチェーン）、試験対象３（コード式ひも）、試験対象５（ローマンシェード）に関しては各体重の半分程度の荷重がひも等にかかっており、試験対象４（ワンコントロール式のひ

も）、試験対象６（コード式のイコライザーの上部）に関しては各体重の荷重がひも等にかかっていることがわかった。これはブラインドを昇降させる機構の違いによるもので、その違いを単純化して示したものが図 3-29 である。

試験対象１、２、３、５のように体重の半分程度の荷重がひも等にかかるタイプは、図 3-29 の左側の機構になっており、ループ部にかかった荷重を 2 本のひもで支えることになるため、各ひもには体重の半分の荷重がかかる。

一方、試験対象４、６では、図 3-29 の右側の機構になっている。このタイプでは、バランスよく荷重がかかれば、各ひもに体重の 3 分の 1 ずつ（3 本の場合）の荷重がかかるが、バランスが崩れれば、2 本のひもは弛み、1 本のひものみに荷重がかかることになる。今回の計測では、荷重のバランスによるバラつきをなくすために、3 本のひもをまとめて計測した。このため、本試験では体重の荷重がそのままひもにかかる結果となった。以上のことから、1 本のひもにかかる荷重は、体重を最大とし、体重の 3 分の 1 を最小とする範囲にあると考えることができる。

ひも等の損傷状況については、表 3-12 の通り、ひも等が切れたり、切れかかるなどの損傷は特に見られなかった。
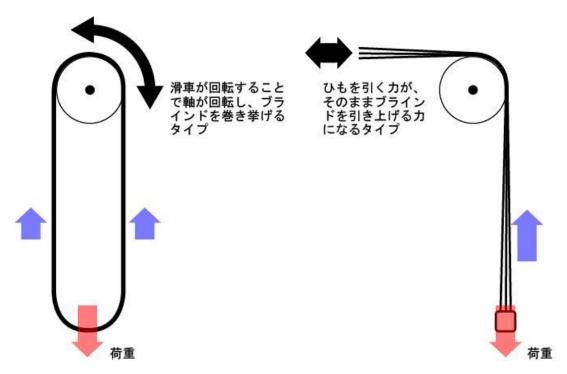
図 3-29 ブラインドを昇降させる機構の違い

（イ）再現実験②

4 種類のセーフティジョイントに荷重をかけ、セーフティジョイントが外れた際の荷重計測を 10 回ずつ行った結果を表 3-13 に示す。最小値 4.8N（約 0.5kg 重）、最大値 30.4N（約 3.1kg 重）であった。このことから、最も外れにくかった場合でも約 3.1kg 重の荷重がかかることでセーフティジョイントが機能することがわかった。再現実験①の結果から、セーフティジョイント取り付け可能なタイプのブラインドでは、ループ部に子供の体重分の荷重がかかった場合、ひも等にかかる荷重は最小で子供の体重の半分の荷重がかかる。つまり、最も体重が軽い 6 ヶ月児の場合、平均体重 7.8kg であるため、ひも等にかかる荷重は 3.9kg（7.8kg÷2）である。この値は、最も外れにくかったセーフティジョイントが機能するのに必要な荷重（約 3.1kg 重）よりも大きいため、セーフティジョイントは有効に機能することが確認できた。

表 3-13　セーフティジョイントが外れた際の荷重（実験結果）

試験対象	セーフティジョイント	外れたときの荷重(N)										平均値(N)
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	
①	A 社	16.9	13.6	11.7	14.4	7.9	10.9	4.8	12.0	8.5	9.1	11.0
②	B 社(太)	29.9	17.7	17.0	15.7	22.8	<u>30.4</u>	14.0	26.2	15.9	25.0	21.5
③	B 社(細)	17.8	17.7	12.9	18.3	13.9	11.2	10.6	18.4	16.7	20.3	15.8
④	C 社	14.3	10.1	13.5	13.4	13.9	12.4	11.1	13.1	11.3	12.5	12.6

（ウ）理論検証①

各年齢（6ヶ月、1歳、1歳6ヶ月、2歳、2歳6ヶ月、3歳）の平均身体寸法データのうち、身長と頭高のデータから、ブラインドのひもなどがかかり得る顎までの高さを算出し、まとめたものを図 3-30 に示す。また、各年齢の頭囲の平均値を表 3-14 に示す。
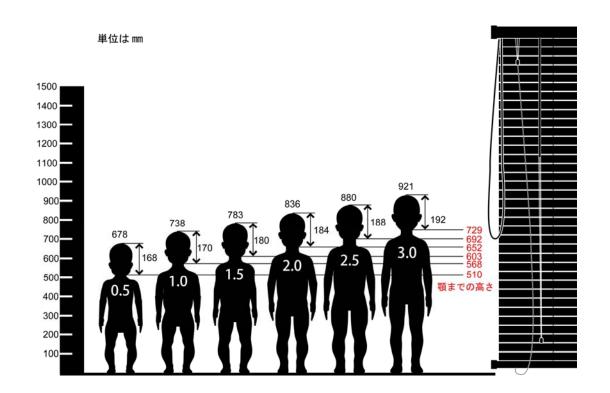
図 3-30 各年齢の顎までの高さ

表 3-14 各年齢の頭囲

年齢	頭囲(mm)
6ヶ月	446
1歳	454
1歳6ヶ月	473
2歳児	486
2歳6ヶ月	489
3歳	496

この整理から、ブラインドのひもなどによるループは、以下の条件を満たす位置にしか存在しないようにすることが、事故を防ぐ上で重要である。しかし、高さに関する条件については、子供は成長によって、椅子などに上ることができるようになるため、ループ部の高さの設定のみで事故を防ぐことは難しいと考えられる。そのため、セーフティジョイントなどの安全器具の装着や、家具の適切な配置についての周知など、他の対策と組み合わせて活用することが重要である。

表 3-15　ループ部の高さと周長に関する条件

年齢	高さに関する条件	ループ部の周長に関する条件
6ヶ月	510mm より高い	446mm 以下
1歳	568mm より高い	454mm 以下
1歳6ヶ月	603mm より高い	473mm 以下
2歳	652mm より高い	486mm 以下
2歳6ヶ月	692mm より高い	489mm 以下
3歳	729mm より高い	496mm 以下

（エ）理論検証②

ドラム式でボールチェーンを使用しているブラインドに関しては、安全対策の一つとして固定具（図 3-28）で、ボールチェーンのループ部を壁に沿うように固定することで、頭がボールチェーンのループ部に入りにくいようにする対策がある。この対策を行った際に、壁とボールチェーンの隙間に頭部が入り得るかを調査した。この調査では、ボールチェーンが自然に垂れ下がった状態で、ボールチェーンが取り付けられた滑車部の下端からボールチェーンのループの下端部までの長さが 214cm となるボールチェーンを使用して行った。

壁とボールチェーンの隙間に頭部が入り得るかについては、各年齢の頭幅（左右の幅）と頭長（前後の長さ）から、頭部を楕円とする近似の頭部モデルを作製し、そのモデルが壁とボールチェーンとの隙間に入るかを調査した。表 3-16 に各年齢の頭幅と頭長を示す。

表 3-16 各年齢の頭幅・頭長

年齢	頭幅(mm)	頭長(mm)	作製した頭部モデル
6 ヶ月	121	143	
1 歳 6 ヶ月	134	158	
3 歳	139	163	

壁とボールチェーンの隙間は、ボールチェーンにかかるテンションの状態によって変わる。つまり、固定具の取付位置によって、ボールチェーンのテンションの状態が変わり、頭部が入り得る条件に影響を与える。また、ボールチェーン 2 本に対して頭部を通す場合（図 3-31③の右側下図）と、ボールチェーン 1 本に対して頭部を通す場合（図 3-31③の右側上図）でもボールチェーンにかかるテンションが変わるため、頭部が入る得る条件に影響を与える。そこで、(1)固定具を適切に取り付けた場合と、(2)ボールチェーンにあまりテンションがかかっていない場合、及び、(3)ボールチェーン 2 本に対して頭部を通す場合と、(4)ボールチェーン 1 本に対して頭部を通す場合に関して、固定具の位置からどの程度の高さであれば頭部が入り得るのかを調査した。

以上の内容を整理したものを図 3-31 に示す。実験状況は図中①の状態である。ボールチェーンのテンションの状態の条件を図中②のようにして、デジタルフォースゲージで計測する。子供の頭部モデルが通るかどうかの計測については図中③の状態で、ボールチェーン 1 本に通す場合と、ボールチェーン 2 本に通した場合（図中③の右側参照）について固定具からの高さを計測する。
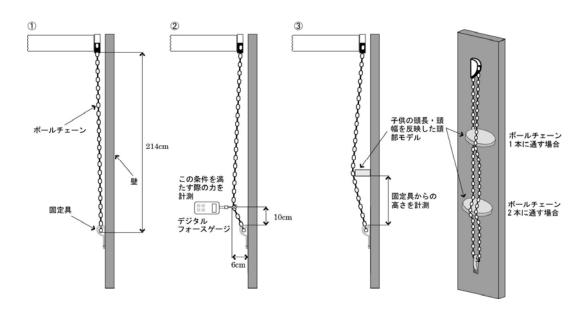
図 3-31 固定具に関する実験手順

まず、実験条件として、固定具の取付位置の違いによるボールチェーンのテンションの状態を定量的に示すために、適切な位置に固定具を取り付けた場合と、ボールチェーンが緩んだ状態になるように固定具を取り付けた場合（図 3-32）に関して、固定具から高さ 10cm の部分のボールチェーンを壁部から 6cm 引き出すのに要した力を計測した。その計測結果を表 3-17 に示す。本調査の条件の場合、適切な場合に比べて、緩い場合は固定具の取付位置が 8mm 高い位置であった。

適切に取り付けた場合

ボールチェーンが緩んだ状態で取り付けた場合

図 3-32 固定具の取付位置の違いによるボールチェーンのテンションの状態の違い

表 3-17 固定具取付位置の違いによるボールチェーンのテンション状態

固定具の取付位置によるボールチェーンの状態	ボールチェーンを壁部から 6cm 引き出すのに要した力(kg 重)	
	ボールチェーン 2 本	ボールチェーン 1 本
適切	3.7	1.12
緩い	1.8	0.24

以上の条件において、各年齢の頭部が壁とボールチェーンとの隙間に入る位置の固定具からの高さを計測した（図 3-33）。結果を表 3-18 に示す。
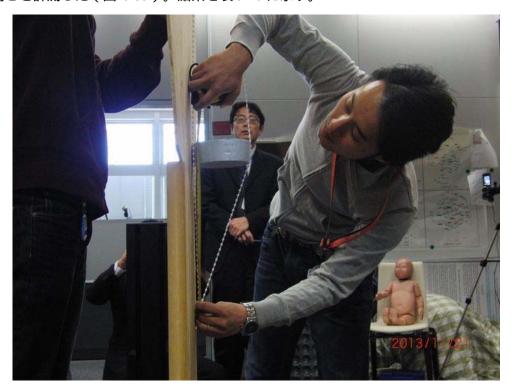
図 3-33 実験の状況

表 3-18 壁とボールチェーンとの隙間に頭部が入る位置の固定具からの高さ

固定具の取付位置によるボールチェーンの状態	6ヶ月児の頭部が入る位置の固定具からの高さ (mm)		1 歳 6ヶ月児の頭部が入る位置の固定具からの高さ (mm)		3 歳児の頭部が入る位置の固定具からの高さ (mm)	
	ボールチェーン 2 本	ボールチェーン 1 本	ボールチェーン 2 本	ボールチェーン 1 本	ボールチェーン 2 本	ボールチェーン 1 本
適切	640	325	853	365	1,045	410
緩い	390	180	415	240	500	260

計測結果から、ボールチェーン 2 本に頭部を通す場合と、1 本に頭部を通す場合では、1 本の場合の方が 2 本の場合に比べて、約半分の高さで頭部が入り得ることがわかった。また、固定具を適切な位置に取り付けた場合と、ボールチェーンが緩んだ状態になるよう固定具を

取り付けた場合では、ボールチェーンが緩んだ状態の方が、適切な状態に比べて、約半分の高さで頭部が入り得ることがわかった。

これらの結果から、固定具の取付位置によって、ボールチェーンにかかるテンションの状態が変化し、リスクも大きく変化することがわかる。ボールチェーンにかかるテンションが大き過ぎると、ブラインドを上げ下げする通常の操作がし辛くなる。つまり、テンションが大き過ぎても、小さ過ぎても、問題が生じるため、適切な取付けを行うことが重要であるが、現状では適切な取付けのためのガイドや確認方法は存在しないため、一般ユーザーが自分で適切に取り付けることは難しいと考えられる。一般ユーザーが適切に取り付けられるようにガイドを作成する・簡便な取付方法を考案する、もしくは、内装業者や販売店が取付けを行うルールとする、といった何らかの対策が必要である。

エ　まとめ・全体考察

本調査では、ブラインドのひも等が子供の首にかかる事故に関して、再現実験を行うことで、ブラインドのひも等にかかる荷重と安全対策の効果検証を行うとともに、子供の身体寸法などのデータを用いた理論検証によって、子供の首にひも等がかからないための条件を整理した。

●再現実験①、再現実験②について

再現実験①より、ブラインドのひも等が子供の首にかかって宙づり状態になった場合、最大で子供の体重全体がかかり、最小の場合は複数のひも等の本数で等分された荷重（2 本の場合は体重の半分、3 本の場合は体重の 3 分の 1 など）がかかることがわかった（いずれの場合も、静荷重の場合）。

このことから、セーフティジョイントなどのループ状部分が荷重によって切り離される対策の場合、ブラインドの構造に応じて、切り離される荷重を設定する必要がある。再現実験②で確認したところ、最も切り離れづらいセーフティジョイントであっても約 3.1kg の荷重で切り離されることから、セーフティジョイントは 6 ヶ月以上の子供が宙づり状態になった場合については有効であると確認できた。

一方で、セーフティジョイントを取り付けることができないタイプのブラインド（チェーンタイプ、ワンコントロール式、イコライザーの上部など）に関しては、コードクリップやフック等の使用の徹底や、ひもの高さ（長さ）の工夫など、他の対策を考える必要がある。

●理論検証①、理論検証②について

理論検証①では、子供顎部の高さや頭囲の平均値から、ブラインドのひも等が首にかからない条件を整理した。前述の通り、ひも等のループ部の高さのみの条件では、子供が椅子などに上った場合に対策の有効性が失われるため、セーフティジョイント等の安全器具の装着など、他の対策と組み合わせる必要がある。ループ部の周長に関しては、前述の条件を満たすことができれば、頭部が通ることができないため、縊頸（いっけい）については有効な対策であると考えられる。

理論検証②では、ドラム式でボールチェーンを使用しているブラインドの安全対策の一つである固定具を取り付けた場合の有効性について検証した。この結果から、固定具の取付位置の違いによって、ボールチェーンにかかるテンションの状態が変化し、それによって、壁とボールチェーンとの隙間に頭部が入り得る条件も大きく変わることが確認できた。ループ部に頭部が入らない有効な対策であるものの、適切な取付けができないと、壁とボールチェーンとの隙間に頭部は入り得る可能性が十分にあることがわかった。

固定具の取付位置に関して、理論検証①と理論検証②により、適切に固定具を取り付けた状態でボールチェーン 1 本に頭部が通る位置の固定具からの高さのデータを整理すると、固定具を取り付ける際の床面からの最低高さを算出することができる。つまり、各年齢の子供の首の高さと固定具の高さの差が、理論検証②で得られた固定具からの高さよりも小さい場合、壁とボールチェーンとの隙間に頭部が入り得る可能性は低いと考えられ、その条件を満

たす固定具の高さが床面からの最低の取付位置となり、それ以上高い位置に固定具を取り付ければ、壁とボールチェーンとの隙間に頭部が入り得る可能性は低い。この固定具の取付最低位置を整理した結果を図 3-34 に示す。6 ヶ月児の場合は、床面から 185mm 以上の位置、1 歳 6 ヶ月児の場合は、床面から 238mm 以上の位置、3 歳児の場合は、床面から 319mm 以上の位置に取り付け、かつ、ボールチェーンに適切にテンションがかかっている状態になっていることで、壁とボールチェーンとの隙間に頭部が入り得る可能性は低くなり、固定具による対策が有効となる。これらの数値は、あくまでも本調査の条件における数値であり、固定具の取付位置やボールチェーンのテンションの状態、ボールチェーンの素材などによって、結果は異なる。取付位置に関する基準や取付方法については、それらの条件を考慮した上で、議論していく必要がある。
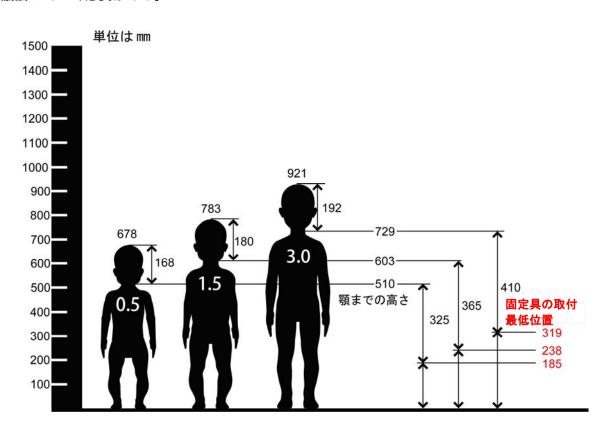
図 3-34 固定具の取付最低位置

以上の通り、本実験で取り上げた安全対策に関しては、有効性が確認できたが、現状では、設計段階や取付段階における明確な定義や基準、特に固定具の取付けに関しては、基準、取付けのサポート、適切に取り付けられたことを確認する方法などが不足していると考えられるため、これらの解決方法を検討する必要がある。

4.　ブラインド等のひもの安全対策に係る現状と課題

本章の概要

【商品の安全対策等】

- コードクリップ、コードフック、セーフティジョイント、ボールチェーン固定具などの安全器具による対策が講じられている商品が多数確認されたが、使用がユーザーに委ねられている、構造上取り付けられないなどの課題がある。
- 海外では、強制法規を施行する国もある。こうした国では安全性の高い商品開発や情報提供も推進されている。
- 国内において統一的な基準づくりが求められる。
- 消費者安全法における重大事故情報の集約の仕組みが十分に機能していないため、より実効性ある仕組みの構築に向けて、早急に対策を講じる必要がある。

【商品の使用実態】

- 子供のいる家庭の約 3 割が、ブラインド類・スクリーン類を所有。
- 購入の際に重視されているのは「デザイン」「価格」「使いやすさ」の順。「安全性」についてはあまり重視されていない。
- 購入先は、ハウスメーカー・内装業者等、実店舗がそれぞれ 4 割を占め、ネット・通信販売が約 1 割となっている。また、4 割の消費者が自分自身で取り付けている。
- 10 年近く使用されるものも多く、買替えによる対策の浸透を待つだけでは不十分。
- 警告マークによる周知について、「覚えていない」または「表示はなかった」が全体の約 8 割を占めることなどから、現在の対策では、危険性の啓発・周知が十分でない。
- 安全器具については「付属していなかった」または「覚えていない」が全体の 6 割弱である。
- コードクリップ等の安全器具についてはその約 4 割が毎回は使用しておらず、消費者に使用を委ねるタイプの安全器具は、利用の徹底が難しい。

【「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験事例と消費者の意識等】

- 子供が「遊ぼうと思っても、遊べない状況」を作る対策が必要
- 「3 歳以下の事故が多い」「ひもで遊んでいて首を引っかけるケースが多い」などの傾向が確認された。このことから、「子供は自分ではリスクを知って行動できない」との意識を保護者等に普及させ、できる限りの危険要因を取り除くことが望まれる。
- 「ソファ」「ベッド」「いす」の上にいるなどの状態からの事故もあることから、こうした複合的な危険要因を取り除くことも重要
- 「安全器具が機能して助かった」「事故の際は安全器具を使用してなかった」などの事例が多くある。
- 「事故が起きるまで危険を感じていなかった」という回答が多く、また、「（原因は）保護者や子供の不注意だった」と考える人や、苦情を申し出ない人が多い。消費者の声が製造事業者に届きにくく、商品改良に結びつく機会が極めて少ない。

(1) 商品の安全対策等

ア　商品の安全対策

ブラインド等のひものうち、ブラインド類・スクリーン類については、業界団体（日本ブラインド工業会、以下「工業会」という。）において、警告マークによる周知、安全器具の装備がなされている。

しかしながら、コードクリップやコードフックなどの安全器具については、毎回の使用はユーザーに委ねられているといった問題点がある。ビーズチェーン固定具についても、本協議会での調査により、取付方法が適切でない場合、効果が減少してしまうことがわかった。また、操作が若干しづらくなるなどの声や、取付状況や商品によっては使用できない場合があるといった問題点がある。しかし、いったん壁に取り付ければ、一体型の安全器具と同様、毎回の手間は不要という利点がある。荷重によって外れるセーフティジョイントについては、本協議会で実施した調査により、どの製造事業者のものも 6 ヶ月児の体重で外れることが確認できたが、ドラム式、ワンコントロール式等には構造上取り付けられない。

他に、ひも部分のない商品も存在するが、例えば、取っ手やプルコードで昇降するものは天井近くや床近くの位置からの操作性が悪く、機能や使用できる場所が限られたり、電動のものは高額であったりなど、普及に向けての課題がある。

また、カーテンの留めひもについては、マグネットや面ファスナー等の安全対策が施された商品が一部販売されているが、特に危険と考えられる細いひも状の留めひもについては輸入品が多く、これらを取り扱う業界団体がないことから、業界としての安全対策は特になされていないと考えられる。

イ　規格、法規制等

我が国では、ブラインド等のひもについての規格や規制は現段階で存在しないが、海外においては、ブラインド類・スクリーン類のひもについて、規格や規制によって危険性を低減しようとする国もある。すでに規格や規制を実施している国について、規格や規制による明確な効果は確認できなかったが、これらの国では、規格や規制のほか、消費者への啓発にも積極的に取り組み、安全性の高い製品の開発・販売も促進されており、国内においても、統一的な基準づくりが求められる。

なお、カーテンの留めひもに関する規格や規制については、海外においても確認されていない。

ウ　重大事故情報の集約

生命・身体被害に係る重大事故等の発生に関する情報の通知については、消費者安全法第 12 条第 1 項の規定により、行政機関等から直ちに消費者庁へ情報が集約される仕組みになっている。

しかしながら、第 1 回東京都商品等安全対策協議会では、ブラインドのひもによる乳児の

死亡事故について、消費者庁に通知されておらず、法による重大事故情報集約の仕組みが十分に機能していなかったことが明らかになった。

消費者庁は、商品等の安全対策に対する国としての責務を十分果たせるよう、法による重大事故情報情報集約の仕組みの徹底を図ることはもとより、いち早く詳細な情報を把握する立場にある医師や医療機関等から速やかに情報を収集するルートを整備し、早期の安全対策への取組みにつなげるなど、より実効性ある仕組みの構築に向けて、早急に対策を講じる必要がある。

（2） 商品の使用実態

ア　注意表示・喚起

工業会では、2005 年に警告マークを作成し、危険性の周知に努めているところである。しかしながら、ブラインド等のひもに関するアンケートにおいて、ブラインド類・スクリーン類のひもの危険を注意する表示について、「表示は無かった」「覚えていない」という回答が全体の約 8 割を占め、ヒヤリ･ハット等の経験のある人の半分以上が「それまで危険を感じていなかった」と回答していることなどから、現在の対策では、危険性の啓発・周知が十分でないことが明らかになった。

また、カーテンの留めひもでのヒヤリ・ハット等の経験のある人についても、約 8 割が「それまで危険を感じていなかった」と回答しており、危険性の啓発・周知が必要であることが明らかになった。

安全性についての自由記入欄でも、ニュースやチラシでの啓発、商品そのものへの目立つ注意表示、購入・入居時の危険性についての説明など、効果的でわかりやすい注意喚起・説明・情報提供を望むコメントが多くあり、一層の注意喚起が必要である。

イ　消費者による購入・取付実態

今回のブラインド等のひもに関するアンケート調査結果から、子供のいる家庭の約 3 割においてブラインド類・スクリーン類が設置されていることがわかった。

また、ブラインド類・スクリーン類は 10 年近く使用する家庭が多いとされることから、製品に安全対策設計がなされた場合にも、買替えによる対策の浸透を待つだけでは不十分であることもわかった。

ブラインド類・スクリーン類の購入先は、ハウスメーカー・内装業者等、実店舗がそれぞれ約 4 割ずつを占めており、購入の際に重視されているのは、「デザイン」「価格」「使いやすさ」の順となっている。販売業者、取付業者による「安全性」に対する注意喚起が不十分と考えられる。

一方で、ネット・通信販売での購入が購入先の約 1 割を占めること、また、自分や家族で取り付けるケースが約 4 割に上ることから、安全器具の使用やチェーン固定具の適切な設置などについて、販売業者や取付業者のみではなく、行政機関やメーカー等から消費者へ直接、

注意喚起を行っていくことも重要である。

ウ　消費者による安全器具の使用実態

ブラインド類・スクリーン類の安全器具について、「付属していなかった」・「覚えていない」との回答が 6 割弱を占め、「コードクリップやコードフックが付属していた」と回答した人のうち約 4 割の人が面倒などの理由から毎回は使用していないことがわかった。消費者に使用を委ねるタイプの安全器具は、利用の徹底が難しいと考えられる。

(3) 「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験事例と消費者の意識等

ア　事故事例

ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類を所有する、小さい子供のいる家庭の約 15%で、「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験があった。

このうち、首や頭部を引っかける・絡まる（未遂を含む）ケースが 4 割弱を占め、残りが手や足、体を引っかけるケースであった。首や頭部の場合は、ひもで遊んでいて引っかける・絡まるケースが多く、手足体の場合は、近くで遊んでいて引っかける・絡まるケースが多い傾向にある。首や頭部への引っかかり・絡まりは、重篤な事故につながりやすいことから子供に気を付けるよう注意するのではなく、「遊ぼうと思っても、遊べない状況」を作る対策が必要である。

また、ゼロ歳児を含め 3 歳以下の事例が多いことから、自分ではリスクを知って行動できない子供への対策として、出来る限りの危険要因を取り除くことが望まれる。

なお、「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」が起きたときのブラインド類・スクリーン類のひもの床からの高さは 0cm のものが多いが、首・頭部の事故に着目すると数 cm～60cm、及び 100cm 以上のものが多い。100cm 以上のケースでは「ソファ」「ベッド」「いす」の上にいるなどの状態からの事故がほとんどであったことから、こうした複合的な危険要因を取り除くことも重要である。

商品にコードクリップやコードフック等の安全器具が付属していても、それを使用していない状況での事故も 10 件報告されている。「たまたまかけ忘れていた」「子供が自分で取り外した」「折れてしまっていた」などの理由によるものであるが、ユーザーの利用に委ねるタイプの安全器具は使用の徹底が難しく、危険性が残ると言える。一方で、セーフティジョイントがあったために大事に至らなかったとの事例も複数あった。

事故のほとんどが、ひも等のループ状の部分への引っかかりによるものであるが、ローマンシェードの裏の細いひも、ポールから出たひもなどのケースも少数ながら報告されている。また、ブラインド類・スクリーン類に比較し頻度は低い（カーテン所有者の 2.4%）ものの、

カーテンの留めひもによる事故事例も報告されていることから、こうした危険性についても注意が必要である。

イ　事故についての消費者の意識

ヒヤリ･ハット等の経験のある人に事故の原因を聞いたところ、保護者や子供本人の不注意だったとの回答が多く、商品の構造や注意表示等に原因があったとする回答は比較的少数であった。このためか、ブラインド類・スクリーン類によるヒヤリ･ハット等経験者の95%の人がどこにも苦情を申し出ていないとの回答となっている。

一方、ヒヤリ・ハット等の経験のない人からも「親が気をつけていればよいだけの話」「子供に対する危機管理（の問題)」というコメントがあった。消費者の声が製造事業者等に届きにくく、商品の改良等に結びつく機会が極めて少ないと言える。

また、ヒヤリ･ハット等の経験のある人の 3 人に 1 人が、「子供本人の不注意であった」と回答していることから、「子供は自分でリスクを知って行動することができない」との意識を、保護者や周囲の大人に普及させることが重要であり、そうした前提に立って、商品を選択したり、触れさせないようにしたりなどの安全対策を講じていくことが必要である。

5. ブラインド等のひもの安全対策に係る今後の取組についての提言

本章の概要

【商品構造・デザイン等の安全対策】

- 安全器具と一体化した商品の開発・普及を進めること
- ひも部分がない・ループが小さいなど、安全性の高い商品等の開発・普及を推進すること
- 既に使用されている商品に対応する安全器具の普及を推進すること

【統一基準等の策定による安全対策の徹底】

- 業界による統一基準の策定を行うこと
- JIS 化も視野に入れた規格化や適合商品に対する表示の検討を行い、消費者への周知・普及を図ること

【消費者の安全意識の向上】

- 商品や店舗を通じ、消費者への積極的な注意喚起に取り組むこと
- 消費者等への広く積極的な注意喚起と効果的な普及啓発を行うこと
- 業態を超えた連携による意識啓発を行うこと（ハウスメーカー、内装業者、インテリアコーディネーター、販売事業者などによる、全国規模での継続的な意識啓発・対策周知）
- 消費者への注意喚起・普及啓発に当たっては、消費者団体等と連携し、消費者の視点を取り入れた効果的な取組を行うこと

【事故情報等の収集と活用体制の整備】

- 業界としての苦情・相談窓口を設置し、事故情報データを収集・活用すること
- 国は商品等を起因とする重大事故情報の集約を徹底すること

本協議会は、ブラインド等のひもの安全対策を講じるため、今後、消費者、国、事業者団体等及び東京都が今後取り組むべき事項について、次の通り提言する。

この提言に基づき、各分野においての取組が行われることにより、「ブラインド等のひも」による縊頚（いっけい）事故の未然・再発防止につながるものと考える。

また、本提言は子供の縊頚（いっけい）事故防止に主眼を置いているが、子供にとっての安全対策を図ることにより、高齢者等、あらゆる世代に対する安全性も向上することが期待される。

都においては、この提言が実効あるものとなるよう、主体的な役割を果たすとともに、国、事業者団体等の取組の実現に協力していくことを望む。

(1) 商品構造･デザイン等の安全対策

ア　安全器具と一体化した商品の開発・普及（製造事業者団体）

商品にコードクリップやフック等の安全器具が付属していても、それを使用していない人の割合が高く、また使用されていない状況での事故も報告されていることから、メーカーは、消費者の利便性も考慮し、最初から安全器具と一体化した商品開発を進めていくこと。

チェーン固定具での安全対策を行う場合は、取付方法がリスク低減の効果に影響を与えるため、消費者やハウスメーカーなどの取付者へ適切な取付けの周知徹底を行うこと。

なお、カーテンの留めひもにおいて、マグネットや面ファスナー等の安全対策が施された商品の普及に努めること。

イ　ひも部分がない・ループが小さいなど、安全性の高い商品等の開発・普及（製造事業者団体）

子供の行動は予測できない、子供はリスクを知って行動できないという認識に立てば、ひも部分をなくすことが最も確実な対策であると言える。ひもがなければ、安全器具による対策も不要となる。

ループ状のひもそのものがないコードレス商品が開発され、国内外で販売され始めている。操作性や取付場所などに課題は残るが、メーカー各社において、このような商品をはじめとする安全性の高い商品の開発を進めていくこと。

また、ひも部分のある商品においても、ループ状部分をなくす、ループ状部分を小さくする、ひもの位置を高くするなどの首等に引っかかりにくくする設計上の工夫をするなど、メーカーにおいては、今回の事故再現実験・理論検証の結果、海外の規格等も参考にし、安全設計を推進していくこと。

ウ　既に使用されている商品に対応する安全器具の普及の推進（製造事業者団体、販売事業者団体）

今後、安全性を高めた商品の普及が期待されるが、ブラインド等は 10 年近く使用する家庭が多いとみられ、商品の買替えによる浸透のみでの安全対策には限界があるため、現在、設置され使用されているブラインド等への対策として、コードクリップや固定具、セーフティ

ジョイントが普及するよう、配布・販売していくこと。

（2） 統一基準等の策定による安全対策の徹底（国、製造事業者団体）

上記のような、商品の構造・形状や安全器具にかかる対策を徹底させるため、業界による統一基準の策定を行うこと。また、JIS 化も視野に入れた規格化や適合商品に対する表示の検討を行い、消費者への周知・普及を図ること。

工業会の主導による実施で、市場商品の過半をカバーできることが想定されるが、より高い効果を得るために、主要メーカー以外の商品や輸入品についても安全対策が行きわたるよう努めること。

なお、基準や規格を策定するに当たっては、海外マーケットにも対応できるよう、海外規格等とのハーモナイゼーションにも配慮すること。

基準や規格を策定した後は、消費者の使用環境（家族構成、設置場所等）も様々であることもあり、その効果について十分検証を行っていくこと。

ただし、カーテンの留めひもについては、現状では、留めひも全般を取扱う業界団体がないことなどから、まずは、いずれかの団体がイニシチアブをとり、注意喚起の実施や安全対策の検討を行っていくこと。

（3） 消費者の安全意識の向上

ア　商品や店舗を通じた消費者への積極的な注意喚起（製造事業者団体、販売事業者団体）

製造事業者団体は、現時点での、消費者への危険性の周知が十分とは言い難いため、具体的な安全対策の情報も合わせた注意喚起と情報提供の他、使用中も認知できるような添付など、消費者の意識に浸透しやすい注意喚起方法の改善に取り組むこと。

また、販売事業者団体は、製造事業者団体に所属していないメーカーの商品や輸入品も含め、注意喚起を行うよう努めること。

イ　消費者等への広く積極的な注意喚起・効果的な普及啓発（国、都、製造事業者団体）

消費者等へ、下記の観点から、広く注意喚起や安全対策の周知を行うこと。

①ループ状のひも、長いひも状のものには、縊頸（いっけい）や手足の引っかかりの危険があることを認識すること。

②子供の行動は予測できないこと、子供はリスクを知って行動できないことを認識すること。

③商品の購入の際は、デザインや価格だけではなく、安全性にも配慮して選択すること。

④子供はひもで遊びやすいことを踏まえ、リビングや子供部屋等にできるだけ、ひも状のものを設置しないこと。（カーテンの留めひもについては、別の場所に保管する、ループとしないなど）

⑤ブラインド類・スクリーン類の近くには、ソファやベッドなどの高さのあるものを設置しないこと。

⑥やむを得ず、子供のいる場所やソファやベッドの近くにひも部分のあるブラインド類・スクリーン類を設置する場合は、重さがかかると切れるセーフティジョイントを装備したり、固定具を用いて緩みをなくしたり、コードクリップやフックを用いて子供の手が届かないようにするなどの対策を徹底すること。

⑦ヒヤリ・ハットを含め事故が発生した場合は、同種の事故防止のため、消費生活相談窓口やメーカーに情報提供すること。

注意喚起や対策周知には、病院、保健所、保育所・幼稚園等の公的機関の活用も視野に入れ、都としても継続的な意識啓発・対策周知にも取り組んでいくこと。

また、ファミリーレストランなど、乳幼児がブラインド等のひもに接する可能性がある場所を提供する主体や、工業・デザイン・保育等の分野の学生がいる教育機関（大学・専門学校等）に対しても同様の呼びかけを行っていくこと。さらには、乳幼児が接する可能性のあるあらゆる場所において、安全対策を普及させていくこと。

ウ　業態を超えた連携による意識啓発（製造事業者団体、販売事業者団体、関連する団体）

製造事業者は、注意喚起の際には、ハウスメーカー、リフォーム・内装業者、インテリアコーディネーター・窓装飾プランナー、ホームセンター・家具店等販売事業者等と連携し、継続的に全国規模で呼びかけていくこと。

ハウスメーカーにおいては、住宅展示場やモデルルームで、ブラインド等のそばにベッドやソファなど高さのある家具を置かない、子供部屋にはひも部分がない・ループがない製品等を設置するなどの配慮を行うこと。

ハウスメーカー、リフォーム・内装業者、インテリアコーディネーター等においては、新築・リフォーム時のアドバイスで、家族構成を考慮し、幼児のいる家庭にふさわしいインテリアを勧めること。ハウスメーカー、リフォーム・内装業者、インテリアコーディネーター等に関連する団体においては、会員やインテリアコーディネーター等への各種情報提供の機会を捉え、安全対策に関する知識を盛り込む等の取組を通じて、消費者に安全対策や意識を浸透させること。

ハウスメーカー等が住居を引き渡したり、内装業者や販売店が取付けを行ったりする場合には、危険性について周知させるとともに、安全器具の適切な使用方法を伝えること。ホームセンター・家具店・通販事業者等においては、店舗展示や web 画面、カタログ等を通じて、消費者に危険性の周知と安全対策の徹底を呼びかけること。特に、ホームセンター・家具店等の実店舗においては、販売員の教育カリキュラムの中に安全対策に関する知識を盛り込むなどして、直接、消費者に安全対策や意識を伝えていくこと。

なお、上記団体が消費者への注意喚起・普及啓発を行うに当たっては、消費者団体等と連携し、消費者の視点を取り入れた効果的な取組を行うこと。

（4） 事故情報等の収集と活用体制の整備

ア　業界としての苦情・相談窓口の設置と事故情報データの活用（製造事業者団体）

前述のように、事故情報が通報されにくく、商品開発の改善につながりにくい状況にあるため、ブラインド等のひもに限らず、商品の安全対策に関連する情報を広く受け付ける窓口や情報共有・活用の仕組みを整えていくこと。

事故について、保護者や子供の不注意だったとするだけで終わらせず、事故情報を収集し、商品の改善等につなげ、安全性の高い商品の普及に努めること。

イ　商品等を起因とする重大事故情報の集約の徹底（国）

消費者庁は、消費者安全法第 12 条第 1 項に規定する重大事故等の発生に関する情報の通知が徹底されるよう、関係機関への働きかけを強化すること。

関係機関への働きかけに当たっては、消費者庁が必要とする情報についての着眼点や事故事例を具体的に示すとともに、報告事項や記入例、記入様式等が掲載されたマニュアルを提示するなど、情報収集が円滑に行われるような対策を講じること。

消費者安全法第 12 条第 1 項に規定する関係機関のみならず、現場で詳細な重大事故情報を把握する医師や医療機関等から消費者庁に、予防対策につながる適切な情報が速やかに集約される仕組みづくりについて、法整備も含め検討すること。

集約された情報を活用し、事故の未然・拡大防止のための取組に早期につなげていくこと。

資　料

資料１　　東京消防庁救急搬送事例
日本小児科学会　Injury Alert（傷害速報）
事故情報データバンクシステム
消費者庁「子どもを事故から守る！プロジェクト　皆様からお寄せいただいた体験談や工夫の紹介」

資料２　　WEB 調査票
「生活に関するアンケート」※事前調査
「ブラインド等のひもに関するアンケート」

資料３　　商品・サービスに関する主な危害・危険情報提供サイト一覧

資料４　　消費生活相談窓口一覧

引用・参考文献一覧

東京都商品等安全対策協議会の概要等

資料　1

東京消防庁救急搬送事例

覚知年月	時間	指令先区市	性別	年齢歳	救急要請概要	収容所見程度
平成 19 年 10 月	15 時	江戸川区	男	4	祖父が孫を連れて飲食店に行き、飲食店の待合室で待っていたところ、孫がブラインドの紐で遊んでいるうち、誤って首に紐が引っかかり頸部を受傷（軽症）したものである。なお、祖父は孫の首に紐が引っかっているところを見ていなかった。	軽症
平成 25 年 4 月	14 時	昭島市	男	1	自宅のカーテンレールの紐に誤って首がひっかかり、心配した母親が要請したもの。	軽症

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

Injury Alert（傷害速報）

No. 36　カーテンの留め紐による縊頸

事　例		年齢：1歳1か月　性別：男 体重：8.5kg　身長：70cm
傷害の種類		窒息
原因対象物		カーテンの留め紐（タッセル）
臨床診断名		縊頸，低酸素性脳症，全身性強直間代性痙攣
直接医療費		約250万円
発生状況	発生場所	自宅の居間の窓際
	周囲の人・状況	居間には患児が1人で居り，母親は外で洗濯物を干していた． 患児の発達は，数歩程度の独歩が可能な発達段階であった． 傷害が発生したタッセル下端は床から50cmほどの高さであった．
	発生年月日・時刻	2012年7月9日　午前8時8分頃
	発生時の詳しい様子と経緯	母親が居間に不在であった数分のあいだに，カーテンを留めるタッセル（写真1）が前頸部にかかり縊頸の状態となった．8時8分に母親が発見した時，患児は前のめりになるような体勢で，前頸部にタッセルがかかっていた．足は床についていた．縊頸を解除した直後は呼吸がなかった．8時13分に救急隊が到着した時点では，自発呼吸はあったが意識状態はJapan Coma ScaleでⅢ-300であったため，ドクターヘリを要請した．8時43分に医師が診察しているが，その時点では患児は開眼し，啼泣はあるも視線は合わず，顔面に広範な溢血点を認めた．
治療経過と予後		当院への搬送途中に全身性の強直間代性痙攣が出現し，ドルミカムを投与したところ数分後に頓挫した．救急室にて気管挿管を施行した後，脳低体温療法を行うため他院の小児集中治療室へ搬送となった．搬送先では同日より脳低体温療法を開始し，7月13日に復温を終了した．7月18日には人工呼吸管理を離脱し，7月20日には一般病棟へ転棟した．その頃には座位の保持は可能であったが，つかまり立ちはできなくなっていた．その後，全身状態が安定したため，7月23日に経管栄養の状態で当院に戻ってきた．この頃よりつかまり立ちができるようになった．7月24日より経口摂取を開始し，7月30日には独歩が可能となり，8月9日に自宅に退院となった．

【こどもの生活環境改善委員会からのコメント】

この傷害に対して,「カーテンの留め紐に首を挟まれないよう注意しましょう」と指摘するだけでは予防できません．製品を改善することが必要です．

1. 自宅内のカーテンやブラインドの紐が原因となる縊頸は，諸外国では古くから報告されている．1997年のJAMAの論文（1）では，1981年から1995年のあいだに米国内で183例の死亡があり，その93%が3歳未満の乳幼児であったと報告されている．
2. The US Consumer Product Safety Commission；CPSC（米国消費者製品安全委員会）は，2009年に窓のブラインド類についている紐を原因とする縊頸による幼児の死亡例が，2006年以降に5例，死にかけた幼児が16例おり，ブラインドの製作，販売，輸入を行っている会社に対し，製品を自主的にリコールするよう呼びかけている．これによりIKEAが330万個以上のブラインドを自主的にリコールしている．
3. またカーテンやブラインドに関係する製造会社や輸入会社が協力して立ち上げているWindow Covering Safety Councilでは，10月を安全強化月間として全国規模でのキャンペーンを行っており，CPSCもブラインドやカーテンの紐による縊頸予防に関するポスターを作製している（写真2）．
4. これらの活動をもってしても，カーテンやブラインドの紐が原因となる縊頸はなくなっていない．必要なことは，乳幼児の頸が引っかからない構造，また，引っかかったとしてもすぐにループが解除できるデザインにすることである．また，カーテンの留め紐の下端は床から1m以上の高さになるように設置することや，ループ状の構造があり，幼児の体重がかかった時にループが外れない製品は子どもの生活環境から排除する必要がある．

写真１　患児の首が引っかかっていたカーテンの留め紐

写真２　CPSC の縊頸予防に関するポスター

参考文献

1）Rauchschwalbe R, Mann NC. Pediatric window-cord strangulations in the United States, 1981-1995. JAMA. 1997；277：1696―8.

傷害速報　類似例

傷害速報 No.36「カーテンの留め紐による縊頸」の類似事例 1

傷害発生日時：2012 年 11 月〇日　朝 7-9 時
生来健康な 6 か月男児
経過：

午前 7 時に大人用のベッドで二度寝をさせた。9 時過ぎに母親がそろそろ起こそうと様子を見に行ったところ、ブラインドの紐が児の首に巻いていて反応がないのを発見し、救急隊を要請した。覚知は午前 9 時 42 分、現地到着は 9 時 52 分で、母親により胸骨圧迫のみ実施されていた。当院到着は 10 時 8 分で、蘇生を続行、気管挿管　アドレナリン投与を行うも反応なく、35 分後に死亡を確認した。前頚部を中心に幅 1 ㎝、長さ 15 ㎝程度の紫斑、ならびにその上部に点状出血が散在していた。

ベッドの高さは約 40cm、窓の脇に設置されていた。窓にはブラインドがあり、その紐がベッド脇に垂れ下がっていた。ブラインドの紐は 2 つあり、ひとつは床についていた。もうひとつの紐は床から 22㎝ 離れたところまで垂れ下がっていた。

患児はベッドの上で眠っていたが、発見時には床の上であった。床から 22 ㎝の紐の方に首がひっかかり、心肺停止の状態で発見された。誰も見ていないので詳細は不明であるが「児が寝返りをしてベッドから落ちた時に、ベッド脇にあったブラインドの紐がたまたま児の首に食い込み、床上で心肺停止で発見された」と推測される。

Injury Alert (傷害速報)類似事例

傷害速報 No.36「カーテンの留め紐による縊頸」の類似事例 2

事　例		年齢：1　歳 6 か月　　性別：男児 体重：9 kg　　身長：75 cm
傷害の種類		縊頸
原因対象物		ブラインドの紐
臨床診断名		一過性意識障害
医 療 費		128,490 円
発生状況	発生年月日・時刻	2013 年 5 月 13 日　　午前 8 時 43 分頃
	発生時の詳しい様子と経緯	自宅の居間にいた。祖母が洗たく物を干すために目を離した 10 分以内に、ブラインドのひもを首にひっかけて意識がない状態になっていた。ひもは首に巻きついておらず、足は床についていた。意識はなかったが呼吸はしていた。3 分ほど意識がない状態であった。
治療経過と予後		祖母が刺激をして開眼した。発見から 10 分以内にしっかりと啼泣し、手足を動かした。救急車で来院時は意識清明であったが、頚部前方に約 3/4 周にひもによる圧迫痕を認めた。1 泊の経過観察入院をおこなったが、痙攣を起こすことはなく 5 月 14 日に退院となった。

事故情報データバンクシステム

事故情報詳細

ブラインド 事故情報ID:0000081985

種別	危険情報
発生年月日	
発生場所	**施設用途**:住宅 **場所**:居室
商品など分類	住居品 − 住生活用品
商品など名称	ブラインド
事故内容	操作・使用性の欠落
事故の概要	窓のブラインドのひもに1歳の子供の首が引っかかり、危うく首を吊るところだった。メーカーは改善したというが販売に疑問。
被害者年代、性別	
情報提供元	関係機関 国民生活センター 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)
登録年月日	2011年10月05日
受付年月日	2011年09月

注意事項

- 建築物事故情報ホットライン、全国消費生活情報ネットワーク・システム、法テラス、自動車の不具合情報の情報は、消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含みます。
- 製品安全事故情報システム、製品安全データベースの情報では、消費生活用製品安全法に基づき、ガス・石油機器に関する事故については、製品起因かどうか不明な場合でも事業者名、機種・型式名の情報を公表しています。
- 消費者庁の情報のうち、被害程度が重大でないものについては、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
- 国土交通省から提供された「自動車の不具合による事故・火災情報」は、自動車製作者や自動車輸入事業者から国土交通省に報告のあった自動車の不具合による事故・火災情報を掲載しています。掲載している事故・火災情報には、自動車製作者の設計・製作に起因するものだけでなく、整備不良やユーザーの不適切な使用など他の要因に起因するもの、また、不具合の原因が判明していないものも含まれます。(設計・製作に起因したことが判明している事故・火災については、事故原因欄に「■」を記載しています。)掲載内容については、自動車製作者等からの報告をもとに記載していますが、詳細な調査等ができないものも含まれます。

事故情報データバンクシステム

事故情報詳細

ロールアップ式ブラインド 事故情報ID:0000176950

種別	事故情報
発生年月日	2013年07月
発生場所	**施設用途**:住宅 **場所**:居室
商品など分類	住居品 – 住生活用品
商品など名称	ロールアップ式ブラインド
事故内容	その他
事故の概要	ブライドの高さを調節する紐に子供の首が引っ掛かかった。このような情報は他にもあるか。
傷病内容	擦過傷・挫傷・打撲傷
傷病の程度	医者にかからず
被害者年代、性別	**年代**:1～4歳
情報提供元	関係機関 国民生活センター 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)
登録年月日	2013年07月23日
受付年月日	2013年07月

注意事項

- 建築物事故情報ホットライン、全国消費生活情報ネットワーク・システム、法テラス、自動車の不具合情報の情報は、消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含みます。
- 製品安全事故情報システム、製品安全データベースの情報では、消費生活用製品安全法に基づき、ガス・石油機器に関する事故については、製品起因かどうか不明な場合でも事業者名、機種・型式名の情報を公表しています。
- 消費者庁の情報のうち、被害程度が重大でないものについては、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
- 国土交通省から提供された「自動車の不具合による事故・火災情報」は、自動車製作者や自動車輸入事業者から国土交通省に報告のあった自動車の不具合による事故・火災情報を掲載しています。掲載している事故・火災情報には、自動車製作者の設計・製作に起因するものだけでなく、整備不良やユーザーの不適切な使用など他の要因に起因するもの、また、不具合の原因が判明していないものも含まれます。(設計・製作に起因したことが判明している事故・火災については、事故原因欄に「■」を記載しています。)掲載内容については、自動車製作者等からの報告をもとに記載していますが、詳細な調査等ができないものも含まれます。

事故情報データバンクシステム

事故情報詳細

ブラインド, ソファー 事故情報ID:0000195883

種別	危険情報
発生年月日	
発生場所	**施設用途**:住宅
商品など分類	住居品 − 住生活用品, 住居品 − 住生活用品
商品など名称	ブラインド, ソファー
事故内容	操作・使用性の欠落
事故の概要	新聞でブラインドの紐による乳幼児窒息事故の記事を読んだが、自分も同様の経験をしたので危険性を情報提供したい。
被害者年代、性別	
情報提供元	関係機関 国民生活センター 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)
登録年月日	2013年11月19日
受付年月日	2013年08月

注意事項

・建築物事故情報ホットライン、全国消費生活情報ネットワーク・システム、法テラス、自動車の不具合情報の情報は、消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含みます。

・製品安全事故情報システム、製品安全データベースの情報では、消費生活用製品安全法に基づき、ガス・石油機器に関する事故については、製品起因かどうか不明な場合でも事業者名、機種・型式名の情報を公表しています。

・消費者庁の情報のうち、被害程度が重大でないものについては、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。

・国土交通省から提供された「自動車の不具合による事故・火災情報」は、自動車製作者や自動車輸入事業者から国土交通省に報告のあった自動車の不具合による事故・火災情報を掲載しています。掲載している事故・火災情報には、自動車製作者の設計・製作に起因するものだけでなく、整備不良やユーザーの不適切な使用など他の要因に起因するもの、また、不具合の原因が判明していないものも含まれます。(設計・製作に起因したことが判明している事故・火災については、事故原因欄に「■」を記載しています。)掲載内容については、自動車製作者等からの報告をもとに記載していますが、詳細な調査等ができないものも含まれます。

消費者庁「子どもを事故から守る！プロジェクト　皆様からお寄せいただいた体験談」

1104-04	ブラインドのヒモを下ろしたままで、ちょっと目を離した自分で首に引っ掛けて吊ってとれない状態になっていた。 いつもと違う声がするからすぐ戻って紐をとったが顔を赤くして首に紐がくい込んでいた。	女性	30 代

出典 http://www.caa.go.jp/kodomo/experiences/experiences_2011_4.php

1305-05	ベッド横の窓のブラインドのカーテンで、目を離した隙に、一歳の娘がベッドで遊んでいて、ブラインドの紐に首が引っ掛かり大声で泣いていました。声が出なかったら、もう少し紐が締まっていたらと考えたてゾッとしました。その後、紐は短くとめるようにしました。	女性	30 代

出典 http://www.caa.go.jp/kodomo/experiences/experiences_2013_5.php

資料2

生活に関するアンケート

下記アンケートにご協力お願いいたします。

当アンケートの回答者の皆様へお願い

マクロミルモニタの皆様にはモニタ規約にて「調査についての守秘義務」の徹底をお願いしています。

当アンケートの内容および当アンケートで知り得た情報については、決して第三者に口外しないよう（掲示板やホームページへの書き込みを含む）、ご協力お願いします。

▼ 以下の画像をご覧ください。 ▼

Q1 ご自宅に以下のものがありますか？
あてはまるものすべてにチェックしてください。
【 必須入力 】

- ☐ 1. ヨコ型ブラインド:ひもあり(ひものみ、ひも＆ポール)
- ☐ 2. ヨコ型ブラインド:ワンコントロール式(ポールの中にひもが通っている)
- ☐ 3. タテ型ブラインド:ひもあり(ひものみ、ひも＆ポール)
- ☐ 4. タテ型ブラインド:ひもなし
- ☐ 5. ロールスクリーン:ひもあり
- ☐ 6. ロールスクリーン:ひもなし(プルコード、取っ手など)
- ☐ 7. ローマンシェード
- ☐ 8. プリーツスクリーン

☐9. カーテン：共布の留めひも（タッセル）あり
☐10. カーテン：ロープ状の留めひも（タッセル）あり
☐11. カーテン：細いひも状の留めひも（タッセル）あり
☐12. カーテン：留めひも（タッセル）なし
☐13. その他、長いひものついたブラインド類・スクリーン類　具体的に：

☐14. 上記のものはいずれも所有していない

ここで改ページ

Q2 同居されている未成年のお子さまについて、あてはまるものすべてにチェックしてください。
（2013年10月1日現在でお答えください。）
【 必須入力 】

☐1.　3ヶ月未満
☐2.　3ヶ月以上1歳未満
☐3.　1歳
☐4.　2歳
☐5.　3歳
☐6.　4歳
☐7.　5歳
☐8.　6歳
☐9.　7歳
☐10.　8歳
☐11.　9歳以上

☐12.　未成年の子供はいない／子供はいない

ここで改ページ

Q3 あなたのお住まいはどちらですか。
【 必須入力 】

○1. 東京都
○2. 神奈川県
○3. 千葉県
○4. 埼玉県
○5. その他

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
回答もれがないか確認し、よろしければ「送信」ボタンをクリックしてください。

送　信

ブラインド等のひもに関するアンケート

下記アンケートにご協力お願いいたします。

当アンケートの回答者の皆様へお願い

マクロミルモニタの皆様にはモニタ規約にて「調査についての守秘義務」の徹底をお願いしています。

当アンケートの内容および当アンケートで知り得た情報については、決して第三者に口外しないよう(掲示板やホームページへの書き込みを含む)、ご協力お願いします。

本調査は、「ひも部分があるブラインド類・スクリーン類」を所有されている方にお送りしています。
「ひも部分があるブラインド類・スクリーン類」とは、主に以下のものをいいます。

●ヨコ型ブラインド
●タテ型ブラインド:ひもあり
●ロールスクリーン:ひもあり
●ローマンシェード
●プリーツスクリーン

【使用しているブラインド類・スクリーン類についてお伺いします】

Q1 使用している「ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類」のうち、最も長期間使用しているものは何年ですか。
【 必須入力 】

- 1.　1年未満
- 2.　1年～2年未満
- 3.　2年～3年未満
- 4.　3年～4年未満
- 5.　4年～5年未満
- 6.　5年～6年未満
- 7.　6年～7年未満
- 8.　7年～8年未満
- 9.　8年～9年未満
- 10.　9年～10年未満
- 11.　10年以上

- 12.　わからない

ここで改ページ

Q2 使用している「ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類」について主な購入先をお答えください。

（実店舗のある店のホームページからの購入は、選択肢3を選択ください）
（店舗名については、デパート、ホームセンターなどの回答でもかまいません。
　またわからない場合はわからないと回答ください。）
【 必須入力 】

- 1. ハウスメーカー、リフォーム業者、内装業者
- 2. 実店舗（店舗名：　　　　　　　）
- 3. インターネット・通信販売
- 4. その他（　　　　　　　）

ここで改ページ

Q3 使用している「ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類」について主な取付作業者をお答えください。
【 必須入力 】

- 1. ハウスメーカー、リフォーム業者、内装業者
- 2. 販売業者
- 3. 自分または家族
- 4. その他（　　　　　　　）

ここで改ページ

Q4 ブラインド類・スクリーン類を購入した際に、重視した項目をお答えください。（複数回答）
【 必須入力 】

- 1. 価格
- 2. デザイン
- 3. 安全性
- 4. 耐久性
- 5. 使いやすさ
- 6. メーカー名、ブランド名
- 7. その他（　　　　　　　）

ここで改ページ

【ブラインド類・スクリーン類の安全対策についてお伺いします】

Q5 使用している「ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類」について、
ひもが子供に巻きついたり引っかからないように注意する旨の表示状況をお答えください。（複数回答）
【 必須入力 】

- 1. 本体に表示、または表示タグがついている
- 2. 本体に表示、または表示タグがついていたが、剥がしてしまった・はずしてしまった
- 3. 表示は無かった
- 4. 覚えていない
- 5. その他（　　　　　　　）

ここで改ページ

▼ 以下の画像をご覧ください。 ▼
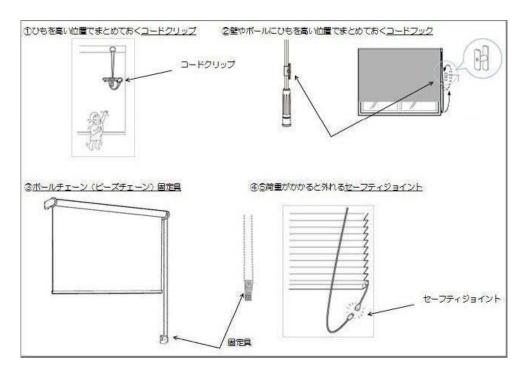
Q6 **使用している「ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類」について、購入時に付属していた安全器具の状況をお答えください。（複数回答）**
【 必須入力 】

- ☐ 1. ひもを高い位置でまとめておくコードクリップが付属していた
- ☐ 2. 壁やポールにひもを高い位置でまとめておくコードフックが付属していた
- ☐ 3. ボールチェーン（ビーズチェーン）固定具が付属していた
- ☐ 4. 荷重がかかると外れるセーフティジョイントが最初からひもに付属していた
- ☐ 5. 荷重がかかると外れるセーフティジョイントの部品と取り付け方指示書が付属していた
- ☐ 6. 安全器具等は付属していなかった
- ☐ 7. 覚えていない
- ☐ 8. その他（　　　　　　　　）

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ✂ ここで改ページ ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

Q7 **Q6で、コードクリップ、コードフック、チェーン固定具、自分で取り付けるセーフティジョイント等が付属していたと回答されたものについてお伺いします。**

使用している「ひも部分があるブラインド類・スクリーン類」の安全器具の状況をお答えください。（複数回答）
【 必須入力 】

- ☐ 1. コードクリップを毎回使用している
- ☐ 2. コードフックを毎回使用している
- ☐ 3. ボールチェーン（ビーズチェーン）固定具を取り付けて使用している
- ☐ 4. セーフティジョイントを取り付けて使用している
- ☐ 5. 安全器具の付属品がある（あった）が使っていない（理由：　　　　　　　　）
- ☐ 6. その他（　　　　　　　　）

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ✂ ここで改ページ ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【使用しているブラインド類・スクリーン類について、
「危害」、「危険」経験や、「ヒヤリ・ハット」経験をお伺いします】

・「危害」経験とは
ひもに引っかかる・絡まる等して、ケガをした・窒息した等の経験を指します。

・「危険」経験とは
ひもに引っかかる・絡まる等したが、ケガ・窒息等はしなかった経験を指します。

・「ヒヤリ・ハット」経験とは
ひもに引っかかりそうになる・絡まりそうになる等して、ヒヤリとしたりハッとした経験を指します。
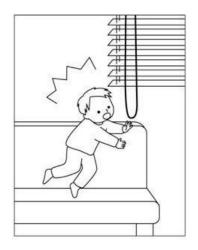
Q8 現在のご自宅で使用している「ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類」のひもについて、
お子さんが経験した「危害」、「危険」、「ヒヤリ・ハット」の有無についてお答えください。（複数回答）
【 必須入力 】

＜危害程度の高さ＞　（高い）①　＞　②　＞　③　＞　④　＞　⑤　（低い）

<table>
<tr><td colspan="6">危害、危険、ヒヤリ・ハット経験の有無と程度</td></tr>
<tr><td>①危害</td><td>②危害</td><td>③危害</td><td>④危険</td><td>⑤ヒヤリ・ハット</td><td>⑥経験なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">ひもに引っかかる・絡まる等した</td><td rowspan="3">ひもに引っかかりそうになった・絡まりそうになった</td><td rowspan="3">危害、危険、ヒヤリ・ハット経験なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">ケガや窒息等をした</td><td rowspan="2">ケガや窒息をしそうになった</td></tr>
<tr><td>病院を受診した（入院あり）</td><td>病院を受診した（入院なし）</td><td>病院を受診しなかった</td></tr>
</table>

☐ ❶ 危害（ケガや窒息等をし、入院した）
☐ ❷ 危害（ケガや窒息等をし、病院を受診したが、入院はしなかった）
☐ ❸ 危害（ケガや窒息等をしたが、病院を受診しなかった）
☐ ❹ 危険（ひもに引っかかる・絡まる等して、ケガや窒息をしそうになった）
☐ ❺ ヒヤリ・ハット（ひもに引っかかりそうになった・絡まりそうになった）

☐ ❻ 経験なし（上記のいずれも経験なし）

▼ 以下の画像をご覧ください。 ▼

Q9 **「危害」、「危険」経験や、「ヒヤリ・ハット」経験のあった ブラインド類・スクリーン類のタイプ（引っかかった箇所）をお答えください。 ※複数の経験がある場合、危害程度が最も高い事例についてお答えください。**
【 必須入力 】

- 1. ヨコ型ブラインドのひも・チェーン
- 2. ヨコ型ブラインド（ワンコントロール型）のポールから出たひも部分
- 3. タテ型ブラインドのひも・チェーン
- 4. ロールスクリーンのひも・チェーン
- 5. ローマンシェードのひも・チェーン
- 6. ローマンシェードの裏面の細いひも（コード）
- 7. プリーツスクリーンのひも・チェーン
- 8. その他（　　　　　　　　　　）

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ここで改ページ ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

▼ 以下の画像をご覧ください。 ▼

Q10 前問でお答えになった「危害」、「危険」経験や、「ヒヤリ・ハット」経験のあったブラインド類・スクリーンのひも部分のタイプをお答えください。
※複数の経験がある場合、危害程度が最も高い事例についてお答えください。
【 必須入力 】

- 1. ひも
- 2. ボールチェーン（ビーズチェーン）

▼ 以下の画像をご覧ください。 ▼
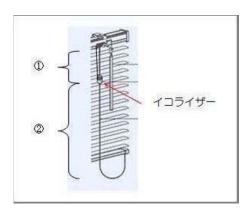
Q11 Q9でお答えになった
『「危害」、「危険」経験や、「ヒヤリ・ハット」経験のあったブラインド類・スクリーン類』で
引っかかる、絡まる等された部分は、下記のどちらでしょうか。

※イコライザーとは、細いひもを数本束ねている部品のことです。
※複数の経験がある場合、危害程度が最も高い事例についてお答えください。
【 必須入力 】

- 1. イコライザーより上部の部分（複数のひもの部分）
- 2. イコライザーより下部の部分（1本のひものループ部分）
- 3. イコライザーはない（ひもループ部分）
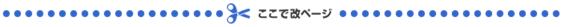
Q12 お子様が「ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類」で「危害」、「危険」、「ヒヤリ・ハット」を経験したときの状況について、記入例を参考に要件を書き込み、できるだけ詳細にお答えください。
※複数の経験がある場合、危害程度が最も高い事例をお答えください。
【 必須入力 】

（要件）

【1】 当事者の性別と当事者の当時の年齢
【2】 事例が発生した場所（寝室、キッチン等）
【3】 「何をしているとき」「何がどうなったため」「何に挟まれたか」など、
　　きっかけや直接の原因（状況）を具体的に
【4】 ケガした（しそうになった）体の部位とケガの内容・程度
【5】 ひもの一番下の部分の床からの距離
【6】 商品が取り付けられていた窓の形状（掃き出し窓、腰高窓、出窓、天窓等）
【7】 商品の形状やデザイン・素材などの特徴
【8】 安全器具（セーフティクリップ、セーフティジョイント等）の有無、使用の有無
【9】 購入先や商品名、ブランド、価格

（記入例）

娘が2歳2ヶ月のとき、午後、寝室の窓際にある大人用のベッドに昼寝をさせていた。
30分ほど目を離している間に、出窓のブラインドの操作ひもに首が絡まった。2日ほど首に赤いあとが残った。
ひもがねじれたこともあり、あやうく窒息しそうになったが、セーフティジョイントが外れたので助かった。
子供はベッドの上だったが、寝返りを打った際に絡まったようだ。
ひもの下の部分は床から1メートル以上の高さにあったが、ベッドからはすぐ届く高さだった。
ブラインドは通常のタイプのもので、輪っか状のひもは細いナイロン製（直径2mmほど）。
セーフティジョイントが最初から付いていた。
商品名は●●。およそ■■円で▲▲にて購入。

具体的な状況を記入

[ ]

※500文字以内でご記入ください。

Q13 先ほどご記入頂きました事例が発生した原因は何であると考えているか、お答えください。（複数回答）
【 必須入力 】

- ☐ 1. 商品に何らかの問題（構造・デザイン・安全器具等）があった
- ☐ 2. 商品の注意表示・取扱説明書に問題があった
- ☐ 3. 商品に注意表示・取扱説明書がなかった
- ☐ 4. 商品の使い方・設置場所や管理に問題があった
- ☐ 5. 保護者（親等）の不注意だった
- ☐ 6. 使用者（子供等）の不注意だった
- ☐ 7. 商品を購入する際の選び方が適切ではなかった
- ☐ 8. わからない
- ☐ 9. その他（　　　　）

ここで改ページ

【ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類の危険性についてお伺いします】

Q14 **ブラインド類・スクリーン類のひも部分で、先ほどご記入頂きました**
「危害」、「危険」、「ヒヤリ・ハット」経験をしたとき、どこへ苦情を申し出たかお答えください。(複数回答)
【 必須入力 】

☐ 1. 販売店
☐ 2. メーカー
☐ 3. 消費生活センター
☐ 4. その他（ ）

☐ 5. 申し出なかった

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ここで改ページ ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

Q15 **先ほどご記入頂きました事例が起こるまで、ブラインド類・スクリーン類のひも部分について、**
危険を感じたことがあったかお答えください。
【 必須入力 】

○ 1. 危険を感じていた
○ 2. 危険を感じていなかった
○ 3. わからない
○ 4. その他（ ）

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ここで改ページ ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【カーテンの留めひも(タッセル)の使用の有無についてお伺いします】

▼ 以下の画像をご覧ください。 ▼

Q16 **ご家庭で、カーテンの留めひも(タッセル)を使用していますか。(複数回答)**
【 必須入力 】

☐ 1. 共布の留めひも(タッセル)
☐ 2. ロープ状の留めひも(タッセル)
☐ 3. 細いひも状の留めひも(タッセル)
☐ 4. その他（ ）

☐ 5. カーテンまたは留めひも(タッセル)を使用していない/所持していない

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ここで改ページ ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

Q17 カーテンを閉じている状態のとき、留めひも（タッセル）はどうされていますか。
【 必須入力 】

- 1. 両端を留め具にかけている
- 2. 片方を留め具にかけず、垂らした状態にしている
- 3. 両端を留め具から取り外している（他の場所に保管している）
- 4. 留めひも（タッセル）の種類、部屋によって違う
  ⇒具体的に（　　　　　　　　　　）

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ここで改ページ ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【カーテンの留めひも（タッセル）について、「危害」、「危険」経験や、「ヒヤリ・ハット」経験をお伺いします】

・「危害」経験とは
カーテンの留めひも（タッセル）に引っかかる・絡まる等して、ケガをした・窒息した等の経験を指します。

・「危険」経験とは
カーテンの留めひも（タッセル）に引っかかる・絡まる等したが、ケガ・窒息等はしなかった経験を指します。

・「ヒヤリ・ハット」経験とは
カーテンの留めひも（タッセル）に引っかかりそうになる・絡まりそうになる等して、
ヒヤリとしたりハッとした経験を指します。

Q18 現在のご自宅で使用しているカーテンの留めひも（タッセル）について、
お子さんが経験した「危害」、「危険」、「ヒヤリ・ハット」の有無についてお答えください。（複数回答）
【 必須入力 】

<危害程度の高さ>　（高い）①　>　②　>　③　>　④　>　⑤　（低い）

危害、危険、ヒヤリ・ハット経験の有無と程度					
①危害	②危害	③危害	④危険	⑤ヒヤリ・ハット	⑥経験なし
ひもに引っかかる・絡まる等した				ひもに引っかかりそうになった・絡まりそうになった	危害、危険、ヒヤリ・ハット経験なし
ケガや窒息等をした			ケガや窒息をしそうになった		
病院を受診した（入院あり）	病院を受診した（入院なし）	病院を受診しなかった			

- ☐ ❶ 危害（ケガや窒息等をし、入院した）
- ☐ ❷ 危害（ケガや窒息等をし、病院を受診したが、入院はしなかった）
- ☐ ❸ 危害（ケガや窒息等をしたが、病院を受診しなかった）
- ☐ ❹ 危険（ひもに引っかかる・絡まる等して、ケガや窒息をしそうになった）
- ☐ ❺ ヒヤリ・ハット（ひもに引っかかりそうになった・絡まりそうになった）

- ☐ ❻ 経験なし（上記のいずれも経験なし）

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ここで改ページ ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

▼ 以下の画像をご覧ください。 ▼

（選択肢にない画像も表示されている場合があります。）
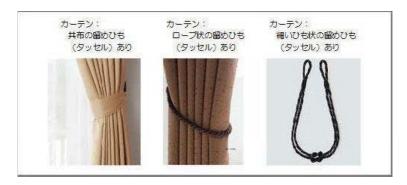
Q19 経験した「危害」「危険」又は「ヒヤリ・ハット」の原因となったタッセルのタイプをお答えください。
Q16で、使用されていると回答された下記のものから選択ください。

※最も近いものを選んでください。
※複数の経験がある場合、一番危害程度が高い事例についてお答えください。
【 必須入力 】

- 1. 共布
- 2. ロープ状の留めひも（タッセル）
- 3. 細いひも状の留めひも（タッセル）
- 4. その他

お子様が「カーテンの留めひも（タッセル）」で
「危害」、「危険」、「ヒヤリ・ハット」を経験したときの状況について、記入例を参考に要件を書き込み、
できるだけ詳細にお答えください。
※複数の経験がある場合、危害程度が最も高い事例をお答えください。
【 必須入力 】

（要件）

【1】当事者の性別と当事者の当時の年齢
【2】事例が発生した場所（寝室、キッチン等）
【3】「何をしているとき」「何がどうなったため」「何に挟まれたか」など、
　　きっかけや直接の原因（状況）を具体的に
【4】ケガした（しそうになった）体の部位とケガの内容・程度
【5】留めひも（タッセル）の状態（留め具にかけていた、垂らしていたなど）
【6】留めひも（タッセル）の一番下の部分・留め具の床からの距離
【7】留めひもの商品の形状・デザイン・素材等の特徴
【8】安全器具の有無、使用の有無
【9】購入先や商品名、ブランド、価格

（記入例）

息子が1歳6ヶ月のとき、リビングの掃きだし窓の近くで遊んでいて、急にしゃがみこんだ際、
留め具にかけていた8の字型のデザインのひも状タッセルの輪の部分に首を引っ掛け、あやうく窒息しそうになった。
大人がすぐに気が付いて外したので助かった。首に特に傷はなかった。
タッセルは、片方だけが留め具に掛っている状態で、床から30センチの高さまで垂れ下がっていた。
留め具は床から約1メートルの高さ。商品名は●●。

安全器具は特になし。1組およそ■■円で▲▲にて購入。

具体的な状況を記入

※500文字以内でご記入ください。

Q21 先ほどご記入頂きました事例が発生した原因は何であると考えているか、お答えください。（複数回答）
【 必須入力 】

- 1. 商品に何らかの問題（構造・デザイン・安全器具等）があった
- 2. 商品の注意表示・取扱説明書に問題があった
- 3. 商品に注意表示・取扱説明書がなかった
- 4. 商品の使い方・設置場所や管理に問題があった
- 5. 保護者（親等）の不注意だった
- 6. 使用者（子供等）の不注意だった
- 7. 商品を購入する際の選び方が適切ではなかった
- 8. わからない
- 9. その他（　　　　）

ここで改ページ

【カーテンの留めひも（タッセル）の危険についてお伺いします】

Q22 カーテンの留めひも（タッセル）で、先ほどご記入頂きました「危害」、「危険」、「ヒヤリ・ハット」経験をしたとき、どこへ苦情を申し出たかお答えください。（複数回答）
【 必須入力 】

- 1. 販売店
- 2. メーカー
- 3. 消費生活センター
- 4. その他（　　　　）
- 5. 申し出なかった

ここで改ページ

Q23 先ほどご記入頂きました事例が起こるまで、カーテンの留めひも（タッセル）について、危険を感じたことがあったかお答えください。
【 必須入力 】

- 1. 危険を感じていた
- 2. 危険を感じていなかった
- 3. わからない
- 4. その他（　　　　）

ここで改ページ

【安全性について、全員にお伺いします】

Q24 ブラインド類・スクリーン類のひも部分やカーテンの留めひも（タッセル）の**お子さんへの安全性**について、感じていることや考えていること（不安や疑問）がありましたら、ご自由にご記入ください。

※500文字以内でご記入ください。

ここで改ページ
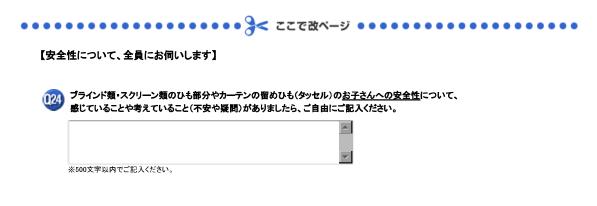
Q25 ブラインド類・スクリーン類のひも部分やカーテンの留めひも（タッセル）の**お子さんへの安全性**について、事業者（メーカー・販売店等）や行政への要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

※500文字以内でご記入ください。

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
回答もれがないか確認し、よろしければ「送信」ボタンをクリックしてください。

送　信

資料３

商品・サービスに関する主な危害・危険情報提供サイト一覧

サイト名（運営機関）	アドレス
東京くらしWEB （東京都生活文化局消費生活部）	http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/
東京消防庁ホームページ	http://www.tfd.metro.tokyo.jp/
消費者庁ホームページ	http://www.caa.go.jp/
事故情報データバンクシステム	http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/
国民生活センターホームページ	http://www.kokusen.go.jp/
経済産業省「製品安全ガイド」	http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html
製品評価技術基盤機構(nite)ホームページ	http://www.nite.go.jp/

（平成26年2月18日現在）

資料 4

消費生活相談窓口一覧

名　　　称	〒	住　　　　　所	相談ダイヤル
東京都 消費生活総合センター	162-0823	新宿区神楽河岸 1-1 ｾﾝﾄﾗﾙﾌﾟﾗｻﾞ 16 階	(03)3235-1155
千代田区 消費生活センター	102-8688	千代田区九段南 1-2-1	(03)5211-4314
中央区消費生活センター	104-8404	中央区築地 1-1-1	(03)3543-0084
港区消費者センター	108-0023	港区芝浦 3-1-47	(03)3456-6827
新宿区 新宿消費生活センター	160-0022	新宿区新宿 5-18-21	(03)5273-3830
文京区消費生活センター	112-0003	文京区春日 1-16-21	(03)5803-1106
台東区消費者相談ｺｰﾅｰ	110-8615	台東区東上野 4-5-6	(03)5246-1133
墨田区 すみだ消費者センター	131-0045	墨田区押上 2-12-7-215	(03)5608-1773
江東区消費者センター	135-0011	江東区扇橋 3-22-2	(03)3647-9110
品川区消費者センター	140-0014	品川区大井 1-14-1	(03)5718-7182
目黒区消費生活センター	153-0063	目黒区目黒 2-4-36 区民センター内 1 階	(03)3711-1140
大田区 消費者生活センター	144-0052	大田区蒲田 5-13-26-101	(03)3736-0123
世田谷区 消費生活センター	154-0004	世田谷区太子堂 2-16-7 区役所三軒茶屋分庁舎 3 階	(03)3410-6522
渋谷区 商工会館消費者センター	150-0002	渋谷区渋谷 1-12-5	(03)3406-7644
中野区消費生活センター	164-8501	中野区中野 4-8-1	(03)3389-1196
杉並区消費者センター	167-0051	杉並区荻窪 5-15-13 あんさんぶる荻窪 3 階	(03)3398-3121
豊島区消費生活センター	170-0013	豊島区東池袋 1-20-15 生活産業プラザ 2 階	(03)3984-5515

名　　称	〒	住　　　所	相談ダイヤル
北区消費生活センター	114-8503	北区王子 1-11-1 北とぴあ 11 階	(03)5390-1142
荒川区消費者相談室	116-0002	荒川区荒川 2-1-5 セントラル荒川ビル 3 階	(03)5604-7055
板橋区消費者センター	173-0004	板橋区板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター7 階	(03)3962-3511
練馬区消費生活センター	177-0041	練馬区石神井町 2-14-1 石神井公園区民交流センター内	(03)5910-4860
足立区消費者センター	123-0851	足立区梅田 7-33-1 エル・ソフィア内	(03)3880-5380
葛飾区消費生活センター	124-0012	葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズパル内	(03)5698-2311
江戸川区消費者センター	132-0031	江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス 1 階	(03)5662-7637
八王子市 消費生活センター	192-0082	八王子市東町 5-6 生涯学習センター地下 1 階	(042)631-5455
立川市消費生活相談室	190-0012	立川市曙町 2-36-2	(042)528-6810
武蔵野市 消費生活センター	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7 武蔵野商工会館 3 階	(0422)21-2971
三鷹市 消費者活動センター	181-0013	三鷹市下連雀 3-22-7	(0422)47-9042
青梅市消費者相談室	198-8701	青梅市東青梅 1-11-1	(0428)22-6000
府中市消費生活相談室	183-0034	府中市住吉町 1-84 ステーザ府中中河原 4 階	(042)360-3316
昭島市消費生活相談室	196-8511	昭島市田中町 1-17-1	(042)544-9399
調布市消費生活相談室	182-8511	調布市小島町 2-35-1	(042)481-7034
町田市消費生活センター	194-0013	町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 3 階	(042)722-0001
小金井市消費生活相談室	184-8504	小金井市本町 6-6-3 市役所第二庁舎 4 階	(042)384-4999
小平市消費生活相談室	187-8701	小平市小川町 2-1333	(042)346-9550

名　　称	〒	住　　　　所	相談ダイヤル
日野市消費生活相談室	191-0011	日野市日野本町 1-6-2 生活・保健センター内	(042)581-3556
東村山市 消費生活センター	189-8501	東村山市本町 1-2-3	(042)395-8383
国分寺市消費生活相談室	185-8501	国分寺市戸倉 1-6-1	(042)325-0111
国立市 消費生活相談コーナー	186-8501	国立市富士見台 2-47-1	(042)576-3201
西東京市消費者センター	202-0005	西東京市住吉町 6-1-5	(042)425-4040
福生市消費者相談室	197-8501	福生市本町 5	(042)551-1699 内線 2514
狛江市 消費生活相談コーナー	201-8585	狛江市和泉本町 1-1-5	(03)3430-1111
東大和市消費生活相談	207-8585	東大和市中央 3-930	(042)563-2111 内線 1713
清瀬市消費生活センター	204-0021	清瀬市元町 1-4-17	(042)495-6212
東久留米市 消費者センター	203-8555	東久留米市本町 3-3-1	(042)473-4505
武蔵村山市 消費生活相談コーナー	208-8501	武蔵村山市本町 1-1-1	(042)565-1111 内線 108
多摩市消費生活センター	206-0025	多摩市永山 1-5 ベルブ永山 3 階	(042)374-9595
稲城市消費者ルーム	206-0804	稲城市百村 2111　パルシステム生活協 同組合連合会稲城事務センター3 階	(042)378-3738
羽村市消費生活センター	205-0003	羽村市緑ケ丘 5-1-30	(042)555-1111
あきる野市 消費生活相談窓口	197-0814	あきる野市二宮 350	(042)558-1111
瑞穂町消費生活相談窓口	190-1292	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335	(042)557-7633

（平成 25 年 8 月現在）

引　用　・　参　考　文　献

<欧州規格（基準）>

- **欧州「欧州規格** EN13120:2009 **屋内ブラインドー安全性を含む性能要件」**
  ; EN 13120:2009 Internal blinds – Performance requirements including safety
- **英国「**BS EN13120:2009 **屋内ブラインドー安全性を含む性能要件」**
  ; BS EN 13120:2009 Internal blinds – Performance requirements including safety

<米国・カナダ規格（基準）>

- **米国・カナダ「**ANSI/WCMA A100.1 – 2012 **ひも付き窓カバー製品の安全性に関する米国国家規格、ひも付ブラインド製品の安全性（**CAN/CSA-Z600**））」**
  ; ANSI/WCMA A100.1-2012　American National Standard for Safety of Corded Window Covering Products (revision of ANSI/WCMA A100.1-2007)
  ; CAN/CSA-Z600 Safety of Corded Window Covering Products

<カナダ規制>

- **カナダ「ひも付窓カバー規制」**
  ;Corded Window Covering Products Regulations (SOR/2009-112), Canada Consumer Product Safety Act. Retrieved January 7, 2014, from http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2009-112/

<オーストラリア規制>

- **オーストラリア「**2010 **年ひも付屋内窓カバー規制-消費者製品安全基準に係る商取引規則」**
  ; Trade Practices (Consumer Product Safety Standard – Corded Internal Window Coverings) Regulations 2010

<韓国規制>

- **韓国「安全・品質表示基準「窓ブラインド」（品質管理及び工業製品安全法　付属書** 35**）」**

<国内文献>

- **「平成** 24 **年度のインテリアファブリックス事業の概況<市場規模の策定>」一般社団法人日本インテリアファブリックス協会**　2013 **年** 9 **月**

- **「ウィンドートリートメント（カーテン・カーテンレール・ブラインド類）」社団法人日本インテリアファブリックス協会**　2010 **年** 11 **月**

- 「インテリア情報ハンドブック」一般社団法人日本インテリアファブリックス協会　2011 年 11 月

- 「子どものからだ図鑑　キッズデザイン実践のためのデータブック」ワークスコーポレーション　2013 年 10 月

＜海外文献＞

- 合同書簡「ひも付窓カバー安全性に関する合意」オーストラリア公正取引・消費者委員会、カナダ保健省、米国消費者製品安全委員会および欧州委員会保健・消費者総局　2012 年 2 月

  ；Pilot Alignment Initiative, *Consensus on Corded Window Covering Safety*, Australia Competition and Consumer Commission, Health Canada, European Commission Directorate General for Health & Consumer, and the U.S. Consumer Product Safety Commission

- 「米国消費者製品安全委員会に対する窓カバーの安全性に関する立法を求める嘆願書」ブラインド安全のための親の会、米国消費者連合等 9 団体　2013 年 5 月

  ；Petitioners (Parents for Window Blind Safety, Consumer Federation of America, Consumers Union, Kids in Danger, Public Citizen, U.S. PIRG, Independent Safety Consulting, Safety Behavior Analysis, Inc, Onder, Shelton O’Leary & Peterson), Petition For Rulemaking to the U.S. Consumer Product Safety Commission, July 2013. Retrieved November 22, 2013, from http://www.cpsc.gov/Global/Regulations-Laws-and-Standards/Petitions/WindowCoveringPetition.pdf

- 「米国消費者製品安全委員会プレスレリース（2009 年 12 月 15 日）」米国消費者製品安全委員会　2009 年 12 月 15 日

  ；Commission Decision of 27 July 2011 on the safety requirements to be met by European standards to address certain risks posed to children by internal blinds, corded window coverings and safety devices pursuant to Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council (2011/477/EU). Retrieved January 7, 2014, from http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:196:0021:0024:EN:PDF

- 「窓カバーひもに伴う死亡事故の分析（1996-2002 年）」米国消費者製品安全委員会　2004 年 11 月

  ；Caroleene Paul, U.S. Consumer Product Safety Commission, *Analysis of Fatal Incidents Associated With Window Covering Cords (1996-2002),* November 2004. Retrieved November 22, 2013, from http://www.cpsc.gov//PageFiles/115325/webreport1.pdf

- 「欧州議会および理事会指令 2001/95/EC に基づく屋内ブラインド、ひも付窓カバー及び安全器具によるひもに対する特定の危険性に対応する欧州規格による安全要求に関する 2011 年 7 月 27 日欧州委員会決定」欧州委員会　2011 年

;Commision Decision of 27 July 2011 on the safety requirements to be met by European standards to address certain risks posed to children by internal blinds, corded window coverings and safety devices pursuant to Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council (2011/477/EU). Retrieved January 7, 2014, from http://ec.europa.eu/consumers/reports/rights_child_safety_prod.pdf

・**「子供安全製品のための消費者の権利報告書」欧州標準化消費者団体、ヨーロピアン・チャイルド・セーフティ・アライアンス**　2004 **年** 9 **月**

;“ Consumer Rights for Child Safety Products – European Child Safety Alliance European Consumer Safety Association Final Report ”. Retrieved November 22, 2013, from http://ec.europa.eu/consumers/reports/rights_child_safety_prod.pdf

・**「不動産及び設備に関する注意喚起文書」英国保健省**　2010 **年** 7 **月**

; Government of UK, Guidance “ Window blinds with looped cords or chains. ” Retrieved November 22, 2013, from https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/216061/dh_117311.pdf

・**「ひもまたはチェーンの操作による屋内窓カバーに関する規制影響分析書」オーストラリア公正取引・消費者委員会**　2010 **年**

; Product Safety Hazard Response Branch, Australian Competition and Consumer Commission, Regulation Impact Statement – Cord or Chain Operated Internal Window Covering, 2010, OBPR Reference 11290. Retrieved November 22, 2013, from http://www.productsafety.gov.au/content/item.phtml?itemId=982321&nodeId=0772b0724a59a27e32712aabef49a648&fn=Regulation%20Impact%20Statement%20%E2%80%94%20Cord%20or%20Chain%20Operated%20Internal%20Window%20Coverings.pdf

・**「ひも付き窓カバーのサービス規格に関する規制提案に係る協議文書」オーストラリア公正取引・消費者委員会**　2013 **年** 8 **月**

;Consultation Paper, Draft Proposed Regulation: SERVICES STANDARD: Corded Internal Window Coverings, August 2013. Retrieved November 22, 2013, from http://www.productsafety.gov.au/content/item.phtml?itemId=1002755&nodeId=0c7d901a82f3fe9e076c0029e81a75fb&fn=PS%20Second%20Round%20Public%20Consultation%20DRAFT%20Regulation%20Services%20Standard%20for%20CIWC%20%2028%20August%202013.pdf

東京都商品等安全対策協議会の概要等

1　委員等名簿

委員種別	氏　名	所属等
委　員	鎌田　環	独立行政法人国民生活センター商品テスト部長
	釘宮　悦子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会　理事
	鈴木　春代	公益社団法人全国消費生活相談員協会　週末電話相談室長
	田島　松一	東京消防庁防災部参事兼防災安全課長
	丸山　正博　◎	明治学院大学経済学部教授
	持丸　正明　○	独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター　研究センター長
特別委員	小筐　和人	一般社団法人日本インテリアファブリックス協会 情報活用推進委員会特命委員
	小野　裕嗣	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会　専務理事
	片山　忠俊	日本ブラインド工業会
	小林　睦子	みらい子育てネット東京　会長
	詫間　晋平	日本児童安全学会　学会長
	山中　龍宏	緑園こどもクリニック　院長
	山本　洋二郎	公益社団法人インテリア産業協会　専務理事
オブザーバ	宗林　さおり	消費者庁消費者安全課　課長
	永田　邦博	経済産業省産業技術環境局環境生活標準化推進室 課長補佐
	信夫　隆幸	経済産業省産業技術環境局環境生活標準化推進室 工業標準専門職
	田近　秀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会　標準化を考える会

（委員種別ごとに 50 音順、敬称略。◎：会長、○：副会長）

2　協議の経過

第１回　　平成 25 年 10 月 22 日（水）　　　午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで

議事　⑴　ブラインド等のひもの安全対策に関する検討

⑵　ブラインド等のひもに関するアンケート調査・事故再現実験の検討

⑶　今後の協議スケジュール

第２回　　平成 25 年 12 月 20 日（金）　　　午後 3 時から 5 時 30 分まで

議事　⑴　ブラインド等のひもに関するアンケート調査・事故再現実験の結果報告

⑵　ブラインド等のひもの安全対策に関する検討

⑶　その他

第３回　　平成 26 年 2 月 18 日（火）　　　午前 10 時から 12 時まで

議事　東京都商品等安全対策協議会報告について

3　その他

本協議会で実施した各種調査・事故再現実験については、消費者庁における平成25年度「地方消費者行政活性化基金（国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム）」を活用し、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の協力により実施したものである。